

令和 3 年

# 三重県議会定例会会議録

( 3 月 9 日 )  
( 第 9 号 )

第 9 号  
3 月 9 日



令和 3 年

# 三重県議会定例会会議録

## 第 9 号

○令和 3 年 3 月 9 日（火曜日）

---

### 議事日程（第 9 号）

令和 3 年 3 月 9 日（火） 午前 10 時開議

- 第 1 県政に対する質問  
〔一般質問〕
- 第 2 議案第 57 号から議案第 78 号まで及び議案第 80 号並びに議提議案第 1 号  
〔質疑、委員会付託〕
- 第 3 議案第 79 号  
〔委員長報告、採決〕

---

### 会議に付した事件

- 日程第 1 県政に対する質問
- 日程第 2 議案第 57 号から議案第 78 号まで及び議案第 80 号並びに議提議案第 1 号
- 日程第 3 議案第 79 号

---

### 会議に出欠席の議員氏名

- 出席議員 50 名
- |   |   |   |   |     |
|---|---|---|---|-----|
| 1 | 番 | 川 | 口 | 円   |
| 2 | 番 | 喜 | 田 | 健 児 |
| 3 | 番 | 中 | 瀬 | 信 之 |

|    |   |     |     |
|----|---|-----|-----|
| 4  | 番 | 平 畑 | 武   |
| 5  | 番 | 石 垣 | 智 矢 |
| 6  | 番 | 小 林 | 貴 虎 |
| 7  | 番 | 山 本 | 佐知子 |
| 8  | 番 | 山 崎 | 博   |
| 9  | 番 | 中瀬古 | 初 美 |
| 10 | 番 | 廣   | 耕太郎 |
| 11 | 番 | 下 野 | 幸 助 |
| 12 | 番 | 田 中 | 智 也 |
| 13 | 番 | 藤 根 | 正 典 |
| 14 | 番 | 小 島 | 智 子 |
| 15 | 番 | 木 津 | 直 樹 |
| 16 | 番 | 田 中 | 祐 治 |
| 17 | 番 | 野 口 | 正   |
| 18 | 番 | 野 村 | 保 夫 |
| 19 | 番 | 山 内 | 道 明 |
| 20 | 番 | 山 本 | 里 香 |
| 21 | 番 | 稻 森 | 稔 尚 |
| 22 | 番 | 濱 井 | 初 男 |
| 23 | 番 | 森 野 | 真 治 |
| 24 | 番 | 津 村 | 衛   |
| 25 | 番 | 杉 本 | 熊 野 |
| 26 | 番 | 藤 田 | 宜 三 |
| 27 | 番 | 稻 垣 | 昭 義 |
| 28 | 番 | 石 田 | 成 生 |
| 29 | 番 | 小 林 | 正 人 |
| 30 | 番 | 服 部 | 富 男 |
| 31 | 番 | 村 林 | 聰   |

|      |   |     |     |
|------|---|-----|-----|
| 32   | 番 | 谷 川 | 孝 栄 |
| 33   | 番 | 東   | 豊   |
| 34   | 番 | 長 田 | 隆 尚 |
| 35   | 番 | 奥 野 | 英 介 |
| 36   | 番 | 今 井 | 智 広 |
| 37   | 番 | 北 川 | 裕 之 |
| 38   | 番 | 日 沖 | 正 信 |
| 39   | 番 | 舟 橋 | 裕 幸 |
| 40   | 番 | 三 谷 | 哲 央 |
| 41   | 番 | 中 村 | 進 一 |
| 43   | 番 | 津 田 | 健 児 |
| 44   | 番 | 中 嶋 | 年 規 |
| 45   | 番 | 青 木 | 謙 順 |
| 46   | 番 | 中 森 | 博 文 |
| 47   | 番 | 前 野 | 和 美 |
| 48   | 番 | 山 本 | 教 和 |
| 49   | 番 | 西 場 | 信 行 |
| 50   | 番 | 中 川 | 正 美 |
| 51   | 番 | 舘   | 直 人 |
| (42) | 番 | 欠   | 番   |

---

職務のため出席した事務局職員の職氏名

|                  |     |     |
|------------------|-----|-----|
| 事務局長             | 湯 浅 | 真 子 |
| 書 記 (事務局次長)      | 畑 中 | 一 宝 |
| 書 記 (議事課長)       | 西 塔 | 裕 行 |
| 書 記 (企画法務課長)     | 枘 屋 | 武   |
| 書 記 (議事課課長補佐兼班長) | 平 井 | 利 幸 |
| 書 記 (議事課班長)      | 中 西 | 健 司 |

---

 会議に出席した説明員の職氏名

|                       |         |
|-----------------------|---------|
| 知 事                   | 鈴 木 英 敬 |
| 副 知 事                 | 稲 垣 清 文 |
| 副 知 事                 | 廣 田 恵 子 |
| 危機管理統括監               | 服 部 浩   |
| 防災対策部長                | 日 沖 正 人 |
| 戦略企画部長                | 福 永 和 伸 |
| 総 務 部 長               | 紀 平 勉   |
| 医療保健部長                | 加 太 竜 一 |
| 子ども・福祉部長              | 大 橋 範 秀 |
| 環境生活部長                | 岡 村 順 子 |
| 地域連携部長                | 大 西 宏 弥 |
| 農林水産部長                | 前 田 茂 樹 |
| 雇用経済部長                | 島 上 聖 司 |
| 県土整備部長                | 水 野 宏 治 |
| 環境生活部廃棄物対策局長          | 安 井 晃   |
| 地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長 | 辻 日 出 夫 |
| 地域連携部南部地域活性化局長        | 横 田 浩 一 |
| 雇用経済部観光局長             | 河 口 瑞 子 |
| 県土整備部理事               | 真 弓 明 光 |
| 企 業 庁 長               | 喜 多 正 幸 |
| 病院事業庁長                | 加 藤 和 浩 |
| 会計管理者兼出納局長            | 森 靖 洋   |
| 教 育 長                 | 木 平 芳 定 |

公安委員会委員長

川 端 郁 子

警 察 本 部 長

岡 素 彦

代表監査委員

山 口 和 夫

監査委員事務局長

坂 三 雅 人

人事委員会委員

戸 神 範 雄

人事委員会事務局長

山 川 晴 久

選挙管理委員会委員

中 西 正 洋

労働委員会事務局長

中 井 宏 文

---

午前10時0分開議

**開**

**議**

○議長（日沖正信） ただいまから本日の会議を開きます。

**諸**

**報**

**告**

○議長（日沖正信） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

去る3月5日、教育警察常任委員会に付託いたしました議案第79号について、審査報告書が教育警察常任委員長から提出されましたので、お手元に配付いたしました。

次に、さきに提出されました議案第75号について、地方公務員法第5条の規定により、人事委員会の意見を求めましたところ、お手元に配付の文書のとおり意見が提出されましたので、御覧おき願います。

次に、財政的援助団体等の監査結果1件が提出されましたので、さきに配

付いたしました。

以上で報告を終わります。

---

### 教育警察常任委員会審査報告書

| 議案番号 | 件名                |
|------|-------------------|
| 79   | 訴えの提起（和解を含む。）について |

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和3年3月5日

三重県議会議長 日沖 正信 様

教育警察常任委員長 濱井 初男

---

人委第 181 号

令和3年3月8日

三重県議会議長 様

三重県人事委員会委員長

地方公務員法第5条第2項の規定による条例案に対する意見について

令和3年3月5日付け三議第328号で求められました下記の議案に対する本委員会の意見は別紙のとおりです。

記

議案第75号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案



## 別 紙

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案に対する人事委員会の意見

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案は、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の廃止に伴い、規定を整理するものであり、適当と認めます。

---

### 質 問

○議長（日沖正信） 日程第1、県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次発言を許します。10番 廣 耕太郎議員。

〔10番 廣 耕太郎議員登壇・拍手〕

○10番（廣 耕太郎） 皆様、おはようございます。

新政みえ、伊勢市選出の廣耕太郎でございます。

先日、森元総理大臣が、一連の発言で東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会の会長を辞任されました。彼は政治家ではないんですが、元総理大臣です。私は地方議員ではありますが、政治家でありまして、やはり政治家は自分の発言には責任を持ち、そして十分注意して発言しなきゃいけない、そういうふうに思っております。

聞いているほうもつらいですが、言っているほうもつらいわけございまして、今からする質問も十分注意を払ってやらなければいけない、そういうふう思っております。

それでは、毎回といいますか、廣の一つ覚えと言われるかも分かりませんが、県民の命と財産を守るための安全・安心なまちづくりに寄与します防災対策について、質問させていただきます。

私は、ずっとこの6年間といいますか、6回目になるんですが、防災につ

いて質問してまいったわけですが、常々言わせてもらっておるのは、想定外をなくす、すなわち、ふだん想定しておる以上のとんでもないような災害を想定しておくということでございます。

例えば、いつも言わせてもらっておるのは、阪神・淡路大震災のような直下型の大地震が広範囲に、三重県だけではなくて、中部地方ぐらい広範囲にわたって発生した場合、どうなるのか。

私も以前も言わせてもらいましたが、阪神・淡路大震災のときにはボランティアに行きました。そのときの悲惨な状況、今でも目に焼きついておるわけでございますが、もう家屋はほとんど潰れておりました。特に、在来工法といたしますか、日本家屋、切り妻の屋根の家は大体潰れておったんですね。

私ごとで大変恐縮なんですが、私の家も築約100年ぐらいたつ在来の日本家屋でございまして、数年前に一度、台所の床がおかしかったものですから、ちょっと改装したんですね。改装したときに床の下を見たら柱があるんですが、その柱を見たときにぞっとしたのが、ちっちゃい石の上に柱が乗っているんです。昔の家はこんなんやと言うんですけど、ぱっと見ると石の大きさはいろいろ違うんですけども、全ての柱が石の上に乗っているだけ。私はちょっとびっくりしまして、こんなのでいいのかなと思ったんですが、先輩の設計士の方に聞くと、地震のときには家全体が揺れて石の上を滑る、これは一応、免震になっておるんだというふうに言われたんですが、だからおまえの家は向きを変えることができる、位置も変えることができる、モービルハウスかなと思ったんですが、それぐらい動かすことができるような家なんだと。

ただ、直下型の地震だったらどうなるのか。日本家屋というのは、御存じのように、瓦でおもしろいと思いますか、固定をしてある。ですけれども、これが縦揺れになるとぐしゃっとすぐに潰れてしまう、古い家はそうだというふう聞いており、私の家もそうです。

ですから、もし縦揺れ、阪神・淡路大震災のような地震が来たときには、何か机の下に潜れとかいうのじゃなくて、イの一番に外に出なければいけな

い。それをやっぱり心がけておるわけですが、その中で、今、質問させてもらいますが、被災者の指定避難所への移動について、避難所の状況と課題について聞くわけですけれども、命からがら外へ出ました、最悪の場合ですから、真夜中の雪が降っておる1月の寒い時期ですね。そういうときに地震が起ったときに、真っ暗闇です。真っ暗闇で、それで皆さん歩いて、普通は近くの小学校、中学校の体育館に行くわけですね。じゃ、その体育館というのが、本当に入れるのか。もしかしたら、物すごく人がいっぱい、入れない状況になっておるかも分からないですね。

この質問は、12月2日に我が会派の川口円議員、男性ですが、男性と言わないと、何か円と言うとちょっと女性と間違えると、本人もそう言っていました、円議員が質問されました。

そのときに答弁されたのは、じゃ、どれぐらいの避難者が出るのか。その数は26万7000人と想定しておりますというふうな答弁があったわけですが、私が阪神・淡路大震災のボランティアに入ったとき、ほとんどの方が当然、避難されておるわけですね。ということを見ると、26万7000人って一体どこから出た数字なのかな、ちょっと少ないんじゃないかなと思うんですね。

この数の算出方法は別としまして、じゃ、26万7000人に対してどれぐらいの避難所があり、そして、どれぐらいの避難者を収容できるのか。それを答弁してもらったら、1500か所、64万5000人を収容できますというふうな答弁があったと思いますが、そのとき川口議員も言われましたけれども、今はコロナ禍であり感染症が蔓延しているときで、ソーシャルディスタンス、今はフィジカルディスタンスというんですか、これを考えたときには、体育館に300人ぐらい入ると思っておっても、フィジカルディスタンスをとると130人しか入りません、すなわち、40%ぐらいになっていくってことですね。

64万5000人といっても、その40%になると25万8000人。ということは、想定していた26万7000人より多くなっているんですね。全然足らない、そういう状況になってしまうのではないかと危惧するわけでございます。

これを受けまして、前回言われたのは、県では市町の支援として、新たな

避難所確保に向けて、さらなる県有施設の活用を希望する市町との協議を進めているところで、併せて民間の協力も得て、旅館、ホテルの活用も考えているというふうなことでしたが、あれから3か月たちました。取組状況と現状はどうなっているのか、お聞かせください。

〔日沖正人防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（日沖正人） 避難所の現状と課題について、避難所の収容人数、それから旅館、ホテルの活用に向けた取組状況について、答弁させていただきます。

先ほど議員のほうから御紹介がありましたけれども、12月に答弁させていただいた三重県地震被害想定調査に基づきまして、大規模地震の発生時の避難者数を、過去最大クラスの地震の想定では約26万7000人というふうに想定しております。

これに対しまして、各市町が指定した避難所の数は、この1月現在でも12月の答弁と変わっておらず、避難所が約1500か所、想定収容人数は総数約64万5000人となっております。被害想定調査における被害者総数を上回る収容人員が確保されているという状況にはありますが、市町別に見ると、収容人数が不足しているところがあることとか、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に伴う収容人数の減少も見込まれますので、これまで各市町において見直しを進めてきていただいているところでありますが、昨年12月に開催いたしました市町等防災対策会議では、大規模の災害時に必要となる避難所の確保のために、改めて避難所における収容人数等の見直しや確認を行っていただくように、市町にも依頼したところであります。

あわせて、避難所の確保状況が想定避難者数を下回っている市町に対しましては、避難所の確保とともに、近隣市町との協力体制についても検討を促しておるところであります。

新型コロナウイルス感染症への対応では、避難所の密を避けるために分散した避難が必要となりますことから、県としても新たな避難所確保に向けた取組を支援するために、県有施設の活用を希望する市町との協議を進めてお

るほか、三重県旅館ホテル生活衛生同業組合の協力も得まして、避難所としてのホテル、旅館の活用も支援しております。

そこで、現在、新たにホテルを避難所として指定しました鳥羽市をはじめ、御浜町では新規開業したホテルとの協議も進められているなど、複数の市町で活用に向けた取組が進められております。

また、避難所における新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染症対策の推進についても、引き続き地域減災力強化推進補助金により避難所の感染対策を支援するとともに、来年度は新しい生活様式に対応した避難スタイルの確立・定着に向けまして、避難所アセスメント事業を実施して、市町における感染対策を含めた避難所運営をさらに支援していきたいというふうに考えております。

今後も、引き続き市町と連携しまして、新たな避難所の確保や避難スペースの見直し、分散避難や広域避難といった多様な避難形態に向けて取組を進めることで、コロナ禍においても、県民の皆さんが安心してちゅうちょなく避難いただけるよう取り組んでまいります。

〔10番 廣 耕太郎議員登壇〕

○10番（廣 耕太郎） ありがとうございます。

先ほどの答弁によりますと、今のところ、市町から県有施設の活用を求め、る要望はなかったというふうに理解してよろしいのでしょうか。

〔日沖正人防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（日沖正人） 今のところ市町からの意見を聞いている範囲では、そういうことでございます。

〔10番 廣 耕太郎議員登壇〕

○10番（廣 耕太郎） ありがとうございます。

それじゃ、まだ今のところは出ていない、これから出てくるということで理解させていただきます。

県有施設というのは、私もどういうところに、どういうものがたくさんあるのか、まだちょっと今活用できるところが分からないものですから、後日

でいいですので、資料のほう、いただければと思います。

次に、地域で備える資機材について質問させていただきます。

これは、自主防災リーダーハンドブックに書かれておるんですが、先ほど言わせてもらった、大災害が起こって、真っ暗闇の中を歩いて避難所に行く。そのときに誘導してもらような自主防災組織の方々がいらっしゃったとした場合でも、バルーンライト、回りをすーっと明るくするようなライトとか、あと拡声器、ハンドマイクではなくて、スーパーメガホンを使っていたきたい。そういう資機材を防災倉庫に入れていただきたいと思うんですが、自主防災リーダーハンドブックを見ますといろんなことが書かれております。

ただ、指定避難所への移動のために必要な資機材の、自主防災組織が人口に応じて地域が備えておくべき品目や量については、これは、いま一度精査していただきたいと私は思っておるんですけれども、その点についてお聞かせください。

〔日沖正人防災対策部長登壇〕

**○防災対策部長（日沖正人）** 地域で備える資機材につきまして、自主防災組織が備えておくべき品目、あるいは量ということでございますけれども、避難誘導のために自主防災組織で必要となる資機材につきましては、情報伝達用具としてメガホンや拡声器など、救出用具としてリアカーやゴムボートなどは考えられます。

県で作成しております、先ほど御紹介がありました、自主防災リーダーハンドブックでは、自主防災組織で必要となる資機材の品目例を、災害時の活動別に分かりやすく整理して記載しております。

自主防災組織において備えておくべき資機材の品目や量については、各地域で想定されます土砂災害、津波、高波などの災害の特性が異なりまして、自主防災組織の構成や規模なども様々であることから、自主防災組織が主体的に地域での話し合いや、市町、消防機関との検討を行った上で、必要な資機材の整備を行っていただき、県は市町と連携しまして、その取組が促進されるよう支援することが適切であるというふうに考えております。

なお、消防庁が作成しました自主防災組織の手引におきましても、資機材の整備につきましては、地域の実情や組織の構成等を見て市町や消防機関等の指導を受けて検討するよう示されております。

なお、自主防災リーダーハンドブックにつきましては、現在、新型コロナウイルス感染症の対策用の資機材の品目を追加するなどの見直しを、市町などの意見を伺いながら進めておるところでございます。

県としましては、今後とも、市町が行う自主防災組織の資機材整備の取組を支援させていただくとともに、自主防災組織リーダーに対して活動に必要な資機材についての研修を行うほか、防災技術指導員が地域に入りまして、地域の実情に応じた資機材整備への助言などを行うといった取組を進めてまいります。

〔10番 廣 耕太郎議員登壇〕

○10番（廣 耕太郎） ありがとうございます。

私、その資機材の台帳をちょっと見させていただいても、ぱっと見て、確かに私が言わせてもらった、前回、熊本県に行ったときに水がなくなってパニックになったことから、防災倉庫に必ず入れるものとして浄水器を入れてほしいというふうな話をしたんですが、これは入っております。

しかし、浄水器だけでは当然駄目でありまして、その浄水器を使おうと思うとやっぱり長いホースが要るんです。これがないとできないんです。それと、あと燃料ですね。私も幾つか防災倉庫を見させてもらいました、学校のほうの。しかし、燃料はやっぱり入っていないんですね。こういったことも、いま一度考えていただいて、このリストの中に入れていただきたい。

先日、自分の母校の伊勢宮川中学校に行ってまいりました。そうしたら、そのエントランスの前に、すごく大きいこれぐらいのガスのタンクがありまして、周りは金網で嚴重に囲ってあるんですけども、そこからいろいろガスを取って防災訓練をされておると。まさにああいったもののガソリン版とか、いろいろそういったものを設置していただけないのかなというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それで、次は県立高校の協力体制について、お聞きしたいと思っております。

この県立高校ですが、どうしても小学校や中学校に比べて、住民との接点が少ないかなという感じを受けます。やっぱり住民との接点が多いのは小学校、中学校であって、高校の場合は、何か自分のところの生徒だけみたいな、地域とはちょっと離れているような感じがするんですが、県立高校の学校備蓄の状況とか、市町による指定避難所の指定について、県立高校も協力していくべきではないかと思いますが、考えをお聞かせください。

〔木平芳定教育長登壇〕

○教育長（木平芳定） 県立高校の防災関係について2点御質問いただきましたので、順次、御答弁申し上げます。

まず、県立高校の学校備蓄の管理状況も含めてなんですけれども、御答弁申し上げます。

南海トラフ地震などが発生し、津波による浸水、それから、公共交通機関が運行停止となった場合、生徒、教職員が帰宅困難となることが想定されます。その際、停電や断水の場合にも対応できるよう、県立学校では、生徒や教職員が学校で過ごす際に必要となる水や食料、簡易トイレ、毛布、保温シート、投光器、発電機などの災害備蓄物資を配備しています。

これらの管理につきましては、教育委員会が策定いたしました災害備蓄物資管理マニュアルを基に、各県立学校で、物品名、数量、納品年度、保管場所、使用期限などを一覧表としてまとめ、毎年度、現物と照らし合わせ、保管数量や使用期限などを点検しています。

また、教育委員会では、県立学校から備蓄物資の一覧表の提出を受けて、その状況を把握するとともに、職員が各学校の防災対応の状況を把握するために訪問した際、保管場所、保管状況が適切かなどについて確認しています。

投光器や発電機などは、災害発生時に速やかに使用できるようにしておくことが重要です。このため、今後、県立学校では、年に1回は実際に発電機を作動させるとともに、操作方法を確認するなど、いざ災害が発生したとき



に迅速に対応できるよう、平時から備えを徹底してまいります。

2点目の指定避難所の関係でございます。

災害が発生した際に、地域の方々の避難先の一つとして県立学校が果たす役割は、大変重要であると認識しています。県立高等学校の避難所指定については、市町からの依頼を受けて行われており、現在、県立高等学校57校、分校も含みますけれども、このうち13市町から37校が指定避難所としての指定を受けています。また、津波や洪水、土砂災害等から一時的に身の安全を確保するための避難先であります指定緊急避難場所についても、44校が指定を受けています。

県教育委員会では、毎年度、職員が市町教育委員会や県立学校を訪問し、学校防災に関する意見交換を実施しています。その際、市町の防災担当の職員にも同席してもらい、市町によっては、避難所の指定に関する取組や課題についても意見交換を行っております。

今後、県立学校に対して、市町から指定避難所の依頼があったときには、積極的に対応するよう改めて周知いたしますとともに、何らかの課題がある場合には県教育委員会も一緒に考え、避難所の指定が円滑に進められるよう取り組んでまいります。

〔10番 廣 耕太郎議員登壇〕

○10番（廣 耕太郎） ありがとうございます。

いろいろ意見交換をされたというふうなことをお聞きしました。そこで、ちょっとお聞きしたいんですが、じゃ、意見交換でどのような意見が出たのか、そして、またその意見というのは、各市町の方が共有しておられるのか、また、そういった課題があったらどのように解決したのか、未解決のものもあるかと思えますけれども、そこら辺のことをちょっとお聞かせください。

〔木平芳定教育長登壇〕

○教育長（木平芳定） 意見交換については、毎年度、実施させていただいております。それで、例えば避難所指定につきましては、県立学校は、最近、

夜間の警備を機械警備にしているということもありまして、具体的に、いざ夜間に避難がなされる時に鍵をどういうふうにするかとか、具体的な意見交換もさせていただいております。

そういった部分につきましては、全ての市町教育委員会の防災担当者の方にも入っていただいて意見交換しますので、同じような課題なりがある場合は、その部分も共有させていただくとか、あるいは防災担当の人に、必要な部分については全てのところに共有するとかということで、その意見は大切にさせていただいております。

[10番 廣 耕太郎議員登壇]

○10番（廣 耕太郎） ありがとうございます。

もう一つちょっとお聞きしたいんですが、先ほど教育長のほうから、確かに指定避難所に高校はされておるわけですが、ただ、避難生活施設にはなっていないということなんです。

先ほど、言わせてもらったように避難所は少ない、避難者も多くなるのではないかと、そういう話の中で、小学校、中学校の体育館、ここに避難者がいっぱい押しかけて、そこで生活が始まるわけです。しかし、高校の体育館では生活ができない、規定による避難生活施設にはなっていないということなんです、なぜなのか、お聞かせください。

[木平芳定教育長登壇]

○教育長（木平芳定） 避難場所の指定につきましては、先ほども御答弁申し上げましたけれども、市町の御依頼を受けて、各学校が対応を検討させていただいております。

その中で、具体的に体育館でありますとか、例えば場所によっては校舎の2階でありますとか、具体的な部分がございますので、そういったことについて、課題があれば我々も参画しますし、状況によっては防災対策部にも専門的なことを聞きながらやり取りをさせていただいております。

議員の御質問の部分については、どういった規定の根拠で、今、おっしゃったことがなされる、あるいはなされていないかというのが、今、私、

この場で詳細まで把握しておりませんが、改めて御指摘の部分についても確認しながら、今後の対応を進めていきたいというふうに思っております。

〔10番 廣 耕太郎議員登壇〕

○10番（廣 耕太郎） 私が聞き及んでいるところによりますと、それは各学校の校長の判断だというふうに聞いております。

ある校長が、やっぱり避難生活施設、避難者がみんなそこで生活すると、ある意味、いろんなお世話もしないといけないし、大変になってくるといふ部分もあるというふうに聞いています。ですから、生活の部分は外してほしいということ。ある意味、横並びになっておるんじゃないかなというふうに思うんですね。

これ、不思議といいますか、小学校、中学校の体育館はもう人でいっぱいになっておる、なのに高校体育館は誰もそこで生活をしていない。これは、やっぱり不思議です。

今後、そういったところをなくしていただきますよう、協力体制をしいていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、避難行動要支援者対策についてお聞きしたいと思います。

これは、私が消防団時代に、もし大地震が起こった場合、要支援者といいますか、体の不自由な方々を、まずは救出しに行かなくてはいけないんじゃないかという意見を言わせていただきました。

すなわち、平常時に、要支援者の方々の居場所といいますか、住所、そういったものをいただければというふうな話をしたんですが、これは個人情報報ですので渡すことはできない。もしそうなった場合は、そうなったときに渡すというふうな話で、おいおいと思ったんですけども、現在は、それについてはちょっと変わったというふうに聞いております。

高齢者や避難行動要支援者の居場所が、消防団や自主防災組織で把握できるようにしておくための取組に対する県の支援状況をお聞かせください。

〔日沖正人防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（日沖正人） 避難行動要支援者対策について、答弁させていただきます。

災害時に避難行動要支援者に対し、円滑かつ迅速に避難支援を行うためには、平時から避難行動要支援者御本人の同意を得た上で、実際に避難を支援する関係者に情報を提供しておくことが重要と考えております。

避難行動要支援者名簿は、現在、県内全ての市町で作成されております。名簿の作成や提供は、災害対策基本法で市町の責務と定められておりまして、各市町が地域の状況に応じて、必要となる避難行動要支援者名簿の提出先を決定しているというところでありまして、現時点で14市町が消防団へ、21市町が自主防災組織へ、25市町が民生委員へ名簿を提供しているところであります。

県において名簿を活用した市町の取組が進むよう、みえ防災・減災センターが実施しております市町職員等防災研修に、避難行動要支援者の避難行動支援に関する先進事例を学ぶ研修を加えまして、取組への反映を促すとともに、地域減災力強化推進補助金を活用しまして、市町による住民が主体となった避難行動を推進する取組を支援して、避難行動要支援者の住所の把握も含めた避難計画等の作成について促進を図っておるというところであります。

避難行動要支援者の避難方法を含めて、避難時の避難行動をより実効性のあるものにしていくために、地域が主体となって計画を策定していくことが重要であることから、今後も引き続き市町の取組を支援してまいります。

また、地域に対しても、県の防災技術指導員を自主防災組織等へ派遣しまして指導を行うとともに、自主防災組織リーダー研修などを通じまして地域の取組を促進するなど、地域全体で活動が進められるよう取り組んでまいります。

〔10番 廣 耕太郎議員登壇〕

○10番（廣 耕太郎） ありがとうございます。

この件につきましては、市町に、言い方はあれやけど、お任せといたします

か、市町の判断でということではあるんですが、私、自分が消防団におったので思うんですけども、今、要支援者の件につきましては、御自分で、もしこうなったときになったら助けてほしいというふうに自分で言われて、その名簿に名前が出ておるわけですね。

それを考えますと、あらかじめ消防団員が仮に20人おったとして、2人1組であなたはこの人を助けてくださいねと、あらかじめ平常時にその家に行って、コミュニケーションも取って、有事のときには我々が来ますよというようなことをしておくのが一番要支援者を助けることになるのじゃないかなというふうに思うんです。

そういったことをマニュアルの中に入れ込んで、各市町のほうに促してもらえばというふうに思いますので、よろしく願いいたしたいと思います。

次に、消防団と自主防災組織について、お伺いさせていただきたいと思います。

この消防団の一番の問題というのは団員の確保、これはいつも言われておることなんですが、地域の安心・安全を守るために日夜活動をいただいています消防団の団員数が、全国的に減っているのが課題ですが、県として、入団促進のために毎年2月の入団促進キャンペーンや消防団応援の店なんかをつくっておりますが、その取組について今の状況をお聞かせください。

〔日沖正人防災対策部長登壇〕

**○防災対策部長（日沖正人）** 消防団員の入団促進キャンペーンや、消防団応援の店などの取組状況について答弁させていただきます。

消防団は、地域におけます消防防災体制の中核的存在として、地域住民の安全・安心を守るため大きな役割を担っておりますが、人口減少や少子・高齢化などの社会構造の変化により、団員数の減少が全国的な課題となっております。本県においても同様の状況にあります。

全国的には、令和2年4月1日現在で約81万8000人の消防団員がみえますが、この10年間で約6万5000人、7.4%減少しております。三重県では約1万3000人となっております。この10年間で773人、5.6%の減少となっております。

ります。

県では、このような状況を重く受け止めまして、退団者の増加する4月に先立ちまして、先ほど議員のほうからもお話がありました、毎年2月を入団促進キャンペーン期間として位置づけまして、市町や三重県消防協会と連携して入団促進を図るための様々な活動展開をしております。

具体的には、近鉄主要駅への団体募集のポスター掲示、県の各庁舎でのPR展示、ショッピングセンター等での啓発活動ほか、広報紙の配布や絵画コンクールなど、県内各地域で入団促進の活動を実施しております。

また、みえ消防団応援の店制度につきましては、消防団への応援の輪を広げることにより消防団活動への理解を促進し、入団促進をはじめ、充実強化につなげるということを目的としまして、協力いただける企業や店舗等におきまして、消防団員、そしてその家族の方に特典、割引サービスを提供していただく制度として平成29年からスタートしておりますが、令和3年2月1日現在、登録店舗数1364店舗となっております。スーパー、ショッピングセンター、旅館、ホテル、レジャー施設などの大規模事業者に加えまして、各地域の食料品店、あるいは居酒屋、自動車整備工場、カスリンスタンドなど、多くの事業者の方々に御協力をいただいています。

こうした取組に対して、消防団員の方からは、家族で利用できるのはありがたい、ふだんから利用する地元の店で使えるので助かっているというような声もいただいているところであります。

また、全国の消防団員がサービスを受けられる全国消防団応援の店制度もありまして、令和2年4月1日現在で全国に4776店舗登録されております、消防団への応援の輪が全国に広がりつつあります。

さらに、県では今年度から、消防団員の確保、充実強化を図るための市町の取組をしっかりと支援できるよう、消防団充実強化促進事業を創設したところであります。

県としましては、今後も、市町や消防協会、関係機関と連携して、引き続き消防団への入団促進に向けて取り組んでまいります。

〔10番 廣 耕太郎議員登壇〕

○10番（廣 耕太郎） ありがとうございます。

いろいろキャンペーンが終わった後の団員の数の推移とかまだお聞きしたいんですが、時間のことがございますので、資料があったらよろしくお願ひします。

次に、機能別団員についてお聞きさせていただきたいと思います。

消防団員の加入促進を図るために、国では機能別団員の創設を進めるように求めているが、そもそも機能別団員というのはどのような組織で、どのような役割を果たすものなのか、また、県・市町の整備状況についても、併せてお答えください。

〔日沖正人防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（日沖正人） 機能別消防団員の役割、整備状況について答弁させていただきます。

機能別消防団員とは、全ての災害や訓練に出動する基本団員とは異なりまして、より多くのより幅広い多様な人材が消防団員として参加していただけるようにするために、特定の役割や時間帯に限定して消防団活動を行っていただく消防団員のことであります。

主な例としまして、基本団員だけでは人員不足が生じるような大規模な災害時に限って活動する大規模災害団員や、広報活動を専門とする広報団員、それから、元消防団員の方に特定の役割を担っていただくOB団員などがあります。

三重県では、消防団員が減少する中、機能別消防団員の数は増加傾向にあります。令和2年4月1日現在、5市町で10の機能別消防団員が導入されておりまして、471名の方が入団されております。

特色のある機能別消防団員としましては、モータースポーツの街という特色を生かしました鈴鹿市のバイク隊があります。大規模災害時に、バイクの機動性を生かした情報収集活動を中心に行う部隊として、20名の方が入団しております。また、津市や四日市市では、地元の大学等に働きかけを行いま

して、学生団員を整備いたしまして、計33名が入団しております。

県としましては、地域の特色を生かした機能別消防団の取組は、役割や活動時間を特定の範囲に限ることによって参加しやすいということに加えまして、消防団活動の理解を深めて、地域のイメージアップという効果も期待できますことから、消防団の入団促進の有効な一つ的手段と考えております。

今後も、各市町に対して導入に向けた検討を進めていただくよう働きかけを行うとともに、取組を進める市町に財政支援を行うなど、各消防本部や消防協会とも連携しながら、市町の取組をしっかりと支援してまいります。

〔10番 廣 耕太郎議員登壇〕

○10番（廣 耕太郎） ありがとうございます。よろしくお聞きしたいと思えます。

それでは、次に、団長や副団長、そういった消防団の幹部との意見交換会もやっておられるというふうにお聞きしておりますが、どのような意見が出ておったのか、どのように対処したのか、そこら辺のことをお聞かせください。

〔日沖正人防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（日沖正人） 消防団幹部の方々との意見交換会につきまして、答弁させていただきます。

消防団は市町が設置する機関ではありますが、県としましても、地域防災の要となる重要な機関であると考えておりまして、より効果的な支援をしていくために、毎年、県内全ての消防団を個別に訪問し、団長をはじめとする団員の皆さんから、現場の課題や意見などを直接聞かせていただいております。

この意見交換会では、市町の担当者も同席いただきまして、消防団活動の状況や課題等をお聞きするとともに、国の施策を踏まえた取組の推進や、県の取組に対する協力などをお願いしております。

県では、いただいた御意見を様々な取組を進める際の参考としておりまして、例えば、今年度は新型コロナウイルス感染症の感染防止に必要な資機材



が不足しているという声に応えまして、三重県消防協会と連携して、マスク、消毒液、体温計などを、県内全ての消防団に配布させていただいたところでもあります。

県としましても、引き続きこのような意見交換の場を定期的に設けることで、消防団の現場のニーズ等を丁寧にお聞きしながら、消防団員の入団促進や充実強化に取り組んでまいります。

〔10番 廣 耕太郎議員登壇〕

○10番（廣 耕太郎） ありがとうございます。よろしくお聞きしたいと思います。

時間がありませんので、次に、消防団員の定年制の見直しについてお聞きしたいんですが、今、私の住んでおる伊勢市は、定年が60歳というふうに聞いております。しかし、ほかの地区は違うというふうに聞いておるんです。それぞれの地区の考え方が違うと思うんですが、定年制についての県の考えを聞かせてください。

〔日沖正人防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（日沖正人） 消防団員の定年制について、答弁させていただきます。

消防団員の定年制につきましては、平成27年の国の消防審議会におきまして、シニア世代の消防団への加入の促進等について検討されまして、今後、一層の高齢化の進展を踏まえ、65歳以上でも十分活動できる人が消防団員として活躍できるようにする必要があるという答申が出されました。

これを受けて、消防庁では、高齢化が進展している社会情勢に鑑み、定年年齢の引上げ等について検討することを市町村に求めています。

県では、各市町に対しまして、定年年齢の見直しを行っていただくよう働きかけをしております。令和2年4月1日現在で、県内29市町のうち、26市町において定年年齢の規定が撤廃されております。なお、定年年齢の規定が残っている3市町においても、地域の消防力の低下が懸念されるなどの理由により、定年の延長が行われております。

県としましては、今後も様々な機会を通じて、定年制度の撤廃や元消防団員の方に特定の役割を担っていただくOB団員の導入等について検討を促すなど、元気なシニア世代の方々が豊富な知識や経験を生かし、引き続き消防団員として活躍していただけるよう取り組んでまいります。

〔10番 廣 耕太郎議員登壇〕

○10番（廣 耕太郎） ありがとうございます。

消防団員が減っておりますので、定年制で抜けていくと、かなり数がまた減っていくということなのですが、確かに60代の方、まして、まだ70代の方でも元気な方でもおみえです。

ただ、報酬が出るということもありまして、言い方は悪いですけど、あまり身体的に能力がないような方もずーっとおるんよというふうな話も聞いております。

これは提案なのですが、やっぱり消防団というのは体がまず動かなきゃいけないということを考えると、仮に体力測定、そういったものもやっぱり中に入れておくべきじゃないかなというふうに思いますので、また御検討を願えればと思いますので、よろしくお願いします。

続きまして、自主防災組織への支援に移りたいと思います。

この自主防災組織というのは、私も消防団に入っていましたけど、昼間にぼやとか火事が起こっても、消防団員の方は皆さん職を持っておられて会社に行っておるんですね。それを考えると、地元はずっとおられる年配の方が多い自主防災組織というのは、非常に大事であるというふうに思っております。

そこで、消防団並び地域の防災における重要な役割を担う自主防災組織に対する県の支援状況をお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

〔日沖正人防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（日沖正人） 自主防災組織への支援について、答弁させていただきます。

県内において、令和2年4月1日現在、3770の自主防災組織があります。

この自主防災組織につきましては、災害対策基本法に基づき、市町の責務としてその充実に努めなければならないとされておりますが、県としても、市町の取組を支援するため、連携して自主防災組織の活動を促進するとともに、自主防災組織が活用する資機材の整備について、市町への財政支援を行っております。

また、自主防災組織の活動を促進するために、みえ防災・減災センターで実施しております自主防災組織リーダー研修におきまして、地域防災活動に資する知識の習得、それから、知識と経験を持った防災技術指導員を派遣した防災講話や、防災訓練などに対する指導、助言を行っております。

このほかにも、県内の自主防災組織の先進事例の水平展開に向けて、三重県自主防災組織交流会、それから、和歌山県や高知県、徳島県と4県での連携の自主防災交流会を毎年開催しまして、情報交換の場を設けているほか、自主的な防災活動に取り組まれている団体を、みえの防災大賞として表彰することなどにも取り組んでおります。

また、今年度は、自主防災組織の活動の参考にしていただくために、コロナ禍においても積極的に活動している団体の活動事例を、三重の防災活動事例集としてまとめまして、市町を通じて自主防災組織に情報提供するとともに、ホームページでも公開しております。

県としましては、引き続き市町と連携して、自主防災組織における人材の育成や組織の活性化を促進することで、自主防災組織が地域でさらに活発に活動できるよう取り組んでまいります。

〔10番 廣 耕太郎議員登壇〕

○10番（廣 耕太郎） この自主防災組織ですが、消防団は報酬が出るんです。しかし、自主防災隊というのは報酬がないんです。そこで、報酬を、支援というのは難しいかも分かりませんが、せめて保険関係のことだけでも支援をしていただければと思いますので、一度御検討いただきたいと思います。

次に移らせていただきます。

避難所への医療機器の設置について、これは私、以前も2回ぐらい言わせ

てもらったんですが、満足な回答が得られなかったものですから、今回またこの話をさせていただきます。

先ほど言わせてもらったように、震災が起こって、歩いて近くの小学校、中学校の体育館に行きます。行ったら、そのときには傷を負った傷病者の方が物すごくたくさんいる、そういう状況が想定されます。

そのときに、もう傷を負って出血多量で死んでいくような子どもとか傷病者がいたときに、そういった体育館に医療機器を設置しておくことができないのかというふうな話を、以前もさせていただきました。

答弁としましては、基本的には小・中学校に医療救護所を設置して、重症者は災害拠点病院に搬送され、そして救護者においては、市町が地元医師会と行う提携協定に基づき、医師らで構成される医療救護班が派遣されて、そして医療救護活動を行うというふうに前回も言われました。

しかし、これは道路が通れる、そして通信も可能であるという前提があるんですが、もう道も通れない、そして携帯電話も通じない、そういう場合にはどのように対処していくのかなというふうに思います。

ぜひそういうときには、体育館に行ったら、そこで応急処置ができるような、また、ちょっとした傷を縫合できるような、そのときには医者がいなきゃできませんけれども、仮に中学校に置いておくとすれば、中学校に1人は医師がいると私は思っております。そういった緊急の医療機器を設置しておくことができないのかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

〔加太竜一医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（加太竜一） 避難所への医療機器等の設置について、お答えを申し上げます。

議員からさっき御紹介がありましたように、避難所に設置される救護所には、基本的には地元医師会と締結した協定によって派遣されて、その方々が医薬品、衛生材料は持ってくるということでございます。

しかし、議員が御指摘のように、被災状況によりましては、そういった派遣自体、または必要な資機材の携行が難しい場合があるというのは、事実だ

というふうを考えてございます。

一方、避難所への医療資機材や医薬品等の配備につきましては、温度管理等の保管条件が求められること、整備費用や医薬品の使用期限切れによる買換え等、維持管理コストが発生すること、維持管理を担う人材の配置が必要なことなどの課題があるほか、医薬品の配備や譲渡に当たっては、薬機法による規制も課題としてございます。

また、医療資機材等がそろっていた場合におきましても、避難所の衛生環境や医師の専門性により、応急処置の実施内容が限られてくることも想定されます。

さらには、被災状況等により救護所が設置される場所も変わることから、どの避難所へ医療資機材を配備するかの検討も必要であります。

このようなことから、避難所への医療資機材の配備につきましては、まずは、避難所を開設する市町の現状確認やニーズ把握に努めてまいりたいと考えております。

〔10番 廣 耕太郎議員登壇〕

○10番（廣 耕太郎） それは分かっておるんですが、私がちょっと思うのは、（パネルを示す）こういう形で、上のほうにクーラーボックスのような大きい医療機器のキットを置いておいて、すごくたくさん傷病者が出るということ予想すると、いわゆる野戦病院のようなものを置いておくことが必要ではないか。当然、被災者が多いと、（パネルを示す）こういう形になってくるんですけども、こんな形ですね。そこで、傷の縫合、そして、骨折していた方がいれば、そういった治療ができるというふうなものにしておかないと、今の状況では、体育館に行ったけれども救護箱すらないんですね。だから、そういったことを考えたときに、必ず置いておいていただきたい。

いろんなハードルはあると思います。ただ、私が法律家に聞いて、そういった医薬品とかそんなのは置いてはいけないのかどうかというと、置いてはいけないというような法律はないって、私は聞いておるんですね。ですから、それだったら置けるような条例をつくれればいいんじゃないかなというふ

うに思うんですね。

じゃ、そういったもの、高価なものですよって今言われました医薬品ですね。ただ、聞いてみますと、局部麻酔、これはキシロカインという薬ですね。大体二、三十センチ縫うのにどれぐらいかかるかという、わずか10ccなんです。10ccの局部麻酔の薬というのは幾らするか。わずか80円です。しかも1年以上もつって言うんですね。もっと具体的に調査していただきたい、そういうふうに思います。

今後、そういったことが起こった場合に、取りあえず学校に行けば、今、三重県には187校の中学校があります。小学校は432校です。全てすぐにとは言いません。一つの医療のパッケージで100万円から200万円かかると言います。ただ、仮に200万円かかったとしても、187か所やったら3億6000万円です。それがあることによって、1人でも子どもが、人が助かったら、187人の人が助かると考えれば、それは設置しておくべきだと私は思うんですが、知事、どうでしょうか。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 避難所への医療機器の設置の是非についてですが、先ほど部長も答弁いたしました。避難所への医療資機材等の配備について、配備によるメリットもある一方で、避難所でできる処置に限られていること、あるいは市町の負担等の課題もありますので、市町の現状とニーズの把握などを行い、まずはどういうことが可能かを考えていきたいというふうに思います。

先ほど、道路が寸断され通信がということですがけれども、そうならないように、そこどころも多重防護しながらやっていくわけでありまして。命を救うために全力を尽くすということに変わりはありませんので、その方法の理論の違いだと思っていますから、市町や皆さんがどう考えるかということの中で考えていきたいというふうに思っております。また、今の方法の中でも1人でも多くの命を救うために、いろんなDMA Tとかを含めて、みんなが一生懸命訓練を積み重ねているわけでありまして、そういう現状も踏まえ

ながら、まずはどういうことが可能か考えていきたいと思えます。

〔10番 廣 耕太郎議員登壇〕

○10番（廣 耕太郎） まずは市町の意見と言いますが、これはやはり県としてももう少し考えていただいて、負担もあることですので、市町に対して県としてはこういうふうにしていってくださいというふうな強い要望、もしくはその支援も考えていただければと思えますので、よろしく願いいたします。

続きまして広域受援計画についてお聞かせ願いたいと思えます。

これは、大規模災害のときに、国からのプッシュ型の支援の受入れ、これは、私の地元で言いますと、三重県営サンアリーナを使用するわけですね。しかしそのサンアリーナで本当に円滑な物資の受入れはできるのか。

私が調査したところによりますと、フォークリフトは電動式の1台しかありません。1台の電動式のフォークリフトで、本当にたくさんの荷物を運んで、そしてまた整理ができていくのか。電動式と聞きまして、わずか5時間しかそれは稼働しません。しかも、もし地震があったら充電もできないんです。一体どうされていくのか、お聞かせください。

〔日沖正人防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（日沖正人） 伊勢志摩広域防災拠点と一体となって運用することとしています県営サンアリーナということと併せて、物資の受入れについて答弁をさせていただきます。

伊勢志摩広域防災拠点を円滑に運用するために、伊勢志摩広域防災拠点活動マニュアルというのを定めておりまして、その中で、県営サンアリーナについても物資拠点としての活動をスムーズで効率的に展開できますよう、開設の準備、レイアウト、それから、導線などについて明示しております。

物資の輸送、荷さばきに必要となるトラックあるいはフォークリフトの資機材や人員については、三重県トラック協会や東海倉庫協会と協定を締結しておりまして、県からの協力要請により速やかに提供、派遣いただけるようになっています。

それから、県営サンアリーナで搬入される支援物資は標準パレットに載せた状態でトラックにより搬入されて、一旦指定の位置に仮置きした後に、市町の物資拠点にパレットで梱包されたままの状態です。トラックに積み込み、順次搬出することとしております。

今年度は、県営サンアリーナでの支援物資輸送について、三重県トラック協会との協定に基づきまして、物流業務に関する見識・経験を有する専門家を派遣いただき、緊急輸送が迅速かつ適切に行えるように、協議、検証を行ったところであります。

今後も広域防災拠点が確実に機能できるように、物流の専門家の方々からの意見も聞きながら、防災訓練などを通じて必要な運用の見直しを行っていくとともに、災害時の支援物資の輸送の実効性を高めてまいります。

〔10番 廣 耕太郎議員登壇〕

○10番（廣 耕太郎） フォークリフトのことは言ってもらわなかったんですけども、絶対それでは円滑なことにはならない、絶対にこれはもう絵に描いた餅みたいになってしまうと私は思っております。

どうか、いま一度、フォークリフト一つ取ってもこういう感じですので、近隣の方々の協力を得て、円滑にスムーズに受入れができますようお願いを申し上げまして、時間が来ましたので、終結させていただきます。

どうぞよろしく申し上げます。ありがとうございました。（拍手）

休 憩

○議長（日沖正信） 暫時休憩いたします。

午前11時1分休憩

---

午前11時10分開議

開 議

○議長（日沖正信） 休憩前に引き続き会議を開きます。



## 質 問

○議長（日沖正信） 県政に対する質問を継続いたします。28番 石田成生議員。

〔28番 石田成生議員登壇・拍手〕

○28番（石田成生） 自由民主党県議団、四日市市の石田成生でございます。

早速、通告に従いまして質問させていただきます。

一つ目は、15歳人口減少時代の県立高校・私立高校の調和について、教育長と環境生活部長にお尋ねしますが、質問に入る前に申し上げます。

私は、教育委員会を所管する常任委員会に所属しておりますので、教育委員会に対しての質問は原則常任委員会ですべきと承知しておりますが、環境生活部と深く関わることでありますので、一般質問としてこの場でお尋ねすることをお許しいただきたいと思っております。

三重県内の15歳人口は令和2年で1万6550人、15年先の令和17年に向かってはすさまじいスピードで減少し、1万1952人前後になります。前後という表現は、15年先であっても既に今年生まれた子どもは確定しておりますけれども、15年たつと転出入が若干ありますので、あえてちょっと前後という言い方をいたしました。

今から15年間で15歳人口が約4600人減少することとなります。実に3割近い生徒の減少が見込まれ、大きなインパクトがあります。1クラスや2クラス減らそうかという次元のお話ではなく、どの学校とどの学校を統合しようかという議論を直ちに始めなければならない状況に来ているのではないかと思います。

15年先を見据え大きな減少が予測される中で、県全体として、子どもたちの進学先をどう用意していくのか、また、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の第4条を考慮し、この法律の第4条というのは、都道府県は高等学校の教育の普及及び機会均等を図るため、その区域内の公立の高等学校の配置及び規模の適正化に努めなければならない。この場

合において、都道府県は、その区域内の私立の高等学校並びに公立及び私立の中等教育学校の配置状況を十分に考慮しなければならないというのでありますが、県内高校の生徒、人数にして約4分の1の教育を担っている私立高校も協議に加わっていただきながら、県内地域別に15歳人口減少に対応した定員数設定を進める必要があると思いますが、いかがですか。

その際、地域別の検討が必要になります。この地域別とは、三重県の北部から、桑名・四日市、鈴鹿・津、伊賀、松阪、伊勢・志摩、尾鷲・熊野のこの六つの分け方を指します。

定数の設定については、次の三つを考慮していただきたいわけですが、進学希望者数と募集定員の割合、いわゆる需要供給のバランスのようなもの、二つ目に、地域別特性や卒業後の進路などの特性、三つ目に、独自の建学の精神に沿って教育をしている私立高校との定数バランスなどを考えて、15年先に向かなければなりません、いかがお考えかをお尋ねいたします。御所見をお願いします。

〔木平芳定教育長登壇〕

○教育長（木平芳定） 今後、子どもの人数が減る中での高等学校の募集定員等について、御答弁申し上げます。

県立高校と私立高校は共に公教育を担い、今後、中学校卒業生数の減少が見込まれる中におきましても、それぞれの特色を生かし、生徒の幅広い学習ニーズに応えていくことが求められています。

こうした中で、県立高校・私立高校、それぞれの募集定員についても、公教育における双方の役割を勘案して策定するため、県立・私立の代表と、学識経験者から成る三重県公私立高等学校協議会において、毎年度、協議しています。

中学校卒業生につきましても、これまでも大幅な減少が見込まれましたことから、平成25年度と29年度には、協議会の下に高等学校募集定員に係る公私比率等検討部会が設置され、県立と私立の募集定員の比率の中長期的な方向性が提言として取りまとめられました。

両提言では、年度ごとの進路希望を反映する必要があることから、将来的な比率を確定的に定めるものではないものの、県立高校と私立高校の設置状況、中学校卒業者の増減、進路状況などが地域によって異なりますことから、議員から御紹介もありましたけれども、県内6地域ごとに公私比率の方向性が示されています。

こうした中で、毎年度の協議会では、当該年度の中学校卒業者の見込数と進路希望の状況、前年度の中学校3年生の進学実績に加え、これまでの中学校卒業者についての全日制・定時制・通信制等への進学者数と、県外への流出入の推移などを共有いたします。その上で、部会の提言で示された地域ごとの方向性を踏まえ、定員を策定しています。

今後の中学校卒業者数は、令和4年度は増加するものの、その後は継続して減少することが見込まれますことから、3月1日に協議会を開催し、改めて部会を設置することになりました。

今回の部会では、令和3年度中に、各地域の方向性を踏まえた募集定員や中学生の進路状況、高校教育の多様な選択肢の維持・充実や、学校の特色化・魅力化が図られているかなどの観点から検証し、公私比率等の中長期的な方向性を検討し、取りまとめるとされています。

部会は、学識経験者や企業関係者、公立・私立の中学・高校の保護者と学校関係者、私立学校の設置者、市町教育委員会の代表を委員として、様々な立場から検討を進めてまいります。

また、県立高校につきましては、令和3年度中に新しい活性化計画を策定することとしており、環境変化を踏まえた今後の高校での学びや、望ましい学校規模と配置等を含めた今後の在り方について、教育改革推進会議において審議していく予定です。

審議の中では、地域の活性化推進協議会での地域の方々の声や、今年度設置した県立高等学校みらいのあり方検討委員会での、多様な観点からの議論も反映しながら、将来的な県立高校の在り方を検討して策定してまいります。

[28番 石田成生議員登壇]

○28番（石田成生） 15年先の定員数のことでお尋ねしたわけですが、六つの地域別に数字も合わせないといけないことですが、ただ、数字を合わせるだけではなくて、三重県は縦に長いですから、その地域によって特性があって、その特性って卒業後の進路等々にも特性があったりしますし、その中で、公立・私立の特性と数字のバランスもありますので、それは今、御答弁いただきましたように、しっかり組み合わせながらお願いしたいと思います。

15年先ということの一つの区切りで申し上げましたけれども、15年先に向かって徐々に減少していく、15年以上先も、まだ15年では15歳人口はそんなに復活する見込みは薄いかも分かりません。その先に向かってもどうしていくのかというのを、来年になれば、またその来年の15年先が分かりますので、常にその先を読んで私学と連携を取っていただければと思います。

次にお尋ねしますが、私立学校が抱える悩みを一つ耳にしました。改善できるように知恵をお絞りいただきたいことがございます。

入学試験を時系列に並べますと、1月中旬に私立の入試があります。2月に入って公立の試験、今年の場合は2月3日に前期試験、そして3月の中旬、今年の場合は3月10日に公立の後期試験、18日に合格発表があります。ここまではいいんですが、この後の2次募集についてですが、今年の場合、2次募集の試験が3月23日で、合格発表が25日です。私立学校側は、入学受入れ準備がほぼ完璧に整ってからの入学辞退が出てくるわけです。

この2次募集で受けた生徒が私立に既に受かっていて、入学準備をしている子が辞退することになってきます。それ、大変困るという声を聞いております。年度末ぎりぎりではなくて、もう少し早く進めていただく工夫を望まれるのは当然だと思います。

他県の状況を関係者の聞き取りによって少し把握しましたら、11府県で2次募集の対象を、公立・私立、どの学校にも合格していない者に受験対象を絞るなど、私学に対して配慮をしておるようでございます。この件についてどのようにお考えかを、御答弁願います。

〔木平芳定教育長登壇〕

○教育長（木平芳定） 県立高校の入試における再募集について、御答弁申し上げます。

現在の県立高等学校入学者選抜は、各高等学校の学科・コースの特色に応じて実施する前期選抜と、共通の学力検査等による後期選抜の二つの選抜を実施し、合格者が入学定員に満たない学校では再募集を行っています。この前期選抜と後期選抜は平成19年度から実施し、再募集は記録が残っている昭和40年度には実施しております。

こうした現行の選抜制度となりました3年後の平成22年度からは、学校の関係者やPTAの代表者を委員とする選抜制度に関する検証会を設置し、受験者や中学校、県立高等学校対象のアンケート結果を基に、毎年、制度の検証を行っています。

特に再募集につきましては、平成27年度に3回の協議を行いました。その中で、再募集の状況は年度や地域で異なり、単年度の結果で判断することが難しい、経済的事情がある生徒への配慮が必要ではないかなどの意見がありました。再募集については、その後の検証会でも資料を提示し、説明をしています。

全国の全日制課程の高等学校で、本県の再募集に相当する選抜を行っているのは42都道府県あります。その中には、本県と実施時期が異なっていたり、議員から御紹介もありましたけれども、受験の要件を定めている都道府県もありますことから、今後、全国の再募集の内容や運用状況などを詳細に把握してまいります。その上で、検証会で提示するなど幅広く意見を聞いてまいります。

〔28番 石田成生議員登壇〕

○28番（石田成生） ぜひいろいろ考えてみて、御検討いただきたいと思いません。

公立と私立の生徒の取り合いみたいな側面があんまり出ないようにして、生徒の選択肢という意味では2回目の募集があってもいいと思いますが、も

う既に選択をしているわけです。私立の受験、前期、後期という試験で既に選択して受験をして、ある程度、心に決めてそこへもう行く準備もして。表現がちょっと不適切やったらお許しいただきたいんですが、セーフティネットのような感じの2次募集なら、どこも合格していない生徒に限ってという考え方も十分あり得る話だと思いますので、ぜひ御検討いただきたいと思います。

続いて質問してまいります。冒頭申し上げましたように、私は今年度、教育委員会と三重県警察を所管する常任委員会の委員になっております。教育委員会の議案審査や所管事項説明で、三重県内の教育について御説明いただきますが、高等学校について申し上げますと、県内の高校生のうちの、アバウトに申し上げて4分の3の生徒が通う公立の高校のお話はいただきますが、残りの4分の1の生徒が通う私立高校はどのような状況ですかと尋ねると、所管が異なるので私学のことについては説明できないと言われます。

県議会が、三重県の教育にも提言、提案、意見を申し上げていくには、県立高校は教育委員会、私立高校は環境生活部の私学課と分けていたのでは非常に分かりづらいので、公立・私立を合わせた三重県全体の教育を掌握し、学力・体力の比較、暴力行為、いじめ、不登校の状況等の傾向把握、分析や比較をすることは重要なことですが、今はそれができる状態だと言い難いと思います。

さらに、三重県全体の教育の充実という点でも、公立・私立間の情報を組織の壁を越えて共有するなど、可能なところから進めていただければ、全体の向上と改善につながると考えますが、環境生活部長及び教育長に御所見をお伺いいたします。

〔岡村順子環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（岡村順子） 公立・私立間の情報共有の取組についてお答えいたします。

私立学校は、建学の精神に基づく、個性豊かで多様な教育活動を展開するとともに、公教育の一翼を担っています。三重県全体の教育の充実には、私

立学校の自主性・独自性を最大限に尊重した上で、公立・私立間の情報共有を進め、学校の特色化・魅力化を促進していくことが重要と考えております。

公立・私立間の情報共有につきましては、県教育委員会主催の教職員研修や会議に私立高校の教職員も参加するなど、日頃から様々な機会を活用して各学校の取組と成果を共有し、教育内容の向上につなげています。

また、私立高校の生徒も、日頃の学習や文化芸術活動の成果を発表する場に参加するなど、県立高校の生徒との交流を通じ、学びを深めております。

こうしたことに加えまして、三重県全体の教育の充実という観点から、県では各校での教育活動を尊重しつつ、県教育委員会と連携して新学習指導要領に基づいた学習指導をはじめ、生徒指導や人権教育など、高校教育に係る最新の情報を提供しております。

また、今年度は新型コロナウイルス感染症対策につきましても、県立高校の対応状況や方針等を迅速に私立高校へ情報提供することによりまして、各校での効果的な対策の実施につなげておるところでございます。

今後も、引き続き県教育委員会と緊密に連携して、公立・私立間の情報共有等、私立高校への支援を行ってまいります。その上で、公立・私立を合わせた県全体の状況につきましては、私学の意向もお聞きしながら、可能な限り公表できるよう県教育委員会と情報共有を行ってまいります。

〔木平芳定教育長登壇〕

○教育長（木平芳定） 御答弁申し上げます。

いじめや不登校、就職状況など、公立と私立に共通する事項につきましては、県教育委員会と環境生活部が互いの情報を共有することは、県立としても、私立の特色ある取組などを知る機会になり得ることからも意義あるものと考えます。

また、例えば卒業式・入学式などのスケジュールも含め、公立と私立が一体的に公表することは、県民の皆様にとって分かりやすいものとなることから、可能な限り推進していく必要があると考えています。

それらに加え、公立と私立の生徒が、学校の枠を超えて交流し切磋琢磨す

るみえ探究フォーラムや、高校生地域創造サミットなどを実施する際には、環境生活部を通じて私立高校の生徒の皆さんにも参加を呼びかけています。

また、学習指導要領等、国の施策の説明会や教育課程の研究協議などについても私立高校の教員の方々にも案内し、共に学んでおります。

今後は、生徒の交流や教職員研修の機会を引き続き設定し、互いに学び合える取組を継続するとともに、公立と私立に共有する事項については環境生活部と連携し、できる限り公立と私立を合わせて公表できるよう取り組んでまいります。

〔28番 石田成生議員登壇〕

○28番（石田成生） 既に、公立・私立が情報共有などをされて動いておられるというお答えだったと思いますが、それを私ども議員とか議会にも、両方の情報をいただいて、比較検討とか特徴はどうだったとか、どちらの取組がよかったのかというのが分かるような情報提供の在り方を、ぜひ今後もお考えいただきたいと思います。

このことについて質問は以上ですけれども、令和元年度の不登校生徒の受入人数を生徒指導課から資料をいただいたんですけれども、令和元年度の中学校での不登校の生徒646名に対して、全日制の数字だけ披露する県立高校では104名、私立高校では124名、これ、ちょっと県外の私立高校も入っているようですが、県立よりも多い不登校の生徒を私立高校で受け入れていただいている。

その不登校の90日以上欠席者の数を見ると、県立高校では39名に対して私立高校では81名を受け入れている。これも県外も入っておるようですが、81名と県立の倍以上、受け入れていただいております。こういうような役割も果たしているということをちょっと御紹介しておきたいと思います。

公立高校と私立高校の役割分担については、日本の教育行政の歴史的経緯とか、現状であるとかが根拠になるのだらうと思われましても、県立高校に通う高校生1人に要する公費負担が、一説には120万円であったり110万円であったりと言われております。



これに対し、私立高校に通う高校生1人に対しては、公費負担が55万円とか60万円とか、これも算定の仕方によって多少差があるんですけども、どんな役割やどんな歴史的経緯があろうとも、この差額の合理的な根拠にはなり得ないと思っています。

先月25日に、自民党会派の中川正美議員の代表質問にも私学振興のお話がありました。知事からは、引き続き私立学校に対する支援に取り組み、個性豊かで多様な教育活動を実施する私立学校で学びたいと希望する子どもたちが、希望どおり学ぶことができるよう、保護者等の教育費負担の軽減や、学校法人の経営基盤の安定化を図ってまいりますとお答えがありましたので、具体化に期待させていただきたいと思います。

次の質問に入らせていただきます。

三重県の脱炭素社会の実現に向けた取組について質問いたします。

三重県は、2050年までに温室効果ガスの排出実質ゼロを目指すと宣言しました。カーボンニュートラルという言い方もしますが、排出を実質ゼロにするという意味は、排出自体がゼロになるということでは、これはあり得ませんので、排出を減らす努力をし、そして吸収させる量を増やす努力をして、差引きゼロ以下を目指すというものです。

そして、その決意の表れとして、ミッションゼロ2050みえ～脱炭素社会の実現を目指して～と表明しました。早速、昨年12月17日に、オール三重で脱炭素に取り組むミッションゼロ2050みえ推進チームを立ち上げ、また、12月21日には三重県脱炭素社会推進本部、これは県庁内の部長会議を同じメンバーとしますが、これを設置し、計画に基づく事業推進を図っていくということです。

やがて、3月の常任委員会に脱炭素社会を実現するための三重県地球温暖化対策総合計画最終案が提出される予定ですが、中間案の資料に基づき質問いたします。

技術革新によって、温室効果ガスを抑制しようというのが一つの柱だと思います。乗用車をガソリン車からハイブリッド車や電気自動車へ、近い将来、

水素による燃料電池車への買換えが進むことで、1台の自動車からの温室効果ガス排出は削減しますが、その電気や水素をつくる過程で温室効果ガスはどれだけ出るのか出ないのかというのは、気になるところでございます。

そこでお尋ねいたします。

排出量から吸収量を引いた答えをゼロ以下にすることが、実質ゼロという言葉の意味ですが、排出量と吸収量をどのように算出するのか、お示してください。

そして、その上でどのように進行管理をされていくのか。2030年までの目標、2050年までの目標を必達と考えるならば、進行管理をしないと、夏休みの宿題のように2学期直前になってあたふたすることになってしまいます。進行管理についてもお示してください。それが一つ。

もう一つ、続けてお答えいただきたいのですが、新技術の活用によって温室効果ガスが出にくくできますけれども、自動車の場合、単位走行距離当たりの温室効果ガスの排出抑制ですので、新技術によって排出量を半分にできたとしても2倍の距離を走行すれば同じ話になります。もう削減できないとの同じ話になります。

県内目標達成以上に、民間事業者と県民の意識によるところが非常に大きいと思いますが、民間事業者と県民向けの対策はどのようにお考えかを、お聞かせいただきたいと思います。

〔岡村順子環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（岡村順子） 2点、御質問いただきました。

まず、1点目の、2050年までの温室効果ガス排出量実質ゼロに向けた考え方、算出方法や進行管理等についてお答えいたします。

三重県の温室効果ガス排出量は、国のマニュアルに基づく推計手法により算定しております。具体的には、産業、運輸、家庭など各部門・分野別に、電気や燃料の使用量、廃棄物処分量、家畜頭羽数などから排出量を算定するとともに、全国の森林や農地、緑地などの吸収量を、面積案分などにより三

重県分の吸収量として算定します。

また、本県の排出量はCO<sub>2</sub>が大半を占めておりまして、そのうち電気や燃料などのエネルギー使用に伴うものが9割以上を占めています。部門別では、産業部門の割合が全国に比べて非常に高いことも特徴の一つとなっています。

このため、あらゆる部門・分野で、徹底的な省エネや再生可能エネルギーの導入を促進しつつ、同時に脱炭素経営の促進など、産業部門の対策も進めていくことが重要と考えております。

しかし、こうした対策だけではCO<sub>2</sub>の大幅削減が難しい分野もあるため、森林保全や緑地保全などのこれまでの吸収減対策に加えまして、将来のCO<sub>2</sub>回収技術などのイノベーションが持続的に創出されるよう、国の支援制度など最新情報の収集、提供などにより、吸収量の確保を図っていくことで、目標達成に近づけるものと考えております。

今後、これらの対策を着実に実施し実効あるものとするため、県民、事業者、有識者等で構成します三重県地球温暖化対策総合計画推進委員会（仮称）でございますが、これを設置しまして、毎年度の温室効果ガスの排出状況や計画の進捗等を評価いただくとともに、必要な対策の追加・拡充や見直しなど継続的な改善を図ることにより、2030年度における計画の目標達成と、2050年の脱炭素社会の実現に向け取り組んでまいります。

続きまして、2点目の御質問ですが、県民の皆さんや事業者の理解を促進するための取組についてお答えいたします。

脱炭素社会の実現に向けましては、行政をはじめ県民の皆さんや企業等、様々な主体が、家庭生活やビジネス、地域社会、交通等、あらゆる分野において積極的かつ主体的に取り組むことが欠かせません。

そのため、産学官等、多様な主体で構成するミッションゼロ2050みえ推進チームを立ち上げ、次の世代を担う若者も参画いただいて、それぞれの分野における取組や課題を共有、議論し、アイデアを出し合って、オール三重で脱炭素社会の実現に向けて取り組んでいくことといたしました。

昨年12月のキックオフ会議では、従前からの家庭や事業所等における省エネの取組に加えて意識改革が重要であり、価値観や行動の変容につなげていく必要があるなどといった課題を共有したところでございます。

これらの議論も踏まえまして、県におきましては、県民の方々に広く脱炭素社会実現の重要性を知っていただくためのセミナーの開催のほか、省エネ家電への買換えや低炭素なライフスタイルへの転換などクールチョイスの推進に加えまして、再生可能エネルギーの利用を促進する取組を進めてまいります。

また、脱炭素経営に取り組もうとする事業者に対しまして、温室効果ガス排出について目標設定や認定の取得のほか、エネルギー利用の効率化や製造プロセスの見直しなど、具体的なアドバイスができる専門家を派遣して支援を行いたいと考えております。

引き続き、推進チーム等からの御意見をお聞きして、国の動向もしっかり見極めながら、県民や事業者の皆さんが脱炭素の取組を自分ごととして捉えて行動していただけますよう、取組を鋭意進めてまいります。

〔28番 石田成生議員登壇〕

**○28番（石田成生）** 温室効果ガスの排出削減と吸収量を上げると、その排出削減のほうは、新型コロナウイルスの感染予防対策と同じで、一人ひとりの積み上げが何より大きいと思うんです。一人ひとり、一社一社の意識と行動が鍵であると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

最後に、知事の覚悟のほどをお尋ねいたします。

今回は、2013年度比30%削減を、2030年に達成すると目標を立てました。2824万5000トンから1983万4000トンへ約840万トン削減の目標です。CO<sub>2</sub>何千万トンって全然イメージできませんけれども、これだけの削減目標としたわけですが、前回も、今回の目標の10年前ということですからけれども、2005年度比20%、約580万トンの削減を2020年までに達成する目標を立てましたが、2020年、去年の数字はリアルタイムで排出量や削減量が出ないそうなのでまだ分かりませんが、2017年時点では、残念ながらその半分ほど

しか達成できていないようです。

2030年までの、2013年度比30%の削減、そして、2050年には実質ゼロ達成に向けての知事の意気込みをお聞かせください。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 脱炭素目標達成に向けた意気込みということで、答弁させていただきます。

近年、世界各地で、人類がこれまでに経験したことがない異常気象や災害が発生しています。

県内においても、2019年には、それまで一度も出されることがない記録的短時間大雨情報が9回も発令されるなど豪雨災害が頻発したほか、熱中症患者の増加、アコヤガイの稚貝の大量死が発生するなど、気候変動の影響と考えられる事象が多く発生し、地球温暖化を止めることは待ったなしの状況となっています。

こうした中、全ての国々が温室効果ガスの排出削減に取り組むパリ協定が、2020年1月からスタートしたこともあり、脱炭素が世界の大きな潮流となっています。

県におきましては、一昨年12月にミッションゼロ2050みえとして、脱炭素社会の実現に向け、県が率先して取り組む決意を示しました。

国においても、昨年10月、菅総理が脱炭素社会の実現を目指すことを表明し、12月には脱炭素に向けた産業政策としてグリーン成長戦略が示され、これに呼応するように、日本を代表する多くの企業が新たな戦略を打ち出すなど、2050年までの脱炭素社会の実現に向けた動きが加速しています。

2050年は決して遠い未来ではありません。今を生きる私たちが、責任を持って直ちにこの問題に対策を講じていかなければ、未来の子どもたちが生きる地球環境を残せなくなってしまいます。そのためには、まず今後10年間の取組が大変重要であると考えています。

2030年度を目標とする三重県地球温暖化対策総合計画に位置づけた取組を、効果的かつ確実に推進するため、三重県脱炭素社会推進本部において全庁的

な施策の推進を図るとともに、ミッションゼロ2050みえ推進チームを中心とした県民運動を展開するなど、オール三重で取り組んでまいります。

引き続き、市町、事業者や県民の皆さんとともに手を携え、未来を生きる子どもたちのため、地域から世界の脱炭素化に貢献するとの気概を持って、2050年までに県域からの温室効果ガスの排出実質ゼロ目指し、しっかり取り組んでまいります。

先ほど議員が御紹介いただきました、30%削減というやつは、国は26%削減で、それを上回る目標を立てていますので、その分、しっかりとした取組が必要だと思っています。

何よりも鍵は、先ほどまさに議員が新型コロナウイルス感染症との比較でおっしゃっていただきましたけれども、一人ひとりが当事者意識を持って、自分の命、大切な人の生命、地域のこれからに関わってくるんだよということ認識してもらって、行動を変えていただくことが大事でありますので、していただいたら必ず結果が表れてくるというふうに思っていますので、そういうふうに県民の皆さんや事業者の皆さんに思っていただけるように、我々もしっかり汗をかいていきたいと思います。

〔28番 石田成生議員登壇〕

○28番（石田成生） ありがとうございます。

地球温暖化の問題は待ったなしと、もうあちこちで言われます。知事もずっと言われています。待ったなしという感覚や意識が、県民一人ひとりにどこまで入っていくのかというのが大きなポイントだと思います。

30年後に責任を持つということは非常に重いもので、30年後にはこの議場に今いる人もまず間違いなくいないし、この世にもいるかどうか分からない先の話ですけれども、今、確実にその未来に向けてかじを切らなければならないときだと思いますので、覚悟を決めて進めていただきたいと思います。

続いて、次の質問に入ります。

みえ県民力ビジョン・第三次行動計画の施策番号143にある消費生活の安全の確保について、関連してお尋ねいたします。

新型コロナウイルス感染症対策で、社会はデジタル化に向かって歩みを早めました。便利になる一方、デジタル社会の進展によって新たに消費者トラブルが発生します。新たな消費者トラブルから県民をどう守るか、お尋ねいたします。

幾つか現存する課題を挙げてみます。政府も進めようとしているキャッシュレス、随分以前からあるのはクレジットカード決済、クレジットカードを狙った犯罪も随分進化して、カード情報を盗まれるのではなくて、カード番号とセキュリティ番号と有効期限をランダムに組み合わせ、誰かのカード情報にぴったり合わせるのだそうです。もちろん手作業じゃなくて、機械で。何が起ころのかというと、クレジットカードを一度も使用していない、そしてクレジットカードを一度も人目にさらしていなくても、突然、被害に遭うことがあると、こういうことになります。

利用明細書をまめにチェックすれば早めに発見できそうですけれども、この頃はその利用明細もウェブで見てくださいと言われて、利用明細書を郵送してもらおうとすると、手数料が必要になったりすることもあります。

今では、何々ペイとかいうものも複数あります。また、もともとは電車などの交通機関の料金支払いに使うお金をチャージして使うカードは、コンビニや飲食店の支払いにも使えます。

デジタル技術の活用が得意か不得意か、また、好きか嫌いかでその違いがありますけれども、不得意な人のほうが消費トラブルの被害に遭う可能性は高いと思われれます。

ほかには、懸賞に当たりましたというメールが届き、開くと個人情報を抜き取られたりとか、有料サイトの未納料金があると届いて、身に覚えのない支払いをしてしまうとか、1か月や3か月、何か無料にします。無料期間が終わると、有料になるのは当然ですけれども、解約手続きをしないと自動継続になって料金が発生して、数百円であったりするので、少額だからあまりチェックできずに支払い続けてしまう、そういうインターネットの被害も増えているんだと思います。インターネットによる通信販売サイトの種類も増

えております。

傾向としては、比較的高齢者の方々の被害が多くなってしまっているのではないかと考えております。ビッグデータの活用で潜在的に求めているものを機械的、自動的に情報を送ってくる、それを便利だと歓迎する人と、知らず知らずのうちに利用、使用、消費してしまっただけで歓迎しない人もいると思います。これは自己責任の範疇かもしれないけれども、新しい豊かさとは相入れないと私は思います。

そこで、お尋ねいたします。

令和3年度の組織改革でデジタル社会推進局を設置しますが、誰一人取り残さないデジタル社会の推進と同時に、デジタル化による新たな消費者トラブルの発生、それによる被害者が出ないように進めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。お考えをお聞かせください。

〔岡村順子環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（岡村順子） デジタル化の進展により、新たに生じる消費者トラブルから県民を守るための取組についてお答えいたします。

令和2年4月から12月までに、三重県消費生活センターに寄せられた消費生活相談件数は1806件ありました。このうち、消費者トラブルに関する相談件数は1727件となっており、前年同期に比べまして72件、4.4%増加しております。

また、その内訳を販売購入形態別に見ると、通信販売に関する相談が723件と最も多く、前年同期と比べまして163件、29.1%増加しております。このことはデジタル化の進展や新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う在宅時間の増加、外出の自粛などが影響しているものと考えております。

通信販売に関する相談の中でも、インターネット通販に関する相談が多く寄せられています。その主な内容は、1回だけのつもりで申し込んだが定期購入になっていた、解約したいであるとか、インターネット通販で購入した商品が届かない、事業者に電話したが使われていない電話番号だったなどでした。今後も、デジタル化の進展に伴い、新たな形の消費者トラブルが増え



ることも予想されております。

県消費生活センターでは、このような消費者トラブルの未然防止、拡大防止のために、全国的な消費者トラブルの情報収集を行うとともに、ホームページ等、様々な情報媒体を活用して注意喚起や、消費者ホットライン188、「いやや」と読みますが、188の周知を行っています。

また、啓発に当たっては、デジタル化の進展に伴い増加しているトラブルの具体例などについて、市町や消費者団体、事業者団体、消費者啓発地域リーダー等と連携しまして、迅速な情報提供に努めているところでございます。

特に、デジタル社会におきましては、高齢者がトラブルに遭うケースも多いため、情報媒体による広報だけではなく、企業や関係団体と連携しまして、例えば、ガスの検針票へ消費者ホットライン188の周知文を掲載したり、牛乳配達の際に啓発チラシを同時配布したり、郵便局の現金封筒に三重県消費生活センターの名称を掲載したりするなど、多様な取組を行っているところでございます。

今後、AIやビッグデータの活用など、技術革新が一層進展すると見込まれる中で、消費者の生活も変化してくるものと考えております。このような技術革新の進展には、消費者にとって利益の増進につながる側面と、リスク等の発生につながる側面の両方があることを踏まえながら、消費者トラブルの防止に一層力を入れてまいりたいと思います。

〔28番 石田成生議員登壇〕

○28番（石田成生） デジタルとアナログの比較をしますと、デジタルは顔が見えません。顔らしきものが見えても、仮面なのか素顔なのかが分かりません。どこのどなたか、また、うそをなかなか見破れません。

それに比べて、アナログはお店に行けばそこにはお店があります。店主がいます。店員がいます。訪問販売であっても人の顔が見えます。車で来れば、車のナンバーも見ることができる。アナログであること自体が、犯罪の抑止効果があると思うんです。

先ほど部長の答弁にもありましたが、消費生活センターの相談件数、令和元年と2年の比較をしていただきました。通信販売の相談件数が、3割増しになっています。ただ、通信販売も、デジタルっぽいのとちょっとアナログっぽいのもありますけれども、やっぱりこういうところに、数字に顕著に表れているのではないかなと思うんです。

顔の見えない商法で相談件数が大幅に増えたんじゃないかなと想像するんですが、デジタル化を進めるときに、負の効果がでないようお願いしたいと思います。負が出たときに被害者となるのは社会的弱者でありますので、不慣れな利用者、高齢者が、必ずしも高齢者がそうとは言えませんが、不慣れな高齢者が被害に遭わないようなデジタル社会の推進を目指していただくようお願いします。

今年、組織の中にデジタル社会推進局をつくられますが、デジタル化の功罪両方をきちっと見ていただきたいと、そういう趣旨でお願いしておきたいと思います。

それでは、四つ目の、三重県健康寿命延伸についてお尋ねいたします。

三重県は、一昨日、本県独自の緊急警戒宣言を解除しましたが、変異株の感染も忍び寄ってきておりますので、新型コロナウイルス感染対策は今後も気を抜けません。新型コロナウイルスとの戦いは完全に終わることはありませんが、一日も早い一定の収束を願います。

これまでの新型コロナウイルスとの戦いによって、私たちは気づかされたことがあります。それは、恐らく広い分野にまたがり大きな教訓となるはずです。

その気づきの一つに、私たちの健康の維持は、政府や自治体の医療政策に頼り過ぎず、自らの日々の習慣によるところが非常に大きいと改めて気づかされました。

分かりやすい一例を紹介します。それは、インフルエンザの患者数です。新型コロナウイルス感染症が日本に上陸するまでは、例えば、毎年、最初の2か月で比べてみると全国で100万人を超えております。三重県でも1万か

ら2万人程度で推移していたものが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のためのマスク、手洗い、手指消毒、うがいにより、今年の1月、2月においては全国でも500人弱、三重県では11人と、極端に減少しています。

もう一例、紹介いたします。皆さんも御記憶のことと思いますが、北海道夕張市の財政破綻後、夕張市の医療はどうなったのか。市民の健康はどうなったのかという例を紹介します。

2007年に財政破綻及び医療崩壊が起こった後の夕張市では、市民が生活習慣を改善し健康に気を配ること等により、1人当たりの医療費は減少し、医療依存から予防医療へ意識のシフトが見られています。例えば、救急車の出動回数が減少しております。年間約900回だったのが、現在は年間約400回まで減少しているそうです。

また、終末期医療についても、病院依存から天命を受け入れる意識に変わっていったことにより、特養など施設でのみとり率が100%になりました。老衰による自然死は、現在、全死亡のうち14%まで割合が上昇してきているそうです。

医療体制が縮小した中であっても、死亡に関してはほとんどマイナスの影響はなかったと思われます。また、夕張市には寝たきりのお年寄りはほとんどいないそうです。

このように、医療崩壊の結果とは言えないような変化が起きております。一番大きな要因は、市民の意識が変わったことにあると考えられているようです。

以上の二つの事例から、コロナ禍でも、財政破綻下でも、住民自身の健康は住民自身の意識の変化、生活習慣の変化によるところが最大であると言えます。

夕張市の財政破綻も、市民が自ら破綻を選んだわけではないけれども、行政の医療体制が壊れてしまった以上、自らの健康は自らという意識の変化、生活習慣の変化がよい効果をもたらしたものと思います。

新型コロナウイルスとの戦いは続きますが、感染防止策を行うことによっ

て、例年多くの患者や死者を出してきたインフルエンザを、これほどまでに封じ込めることができていることを県民が明確に気づき、習慣化できれば、医療体制によりインフルエンザを封じ込めるのではなくて、生活習慣によってインフルエンザを封じ込めることになります。一人ひとりの意識が全てを決めるということです。これぞ、三重の健康づくりの目指すところではないかと思えます。

そこでお尋ねいたします。三重県民の健康寿命延伸をどのように考えているのかを、お答えください。

〔加太竜一医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（加太竜一） コロナ禍における教訓を踏まえまして、健康寿命を延伸する取組をどのように行っていくのかということで、御答弁申し上げます。

本県では、三重の健康づくり基本計画におきまして、健康寿命の延伸を全体目標に掲げ、支援や介護を必要とするなど、健康上の問題で日常生活に制限のある期間をできるだけ短くし、人生の最後まで元気に健康で楽しく毎日が送れるよう、企業、関係機関・団体、市町など様々な主体・分野と連携して取組を進めております。

こうした中、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして生活習慣が変化し、運動不足や食生活の乱れなどの心身への影響が生じるとともに、医療機関や定期検診の受診を控える傾向が見られます。

一方で、新型コロナウイルス感染症の拡大は、移動の自粛を余儀なくされる中で、これまでなかなか進まなかったテレワークやオンラインでの教育、仕事が一気に導入され、あらゆるサービスの提供が住んでいる場所の制約を受けないという気づきもありました。

また、健康への関心の高まりが見られることや、先ほど議員からも御紹介いただきましたが、季節性インフルエンザも感染防止対策を徹底すれば、これほどまでに減少するといった新たな気づきもあったと思えます。そうしたことから、一人ひとりが感染症予防の徹底をはじめとする健康づくりを心が

けることの重要性を検討して、再認識したところでございます。

そうした中、県内全市町で実施しております三重とこわか健康マイレージ事業におきましては、コロナ禍にあっても、SNSやケーブルテレビ等での運動の紹介でありますとか、個人で取り組める運動などに重点的にマイレージの取組ポイントと付与するなど、県民の皆さんが、個々人で継続して健康づくりに取り組めるよう支援しております。

県民の皆さんにとっては、SNSによる通知等をきっかけに、都合のよい時間や場所で健康づくりに取り組めるようになったことから、マイレージ事業に参加する層が広がっている傾向も見られております。

さらに、県では今年度、スマホアプリやウェアラブル端末等を活用した健康づくりの実証事業を行っており、様々な介入の効果を分析しているところでございます。

具体的には、スマホアプリを通じて、ウェアラブル端末で自動計測した歩数のランキングを参加者同士で競ったり、アンケートや食事の写真に対して管理栄養士がアドバイスをしたりするとともに、それらの取組に応じたポイントの付与を行い、健康づくりの取組のインセンティブにつなげております。

国においても、データヘルス集中改革プランに基づき、一人ひとりが自身の保健医療情報を活用できる仕組みを拡大しようとしているところでございますが、県においても、在宅勤務など新型コロナウイルス感染症の影響による新しい日常にも対応した事業展開を図るため、実証事業のエビデンスに基づいて、三重とこわか健康マイレージ事業や企業における健康づくりの取組支援などにおいて、DX、デジタルトランスフォーメーションを推進することで、県民一人ひとりが自らの状況が見える化し、自主的に健康づくりに取り組めるよう促してまいります。

健康づくりの重要性が再認識されている今こそ、オール三重で新しい日常に対応した健康づくりの取組を発展的に進め、健康寿命の延伸と心身の健康感の向上を目指して、誰もが健康的に暮らせるとこわかの三重の向上に向けて、取り組んでまいりたいと思っております。

先ほど、脱炭素社会の実現に向けた取組のところでもございましたが、一人ひとりの意識の積み上げが結果につながると思っていますので、こういった機会を捉えて、今までどちらかといったら集団とか、出かけてみんなを集めてというのが主流でしたが、先ほど申し上げましたように、個々人の気付きをデジタルを使って高めていただいて、健康寿命の延伸につなげていきたいというふうに考えてございます。

〔28番 石田成生議員登壇〕

○28番（石田成生） ありがとうございます。

デジタル技術を使っての健康増進のお話もありまして、スマホアプリやウェアラブル端末を利用したという話もありました。この1個前の質問で、デジタル社会推進も、ちょっと利用しにくい方への御配慮も考えてもいただきたいなと思います。

行政は住民のニーズに応えるという使命があります。県民が医療体制の充実を求めれば、過去も現在も疑わず医療体制の充実に努めてきたのでしょう。さきの二つの事例、コロナ禍での感染防止対策でインフルエンザがほぼ出ていないこと、それから、夕張市での市民の意識変化で医療の在り方が変わってきたことなどから、この教訓を無駄にすることなく、住民の意識を医療依存から予防医療にどうやってシフトさせていくのが鍵であると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

これで、用意した質問は以上ですけれども、私、あんまり知事に答弁を求めることは少なかったですが、今日は一ついただきましたが、最後に締めくくりとして、もう一つ御見解をいただきたいと思います。

今回は温室効果ガス削減という地球の健康の話、それから、健康寿命延伸という人間の健康の話をさせていただきましたが、共通して新型コロナウイルスに気づかされたところがあると思うんです。

それから、新しいテクノロジーのおかげで、あれもできるようになった、これもできるようになった。しかし、あれもこれも1人の人間が1日の中に詰め込んでやってしまうことが本当にいいことかどうかということも、考え

なきやいけないなと思います。それが新しい豊かさにつながっていくのだと思うんです。

目指すべき未来の社会を絵に描いて比べたときに、静止画では同じように見えても、動画にしたときにその違いが見えてくるんだと思うんです。理想である低炭素の社会とか、健康寿命が長い社会というのは、恐らくゆっくり動いている。静止画だったら同じに見えても、これを動かしてみると、ゆっくり動く社会が望ましい社会かなと私は思っておるんですが、知事の見解を簡単にいただければと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 静止画で見た場合と動画で見た場合の、その見えてくる社会の違いというようなことをおっしゃっていただいて、どういうふうに進展していくのかというのを、動きというんですか、動的な感じでしっかり捉えていくことが大事だなというふうに思っています。

今日、議員から新しい豊かさというのを何度かおっしゃっていただきました。新しい豊かさのポイントの一つはつながりの豊かさ、つながりが豊かであることとか、あるいは、この社会のシステムとかが私たちの生活にフィットした、そういう豊かさというのがありますので、これからの時代の進展、未来を見据えながら、新しい技術がいろいろ進展したとしても、そのつながりの豊かさとか社会のシステムの豊かさというものを感じていただける、そういう三重県になるようにしっかり努力していきたいと思います。

〔28番 石田成生議員登壇〕

○28番（石田成生） どうもありがとうございました。

以上で質問を終わります。（拍手）

休

憩

○議長（日沖正信） 暫時休憩いたします。

午後0時10分休憩

午後1時10分開議

## 開 議

○副議長（服部富男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 質 問

○副議長（服部富男） 県政に対する質問を継続いたします。2番 喜田健児議員。

〔2番 喜田健児議員登壇・拍手〕

○2番（喜田健児） 皆さん、こんにちは。新政みえ、松阪市選出の喜田健児でございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問し、積極的に意見、提案を述べさせていただき、通告の要らない感想も求めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

今日は3月9日、三重県の最大のスポーツイベントである三重とこわか国体まで200日、三重とこわか大会まで228日となりました。国体・全国障害者スポーツ大会局の皆さん、関係市町の皆さんにおかれましては、コロナ禍において大変な御苦勞、気苦勞があったこととお察しいたします。

3月9日といえば、私は、レミオロメンの「3月9日」という歌を思い出します。そのサビの部分、瞳を閉じればまぶたの裏にあなたがいることで、どれほど強くなれたでしょう。あなたにとって私もそうでありたい。

辻局長におかれましては、瞳を閉じればまぶたの裏に鈴木知事がいることで、どれほど強くプレッシャーを感じたことでしょうか。鈴木知事にとって私もそうでありたい。プレッシャーは感じたけれども、鈴木知事だからこそやってこれた。だから、最後の最後まで、両大会が終わるまで、チーム三重の先頭に立って指揮をしていただきたい、無言のプレッシャーをかけたいという、そういう思いがあるんじゃないかなと勝手に妄想をいたしました、局長どうでしょうか。



何はともあれ、職員の皆さんの、関係市町の関係者の皆さんの御苦勞を考えたときに、そういう意味においても、この兩大会を何としても成功させないといけないというふうに思います。

そこで、辻局長にお聞きいたします。

三重とこわか国体・三重とこわか大会の成功と、氣運醸成とアスリートファーストについてのところですか。

東京2020オリンピック・パラリンピックの熱氣をとこわか兩大会につなげていくとなっていますが、東京2020大会の開催の有無はいまだ不透明、とこわか兩大会においても、これまで氣運醸成のプレイベントの多くも中止、これからのイベントの開催も不透明、しかも、開催時の入場者数制限や無観客での競技の実施も想定されている状況において、兩大会に向けて今後どのように氣運醸成を図り、県民の皆さんが兩大会の開催前、開催時にどんな形で、どんな感じで参加していくのでしょうか。県の考えと今後のお取組をお聞きいたします。

〔辻 日出夫地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長登壇〕

○地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長（辻 日出夫） 喜田議員、温かいプレッシャーをどうもありがとうございます。

プレッシャーという言葉はありましたけれども、どういう言葉で表現するにせよ、我々は不透明な中でいろんな方々に支えられて、しっかりと応援いただきながら何とかできないかということ、これも選手のために、県民の皆さんのために一生懸命努力しています。そういう意味では、プレッシャーも温かい御声援と受け止めて、これからも一生懸命頑張っていきたいと思っています。

早速答弁ですが、氣運醸成に向けて、県民の皆さんの参加も含めて、どのように取り組んでいくのかということでございます。

新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、節目節目のイベントや企業、他部局と連携したPR、とこわかダンスを広めるダンスキャラバンなど、予定していた活動が実施できない時期がありました。

このような中で、ホームページやSNS等を活用するなど、広報の取組を一つ一つ工夫してきたところではありますが、いよいよ開催年度に入りましたので、これからより一層盛り上げをしていく必要があると認識しています。

これまでの広報活動の中では、競技や選手に対する県民の皆さんの関心も高く、競技会を見たい、選手を応援したいとの声も多く伺っています。こうしたことから、三重県選手一人ひとりにスポットを当てた情報などを発信することで、実際の応援につなげていきたいと考えています。そのため、ツイッターを活用しながら、次の三つのステップで取組を展開しているところです。

まず一つ目は、とこまるツイッターアカウントのフォロワー数を増やして、情報発信力を高めようとするものでありまして、去る2月15日から実施しておりますフォロー・アンド・リツイートキャンペーンであります。まちで見かけたとこまるの写真などを投稿いただいた方やリツイートしていただいた方の中からプレゼントが当たるキャンペーンでして、フォロワー数はまだまだ十分な数とは言えませんが、本日現在で、約4000名を超えるというようなどころにまでは上がってきました。

次に、このツイッターの発信力を生かした取組としまして、開催200日前に当たる、議員からも御紹介がありましたように、本日3月9日から、選手の人となりを紹介する1日1選手紹介をスタートさせました。第1回目は、リオデジャネイロオリンピック柔道100キロ超級銀メダリストで、東京2020オリンピック出場が内定しております原沢選手を紹介しています。

様々な選手がその人生をかけて懸命に努力する姿、かけがえのない誰かのために勝ちたいと願うそのひたむきな思い、これらを毎日皆さんにお伝えすることで必ず誰かを応援したくなる、そんな機運にしていきたいと思っています。

さらに三つ目として、こうした県民の皆さんの応援の気持ちを実際に選手に届けるために、開催100日前に当たる6月から、ツイッターによる応援ツイートやイベントの来場者にメッセージをお願いする、選手への応援メッ

セージを募集する予定です。

いただいたメッセージは、結団壮行式や開会式などで掲出するなどをして、選手の皆さんに直接見ってもらうようにします。選手は自分の目でメッセージを見ることで、県民の皆さんの温かい声援をしっかりと受け止めて、試合に臨んでもらえればなと思っています。

一方、新型コロナウイルス感染症の影響で、従来のような密を伴った観戦や声を出しての応援は、現時点では難しいことから、1人でも多くの県民の皆さんに観戦、応援いただくために、新たな観戦の仕組みが必要となります。

そのため、テレビやインターネットを活用して、会場に行かなくても競技会を観戦できるように、例えば動画配信サービス、国体チャンネルで競技会の模様を配信するとともに、県民の皆さんの応援の声を選手に届ける仕組みを設けます。

さらに、選手の詳細な情報を載せましたチームみえ選手名鑑と具体的な観戦プランを立てるための観戦ガイドブック、これらをスマートフォンやパソコンなどで見るようにします。

これら観戦のための三つのツールを相互にリンクさせて、一体的に使っていただくことで、例えばスマホ一つで、いつでもどこでも観戦、応援が可能となります。

県民の皆さんにはぜひこれらを御活用いただいて、三重県選手を応援いただくなどにより、多くの方の御参加を働きかけてまいりたいと考えています。

〔2番 喜田健児議員登壇〕

○2番（喜田健児） 長い御答弁に並々ならぬ、そういう熱い思いがあるという感じました。

機運醸成、やはりアスリートファーストだと私も思っておりましたので、1日1選手紹介であるとか、応援のメッセージを選手に届ける、アスリートに届けるという取組、ぜひともお願いしたいなと思いました。

選手、アスリートは何のために戦うのか、そう考えたときに、私は、今ある私をつくってくれた全ての個に対して、勝利とベストパフォーマンスで恩

返しをしていきたいと、そういう思いからだと思えます。ただ、コロナ禍において、自分、アスリートとつながっている個が、今、見えにくく、感じにくくなっているというふうに聞かせてもらっています。

これがもし無観客というような開催になったときに、選手、アスリートのモチベーション維持が非常に危惧されます。国技である大相撲、プロ野球、Ｊリーグも観客を入れて開催という方向だと思います。

ただ、県民の命、安心・安全を守るという観点で、最悪の事態を想定して、十分な慎重な議論をさせていただいているということも聞いております。今後も継続して、アスリートファーストに立ちながらも、慎重な議論をお願いしたいと思えます。

次に、みえ松阪マラソンとの関連づけの提案のところでは。

両大会の開催前、開催時に加えて、開催後というセッションを関連づけて太い線で結ぶことが、オール三重でみえのスポーツイヤーを盛り上げる機運醸成につながるという提案をします。

開催後の12月19日に行われる三重県初のフルマラソン、みえ松阪マラソンは、そういう意味において、とこわか両大会と線で結ぶにふさわしいものであり、両大会の開催の真の目的を達成していく上で、また、みえのスポーツイヤーのフィナーレを飾る上で、これ以上ないものだと確信します。

国体開催記念としてのみえ松阪マラソン2021、この三重県初のフルマラソンを県全体のスポーツ振興を図る一つのツールとして活用するべきだと思います。

他の市町におけるスポーツイベントも同様であり、みんなで思いを一つにしていくことは大切であることをつけ加えさせていただいた上で、両大会とみえ松阪マラソンを太い線でつなげるためにも、様々な面で御協力をいただきたいと思えますが、知事の御所見をお伺いいたします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） みえ松阪マラソンへの協力についての所見を答弁させていただきます。

みえ松阪マラソンは、走る、みる、支える人々のスポーツの輪を広げることとを大会の基本コンセプトに掲げ、ランナー、観衆、ボランティアの縁がつつながる笑顔と感動あふれる大会を目指して、県内外から7000人規模の参加者呼び込む大規模なスポーツイベントとなります。

この大会は、スポーツの振興はもとより、観光・物産振興や情報発信などにも多大な効果が期待できるものと考えています。

このため、松阪市においては、令和2年12月20日の開催を目指して、令和元年6月、地元経済団体や観光関連事業者の方々にも参加いただいて実行委員会を立ち上げられ、大会運営について検討が進められてきたところであり、私も名誉会長として開催に向けた取組に協力してまいりました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響により、みえ松阪マラソンは、残念ながら、本年12月19日に延期となりました。

現在、市においては、選手募集や情報発信などの準備を再開していると聞いておきまして、県におきましても、県産品の出展などについて情報提供を行うなどの協力をしているところであります。

今回、みえ松阪マラソンが延期となったことに伴い、今年7月から8月には、東京を中心にオリンピック・パラリンピック大会が、9月から10月には、46年ぶりに三重で国体・全国障害者スポーツ大会が開催され、さらにその年の終わりに、松阪市において、県では16年ぶりのフルマラソンが開催されることとなりました。

こうしたビッグイベントが、図らずも連続開催されることとなり、国体・大会のレガシーがみえ松阪マラソンに継承されることで、スポーツを通じた人づくり、地域づくりが一層進むことになるものと大いに期待しております。

市においては、今後大会の準備を進めていく中で、例えばマラソン競技と併せて各種イベントを行うと聞いておりますが、イベントの企画内容など、市の意向も十分お伺いしながら、県として一緒にこの大会を盛り上げていくためにどんな協力ができるのか、今後よく議論、検討し、国体・大会のレガシーが十分に生かされていくよう、私もしっかり応援していきたいと思

ます。

今、議員がおっしゃっていただいたとおり、もともと延期前も、三重とわか国体・とわか大会開催記念、みえ松阪マラソンと銘打っていただきましたので、今回延期になりましたけれども、先ほど議員がおっしゃったように、線でつながるような、そんな形の大会になるようにしっかり協力していきたいと思います。

〔2番 喜田健児議員登壇〕

○2番（喜田健児） 御答弁ありがとうございました。

（パネルを示す）名誉会長として、市の意向を尊重しながらも、大会を盛り上げるために御尽力をいただくと力強く言っていただきまして、ありがとうございます。

知事の発信力はすごいです。何か普通のことを言ってもすごく聞こえて、当たり前のことを言っても特別に聞こえる。みんなが納得してしまうすべを持っていると思いますので、その発信力を生かして、ぜひともお願いしたいなと思います。

開催時と開催後を太い線でつなげるその真の意味は、両大会時にアスリートからもらった勇気と希望によって県民一人ひとりの中で湧き起こる私も頑張りたいという気持ち、その気持ちに込められる各市町でのイベントが、そのときに見える形になっている。これによって一人ひとりの中でアスリート宣言が行われ、各市町のスポーツイベントに参加し、その地域の方々とながかり、また来年もとなると。とわか両大会の熱気と感動によって県民が動き、県民同士がつながり、一体感が生まれ、地域が活性化していく。県民の喜ぶ顔が、笑顔が、それこそが三重県愛を育んでいくことになるのではないのでしょうか。

次に行かせていただきます。

次は、個と個はつながっているけれども、その線が細くて弱い。この県行政において、その点と点を強く太く強固なものにしていかなければならないということを取り上げさせていただきます。

行財政改革についてです。

鈴木県政10年目、誰もがその成果を認めるころだと私は思います。ただ、現場は生ものであり、課題が、問題が起こって当たり前です。今回、私が取り上げさせていただく課題、問題は、鈴木県政ならではのものではないかというふうに思います。

このスライドを見てください。（パネルを示す）昨年1月3日の伊勢新聞の記事です。国から県庁に来ているキャリア7人の職員が海住記者と開いた座談会、全員が30代という若さ、仕事への情熱、三重県への熱き思いを語り合った中で、特に私が注目したのは、県庁の常識や雰囲気についてということでした。

財務省に戻った富永さんは、財政課が厳しく査定し過ぎた、予算要求でも新しい事業への挑戦に慎重、積極性をどうやって引き出せば、悩んでいると答え、海住記者は、予算を切るのが財政課のイメージ、引き出すのと再質問をすると、富永さんは、財政課の役割や議論を通じてよりよい取組を引き出していくことと、こんなやり取りが載っています。

後任の石黒財政課長、後ろにいつも座っていただいておりますけれども、同じ意見であることを確認させていただきました。この新旧財政課長さんが言っている部分ですが、計画は5か年なのに予算は単年度、次年度の予算的担保がなされていないから具体的ビジョンが描けない、毎年毎年シーリングのかかる予算査定では規模縮小となる展望しか描けない、財政課を怒らせると来年度予算が切られてしまうのではないかと恐怖心が先行してしまうという声が聞こえています。一部妄想が入っております。すみません。

机上の空論ではいけませんので、みえ県民力ビジョン・第三次行動計画の施策213、多文化共生づくりのところの外国人住民への日本語教室を例にして、具体的に議論させていただきます。

（パネルを示す）このスライドを見てください。計画では、令和2年度は、地域の日本語教育の実態調査と座学での地域コーディネーターの育成をする。令和3年度はさらに、地域日本語教育推進計画によって、地域コーディネー

ターが実践的な研修を積み、さらなるブラッシュアップを図り、その資質向上に努める。そして、再来年度、令和4年度、いよいよ市町の日本語教育が抱える課題と向き合い、これまでの成果を生かして環境整備等に取り組むとなっていますが、令和4年度の予算的担保がないので、最終的な絵図が描けないということです。それにこそ、職員の積極性を引き出せない最大の要因があるのではないのでしょうか。

そこで、紀平総務部長にお伺いします。

るる申し上げましたが、総務部こそが、予算的担保も含めて、各部局の思いや考えなど様々な視点での予算議論などを通じて新しい事業への挑戦など職員の積極性を引き出し、よりよい取組につなげていく必要があると考えますが、いかがでしょうか。

〔紀平 勉総務部長登壇〕

○総務部長（紀平 勉） それでは、予算議論を通じまして、新しい事業への挑戦、そういったものを引き出していく予算議論が必要だということについてお答えをさせていただきたいと思えます。

まず、我々が予算議論するときの財政当局の心構えについて、お話をさせていただきたいというふうに思っております。

事業の要求部局の方々と議論するに当たっては、まず、予算の要求の背景にある社会経済情勢の変化でありますとか、新たな行政課題を適切に捉えまして、要求部局の意図あるいは狙い、これを理解することが重要であると考えております。

その上で、単に要求事業の問題点を指摘するにとどまったり、やみくもに、今おっしゃいましたけれども、要求額を削減しようとするのではなく、それぞれの事業がよりよい取組となるように、要求部局とともに施策をつくり上げていくという姿勢で、建設的な議論を行っていくことが大切であるというふうに考えております。

そのためでございますけれども、令和3年度当初予算編成におきましても、妥当性でありますとか必要性、有効性、効率性、緊要性、この五つの観点か



ら費用対効果を図ることはもとより、要求された事業のみで議論するのではなくて、関連する施策全体から見た当該事業の位置づけ、あるいは次の年度以降の事業展開の考え方なども含めまして、幅広い視野を持ちまして議論をすることで、県民の皆様のニーズに応えた、よりよい施策とできるように取り組んできたところでございます。

また、予算要求に当たりましても、各部局の方々が社会経済情勢の変化、あるいは新たな行政課題に対して機動的かつ弾力的に対応できますよう、政策的経費の一部を特定政策課題枠として別枠で設定したところでございます。

この特定政策課題枠を活用していただきまして各部局から提案を受け、そして知事と部局長の協議等を踏まえて絞り込みを行うことで、部局を越えて全庁的な判断が必要となる新たな注力すべき事業にも限られた財源、これを充当することができたところでございます。

さらには、予算要求の基本的事項といたしまして、新規事業の要求に当たっても、終期設定、今は原則3年としておりますけれども、これを行うことや、3年以上にわたって実施している事業につきましても、事業の成果を十分に検証していただいて見直しを行うことを明記することで、多様化している県民の皆様のニーズに的確に対応しつつ、各部局におきましても、複数年にわたる事業展開を想定した施策構築を促しているところでございます。

本県の財政状況は、もう御存じのとおり、社会保障関係経費が引き続き増加するなど、極めて厳しい財政状況が継続すると見込まれておりまして、本県の財政健全化の道筋、まだ道半ばだというところでございます。

他方、これまでの行財政改革の取組によりまして、経常収支適正度あるいは県債残高の目標を達成するなど、成果も着実に現れてきております。

こうした状況を踏まえまして、引き続き、限られた財源の中にもありましても、各部局からいただきました新たな事業に挑戦する予算要求を、要求の考え方を含めまして、より幅広い視点から建設的な議論を行い、各部局とともに施策をつくり上げることで、それぞれの事業の効果を県民の皆様にはしっかりお届けできるよう取り組んでまいりたいと考えております。

〔2番 喜田健児議員登壇〕

○2番（喜田健児） 話をしているし、その用意もあるし、幅広い視点で議論を展開していきたいという御答弁ありがとうございます。

私、予算的担保が欲しいとか、シーリングが困るとか、それから財政課を怒らしたらあかん、これは妄想ですけれども、そういう声が表に出るということは、ある意味すごく健全なことだと思うんです。

これが逆に、誰が言ったんや、誰があんなややこしいやつに言ったんやというような圧力がかかるようでは、組織の積極性は腐ると思います。この内部的な危機管理ということに関して、私は危機管理統括監にお聞きしたいところですが、通告しておりませんのでやめさせていただきます。そういう部分において、今後、そういう視点、私もしっかりと持ってやっていきたいなと思います。

次に入らせていただきます。

もう一度、この伊勢新聞の記事を見ていただけますでしょうか。（パネルを示す）次に、みんつく予算とは反対のみんなめ予算を提唱している横山さんが、昔からやっている仕事はずっと積み重なっていて、維持したまま新しい仕事が入り込んでくる。なかなか切り込めていないから残業が減らないと言っています。いわゆる選択と集中ができていないということです。

そこで、改めてお聞きします。

果敢に挑戦できる職員育成の風土づくりのために、どのような対策や手だてが必要だとお考えでしょうか。

紀平部長は若々しく見えますが、この3月末をもって退職されると聞いています。ある意味キャリアの横山さんのように、何を言ってももう怖くはない。いや、そんなことはないですね。ですが、各部局の積極性が芽生えるような、最後、御答弁を期待させていただきます。よろしくお願いします。

〔紀平 勉総務部長登壇〕

○総務部長（紀平 勉） それでは、果敢に挑戦できる職員の育成と風土づくりが必要であるということについて、どのような取組を行っているかについ

てお答えさせていただきます。

昨年3月でございますけれども、三重県職員人づくり基本方針というものをつくらせていただきました。

この基本方針の中では、あらゆる場面でも自らで考え、そして未来を切り開くための取組に果敢に挑戦できる職員、そして業務改善の取組に挑戦できる職員であることが重要だということを考えまして、チャレンジということ、職員の基本姿勢の一つとして掲げまして、業務削減あるいは業務改善、人材育成及び制度・仕組みの見直しに今取り組んでいるところでございます。

具体的な取組といたしましては、まず組織面では、課長以上の管理職が作成している組織マネジメントシートというのがございまして、その目標項目の中に、新たに業務削減という項目を追加いたしまして、組織全体で業務削減に取り組んでいるところでございます。

そして、職員面でございますけれども、各それぞれの職員が1年間の目標を定める際に、背伸びをして手を伸ばさないとつかめないような難度の目標を意味する、いわゆるストレッチゴール、これを所属長との面談の中で定めまして、職務遂行を行うことを徹底させていただいております。

そして、その目標達成度合いにつきましては、中間・期末の面接を通じまして進行管理を行っているところでございます。

そして、人事面ですけれども、令和3年度人事異動方針におきまして、管理職への昇任に当たりましては、管理職への意欲と、あるいは危機事案を未然に防ぐ的確な業務管理能力に加えまして、改革・改善に自ら積極的にチャレンジする姿勢、行動をより一層重視するということにしているところでございます。

そして、将来の職員構成を見据えますと、ベテラン層に比べて人数が少ない若手・中堅職員の人材育成、これが肝要であると考えております。

このような中で、昨年度は、若手・中堅職員を中心に構成されましたスマート改革検討チームにおいて提案がなされたところでございます。

そして、提案の中では、自分の力で三重県をもっとすばらしい県にしたい

という思い、そして、これまでの仕事のやり方では必ず限界がやってくるという認識、そして、もっと県民のために仕事をしていきたいという強い思いから、スマート改革を進めるに当たりましての現状の課題、あるいは今後の方向性につきまして、業務を担当する当事者の目線から、自由な発想で、かつ実行までを見据えた具体的な提案を行っていただいたところでございます。

また、今年度におきましては、公募によりまして有志の若手、職員20名を対象に、座学とフィールドワークをセットにした実践的教育事業を実施いたしまして、AIなど最新のデジタル技術を活用しました業務の生産性向上、あるいは社会課題の解決を後押しできるスマート人材の育成に努めているところでございます。そして、その成果の一環を、先日、知事に御報告させていただいたところでございます。

このほか、県土整備部におきましても、果敢にチャレンジする職員の文化につなげるため、若手の勉強会が行われておりまして、未来提言がなされるなど、これからの県政を担う職員、この方々が果敢に挑戦する風土、これが醸成されつつあるなというのをひしひしと感じているところでございます。

これらの取組を通じまして、挑戦する風土、あるいは学習する組織に向けた人材育成を進めまして、県民サービスの向上につなげてまいりたいというふうに考えております。

〔2番 喜田健児議員登壇〕

○2番（喜田健児） 紀平部長、御答弁ありがとうございました。いろいろな視点、いろいろな角度から取組を進めていただいているということ。

紀平部長におかれましては、県債残高、経常収支の適正度の目標を達成され、財政健全化の成果も出されておられます。こんな私に言われても、うれしくも何ともないかもしれませんが、本当にこれまでのお仕事に対して、御尽力いただいていることに対して敬意を表し、感謝を申し上げたいと思います。

思い起こせば、一昨年の12月8日の予算の総括的質疑で、私は会派を代表してただしていただいて、真に必要な施策とは教育じゃありませんかと、無

理やりにも教育ですわねって言わせるような勢いで、直球勝負で挑ませていただきました。

それに対して紀平部長は、真摯にお答えいただきました。県庁の廊下で会っても、親しげに声をかけていただきます。今年に入って私が直談判したときも、私が納得するまで御丁寧に説明をいただきました。本当に私は感謝しております。

ただ1点、最後に、真に必要な施策、これと関連しますので聞いてください。

行政よりも選択と集中がなかなかできないのが教育現場です。GIGAスクール構想や小学校での英語、外国につながる子どもたちの学校独自の日本語指導、園・学校には何を言っても、どんな言い方をしても構わないという限界を超える一部保護者の対応など、新しいことは入っても、現存するものを省くことは全くできない状況です。どれも必要であり、どれも外せない、だとするならば、マンパワーの補充、教職員定数の県独自の抜本的改善しかありません。これこそが真に必要な施策です。予算の増額を図り、マンパワーを現場に増やさないと、教育に独創性、積極性、柔軟性が消えてしまうという現場の悲痛な叫び、魂を込めて届けさせていただきました。ありがとうございます。

次に入らせていただきます。

次は、個としては存在するけれども、その個に対して誰かが手を差し伸べないと、線でつながれないということを取り上げさせていただきます。

瞳を閉じればまぶたの裏に、知事はどんな情景が浮かんで、誰が思い浮かぶのでしょうか。私は、父と母が思い浮かびます。父と母と生活した情景が思い浮かびます。

しかし、この世の中には、まぶたの裏に父も母も、帰る家も思い浮かべられない、そういう子どもたちがいます。本人に何の責任もない、そういう状況にあるのに苦境に立たされている子どもたちがいます。その実態を知らないことは自己責任論を主張しているのと同じだというふうに、私は調査をす

る中で反省いたしました。

そこで、三重県社会的養育推進計画、里親制度の推進についてです。

昨年(2017年)の11月に、里子5人が通う小学校を訪問してきました。その先生方に話を聞かせていただきました、現在も2人が在籍しておりますが、そこには愛情がありました。私は、里親に会いたくなって連絡を取り、会わせていただきました。

里親とお会いさせていただいて、そこにもあふれる愛情がありました。どうしても里子の5人の子どもたちと遊びたくて、お願いして、昨年(2017年)の12月19日、ACP、アクティブ・チャイルド・プログラムの指導員の有原さんと一緒に、その子どもたち5人と遊びました。

有原さんが、小学校5年生となるT君に、12月19日ですので、自分のジャンパーを脱いでT君にかけてやりました。T君は、ありがとうと言って、そのジャンパーをすっと脱いだんです。その脱いだジャンパーを小学校2年生の妹のところに行って、肩にそっとかけてやって、これを着なつてT君は言いました。その兄弟の中にも愛情があふれていました。

私、今日、ここでこのことを取り上げるに関しまして、里親の实の子どもが中学生のときに書いた作文と、里子として小学校4年生のときに来て、現在18歳、その子どもが中学生のときに書いた作文を預かってきました。御了解を得ていますので、少し紹介させていただきます。

まず、里親の实の子どもが書いた作文です。

この夏、私には2歳の弟ができました。弟は、今まで乳児園という施設で暮らしていました。初めて会ったときの弟はあまり泣きも笑いもせず、表情がとても少ない子でした。人見知りもあつたのですが、私はやはり親の愛情不足によるものも、弟の表情が少なくなつてしまった原因の一つなんだろうと思ひました。中略。

子どもにとって、親からの愛情はなくてはならないもので、何にも代えられない大切なものです。子どもの愛される権利を奪ひ、子どもを愛し守る義務を放棄した親、そして何より虐待によって子どもの大切な命を奪つてしま

う親を、私は許すことはできません。ですが、弟には、僕を産んでくれてありがとう、僕は生まれてきて幸せですと自分の親に感謝できるようになってもらいたいと思うし、そう思ってもらえるように、弟の両親に代わって愛情をかけていくことが、弟が生まれてきてよかったと思える手助けになると思っています。

続きまして、里子が書いた作文です。

小学校4年生の秋、私はここに転校してきました。全く知らない場所に来て生活をするということは、すごく不安なことでした。どうしてこんなところに連れてこられたのかという気持ちでいっぱいでした。でも、当時の私には、この何も知らないここで暮らすことが一番安全に暮らせる状態であったため、それはどうしようもないことでした。

当時の私は、家でも学校でも素直に自分を見せることができず、自分の思うままに、自分勝手な行動や反発的な行動もたくさんしてきました。家では初めてできた下の兄弟に暴言を吐いたり、少しでも嫌なことがあると、物に当たったりもしました。私が体験したつらい思いを自分よりも小さい兄弟にってしまったことが、今ではすごく悲しく感じます。

そんなきつい状態になると、母は私が納得するまで話し合いをしてくれたり、それは間違っているとはっきり言ってくれたりしました。私は、話し合いするのが嫌で悪態をつけていましたが、そんな私に最後まで向き合ってくれた母や父がいたので、今の私は兄弟や物に当たることもなくなり、人と向き合うことができるようになりました。

家族と暮らしていく中で一番思いをぶつけ合ったのは、私のそばにいる大切な人たちです。お互いがお互いのことを考えて話し合ったり、泣いたりしてきました。たくさん迷惑もかけたし、たくさん気も遣ってもらったと思います。今思い出すと、私のわがままばかりに付き添ってくれたことがたくさんあります。家族もまた私を受け止めてくれたから今の楽しい毎日があり、笑顔でいられるんだと思います。私は1人じゃないとすごく安心しました。

私がここに来て、もうすぐ5年がたちます。たくさんのお会いがありまし

た。〇〇家という家族、〇〇中学校の友達、教えてもらった先生方、〇〇町の地域の方々、私は幸せです。私の周りには温かい人たちがたくさんいます。ただいまと言って帰る場所がある、行ってきますと言うと、どんなに忙しくても見送ってくれる。どんなことをしていても、どんなときでも、我が子のためにいつも一生懸命に向き合ってくれる。その全てが、当たり前のことのようにしてくれる。支えてもらうこと、手を差し伸べてもらうことがこんなに温かくてうれしいことなんだと実感できました。

私を受け止めてくれたお父さん、真っ向から向き合ってくれたお母さん、たくさんの思い出をくれた兄弟、友達、そして、ずっとそばにいてくれたR、本当にありがとう。

たくさんの人との出会いが、私の大きな力です。私はここが好きです。ここに来て本当によかったと心から思っています。

鈴木知事、知事がこれまで家庭的養育の推進に御尽力されていることは承知しています。改めて、県の重点施策としての社会的養育推進への思い、この作文を書いた子どもたちや同じ境遇の子どもたちへのメッセージも含めてお聞かせください。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 里親制度の推進について、また今の作文について申し上げます。個々の取組は少し割愛させていただきます。

全ての子どもが生まれてきてくれてありがとうと言われる権利が本来あるはずですが、しかし、残念ながら、大人の都合により、そうならない子どもたちが現実にはたくさんいます。

本年度からスタートした三重県社会的養育推進計画には、どのような家庭環境で育った子どもであっても、等しく愛情を受けて心身ともに健やかに成長し、夢と希望を持って未来を切り開いていける社会を掲げています。これが最も重要です。

どんな家庭環境で育った子どもにも、特定の大人から愛情を注がれ、愛着を形成し、日常の幸せを、未来への希望を感じてほしい、そう心から思っ



います。そのため、里親制度の推進に向けて、関係者の皆さんとともに、私も先頭に立って取り組んでまいります。

こうした中、今年、子どもを権利の主体として尊重することを基本理念とした三重県子ども条例の制定から10年の節目に当たり、全ての子どもが地域で大切にされながら育っている社会を目指すための取組を再加速させていきたいと改めて考えています。

先ほど読んでいただきました作文についてですが、御通告に関連する資料として事前に見せていただきましたので、私も全文を拝読して、この場に臨んでおります。

実の子どもの作文の中に、子どもには親に愛される権利がある、それから人権を奪われかけている子が全国にたくさんいる、そういうような言葉もありました。身につまされる、胸をぎゅっと締めつけられるような、そういう気持ちを感じる一方、もう一つの作文のほうには、私は1人じゃない、私は幸せですという言葉を書いています。こういう言葉に安心と、そして、1人でもこう思える子どもたちを増やしていきたい、そういう気持ちに改めてさせていただいています。

そういう気持ちにさせてくれた、作文を書いたお二人に改めて感謝を申し上げ、そしてこれからもそういう気持ちを持って歩いてほしいと心から願います。

そして、同じ境遇の子どもたちには、先ほど申し上げたとおり、私は幸せですと言ってもらえるように、これからも全力を尽くしてまいりたいと思います。

〔2番 喜田健児議員登壇〕

○2番（喜田健児） 知事、御答弁ありがとうございました。

愛情を感じさせていただきました。この里子の子どもたちというのは、6人、私が出会ったのは5人なんですけれども、6人見えまして、当然にも父と母が違います。里親のところに来た日も違えば、そこで生活している日数も違います。

ただ、唯一一緒なのが、帰る家がないということ、まぶたの裏に思い浮かべる父と母は、もしかしたら憎しみの対象でしかないというところが共通点です。そこに対して知事が御答弁いただきましたけれども、県行政がしっかりと太い線をつないでやる、そういう重要性を私も感じております。

次に行かせていただきます。（パネルを示す）

フォスタリング機関等による支援の必要性とその課題についてです。

私が出会った里子、親から虐待を受けた子どもたちは、もう一度大人を信じて、里親に信頼を寄せていました。心に深い傷を負っていることが信じられないほどでした。

この里親は、ここまで来られたのは、児童相談所のケースワーカーが中心となり、学校とつないでもらったこと、里子の状態に応じた専門的なアドバイスを的確にいただけたこと、里親としての研修で覚悟が定まったこと、里親となるための研修を積み、里親としての資質向上を自ら図ったこと、地域の人の協力によって見守りがあったこと、学校の教員によってその子にとことん寄り添う教育がなされたことなど、1人の里子のためのチームが結成されて、みんなの愛情が重なり、それが重なり合ったからだと言われました。

このように里親となり、里子を引き受けるのはそう簡単なものではなくて、幾つもの条件をクリアしないとできないものです。ケースワーカーの仕事は、意欲と豊富な経験と知識による判断が必要で、里親の見極めという重責を背負わなければなりません。

そこでお伺いします。

三重県社会的養育推進計画にも示されているが、県は里親推進のために県内各地域に里親のリクルートから育成支援、マッチングまでを行うフォスタリング機関の設置を進めているとされています。

現在、児童相談所で行われている里親支援機能を児童養護施設等の民間へ委託するもので、担当者が数年で変わってしまう行政よりも息の長い継続した支援が期待されますが、今回私が出会った里親のような成功事例を増やしていくために、県としてどのように対策を講じるのかを聞かせてください。

また、里親を離れる18歳になる子どもから自立への不安が聞かれました。1人の大人として自立してもらうためには、少なくとも退所後2年程度は、その生活への見守りや支援が必要と考えます。

松阪市では、進学に当たって施設を退所するものの、実の親に頼れず、実の親がいることで奨学金が借りられない子どもの進学を助けるために、クラウドファンディングで資金を集める取組が実施されています。行政だけではなく、民間団体等とも連携して行われるのが望ましいと考えますが、いかがでしょうか。このことについて、子ども・福祉部長にお聞きいたします。

[大橋範秀子ども・福祉部長登壇]

**○子ども・福祉部長（大橋範秀）** それでは、フォスタリング機関による支援の質の確保と児童への自立支援の取組についてお答えいたします。

まず、フォスタリング機関についてですが、里親のリクルート、研修、マッチング、技術的支援などの、いわゆるフォスタリング業務は、これまで児童相談センターと児童相談所が担ってきましたが、さらなる推進のために、地域の実情に応じて民間施設への委託を進める方針で、今年度は県内2か所でフォスタリング機関を委託しました。

しかし、業務を民間に委託してそれで終わりではなく、フォスタリング機関の質と量の両面での充実、切れ目のない支援が県の責務だということに変わりはありません。

質の面では、フォスタリング機関職員への研修など専門性を高める人材育成や相談、広域的調整への支援、量的な面では、フォスタリング機関が未設置の地域における受皿の開拓や受託に向けた人材確保、育成等への支援、そして、各児童相談所に専任の里親養育支援担当者を配置して、フォスタリング機関への相談、支援体制を強化しながら、令和6年度までに県内4から6か所のフォスタリング機関が設置できるよう、計画的に取り組んでまいります。

次に、児童の自立支援についてです。

里親家庭や児童養護施設で暮らす子どもたちは、原則、高校を卒業すると

自立を求められますが、親からの支援が期待できない中、高等教育機関への低い進学率、就職後の早期離職が課題となっており、自立への支援が必要であると考えています。

そこで県では、施設等から自立した先輩による講演会、自立後も支援の必要性が高い方への居住の場の提供、生活費の支援などを行ってきました。

今後はさらに、自立を支援するNPOと連携した民間企業の職場体験、児童養護施設への自立支援担当職員配置への支援などに取り組んでまいります。

今後も引き続き、里親の推進に向けた児童相談センター、児童相談所による広域的、専門的な支援体制を充実させ、民間委託機関との役割分担と協力により、地域の実情に合った切れ目のないフォスタリング機能の充実に取り組むとともに、自立を迎える児童への支援についても、NPO、民間企業と連携して充実してまいります。

〔2番 喜田健児議員登壇〕

○2番（喜田健児） 御答弁ありがとうございました。

里親制度が抱える課題を解決するには、登録に至るまでのセッションの重要性と登録後の研修の充実が必須だという現場の意見があります。

もう一つ、知的な障がいがある子どもが18歳を迎えて、里親委託が解除になるときのことです。20歳から支給される障害者年金までは2年あります。この空白の2年間は大きな社会問題です。本来であれば、家賃を年金等で賄ってグループホームに入所し、就労支援の作業所で働き、暮らしていく道がありますが、それもできません。帰る家もなく、頼る親もいない中で、この空白の2年間の問題、せつかく引き離したのに親のところに戻らないといけなという事態が起こっています。帰るところがない子どもの不安を受け止め、一刻も早い対策が必要です。

さらに、親がいらないため権利擁護の判定を受け、もしも成年後見人がつくことになれば、その報酬で生活は苦しくなります。後見報酬が高いという問題、一度決まったら変えられないという問題など、政治的な課題は山積をしております。

今後、この2点について、継続してやり取りをさせていただきたいと思っておりますので、どうかよろしく申し上げます。

最後、四つ目の項に入らせていただきます。

今度は、個と個が強く太い線で今までは結ばれていたけれども、それが細く弱くなって、今にも切れてどこかに飛んでしまいそうということを取り上げさせていただきます。

まず、このスライドを見てください。（パネルを示す）これは、全国と三重県における病気休職となった教職員数の推移ですが、三重県の教職員の令和元年度の病気休職者は118人で、そのうち精神神経系疾患による者は87人、実に病気休職者の73.7%を占めています。改善傾向にあるわけではなく、毎年90人前後で推移しています。

加えて、このような学校現場の多忙化等の実態が改善されない状況によって、教師を志す人が少なくなってきました。2月3日の各紙に、令和2年度に採用された公立小学校教員の競争倍率、過去最低の2.7倍にという見出しが並びました。13の自治体では2倍を下回ったのです。

このスライドを見てください。（パネルを示す）これは、文部科学省が公表した各県、政令市における今年度採用となった教員の採用倍率の一覧です。全国で志願者が減少する一方、三重県では、小学校の倍率が4.0倍、中学校では7.4倍と健闘していて、志願者を集め、競争率の高い自治体であると掲載されています。

しかし、多忙化を解消するための抜本的な改革、メンタルヘルス対策などを早急に講じないと、他県と同じような低倍率となるのは時間の問題だと私は思います。

そこで、この喫緊の課題となっているメンタルヘルス対策と教員を志す人をどのように確保していくのかについて、木平教育長にお尋ねいたします。

〔木平芳定教育長登壇〕

○教育長（木平芳定） 2点御質問いただきましたので、順次お答え申し上げます。

まず、教員のメンタルヘルス対策についてです。

メンタルヘルスの不調は、本人が気づきにくい、周りに相談できずに1人で抱え込みがちである、再発への注意が重要である、採用時や異動後など環境の変化があった場合に生じやすいといった特徴があることを踏まえ、県教育委員会では、予防対策、不調者への対応、復帰支援、再発防止の各段階での取組を行っています。

予防対策として、まずは、心の健康を正しく理解し、自ら早期に不調に気づくことができるようにするとともに、職場の雰囲気も相談しやすく、円滑なコミュニケーションが図れるようにしていくことが重要です。

このため、メンタルヘルスの不調となる要因や対処方法を学ぶセミナーを開催しています。特に初任者には、不調の初期症状やセルフケアの重要性を学ぶ研修を実施するとともに、新任の管理職には、不調者への気づきや日頃の声かけ、明るい職場づくりなどの研修を行っています。

また、自分のストレスに気づきセルフケアに役立てるため、ストレスチェックを全公立学校で毎年実施し、高ストレスの教職員には医師の面接を勧めています。

さらに、ストレスチェックの結果を踏まえ、各学校がストレス要因を減らすために行った改善事例を県立校長会で共有するなど、職場環境の改善につながるよう取り組んでいます。

教職員が休みがちになるなど、ふだんと様子が異なる場合には、管理職が声をかけ、丁寧に状況を聞くようにしています。また、学校の要請に応じて臨床心理士を派遣し、専門的な相談を行い、治療を要する場合には早期受診につなげており、今年度は延べ85回派遣しています。

療養していた教職員が復帰する際には、職場の雰囲気や業務に段階的に慣れていくため、一人ひとりの状況に応じた復帰訓練を4週間実施し、復職後もおおむね1年間、臨床心理士による面談を実施するなど、再発防止を図っています。

こうした対策を進めていますが、毎年一定数の教職員が休む状況が続いて

いることから、今後、休職に至った要因や背景を詳細に分析し、専門家の助言も受け、より効果的な取組となるような対策の改善を検討してまいります。

教育に携わる者が、心身ともに健康ではつつと仕事に臨み、充実した人生を送ることは、子どもたちの成長に大きなよい影響を与えます。

今後も、子どもたちの未来を担うという使命感と誇りを持って日々の教育活動を実践する、三重の全ての教職員が明るく希望を持って働けるよう取り組んでまいります。

次に、教員を志す方々の志願者確保に向けた取組について御答弁申し上げます。

複雑化・多様化する学校の課題に対応し、児童・生徒の豊かな学びを実現するために、高い専門性、豊かな人間性を備えた人材を確保する必要があります。

このため、県教育委員会では、大学生や高校生に対し、三重の教育の特色や具体的な教育活動、教員と児童・生徒の様子など、三重県の教員が魅力ある職業であることを伝え、志願者確保に取り組んでいるところです。

大学生につきましては、県内だけではなく東海地方や近畿地方の大学を訪問し、教員志望の学生に、誰一人取り残さない教育の推進など、三重の教育に携わる者が大切にしている思い、地域と連携した学校の取組などを具体的に伝えていきます。

また、教員志望の大学生を対象にボランティアを募り、教員とともに児童生徒の学習や指導に携わり、学校の状況や職場の様子を身近に感じることで、教職への思いがより強くなるように取り組んでいます。

これからの将来を考える高校生には、高校を訪ね、教職への関心が高まるよう、教員は子どもたちの未来に関わる魅力的な職業であり、地域にも貢献できることを説明しています。

一方で、採用試験につきましては、年齢要件の撤廃、社会人や県内の常勤講師などを対象とした特別選考を設けるなどの見直しを進め、より多くの方が志願できるように改善してきました。

こうした中、今年度実施した採用試験ですけれども、小学校教諭の受験者が998人で4.3倍、中学校の受験者が836人で6.7倍となりましたが、中学校の志願者は減少傾向となっています。

今後は、採用案内パンフレットや教員採用のホームページに、若手教員の学校での実践や思いを充実させて掲載するとともに、大規模な説明会の開催が難しい中、三重の教育に関心のある方がいつでも視聴できるよう動画を作成し、三重県の教員の魅力を多くの人に伝えてまいります。

あわせて、学校における働き方改革を一層進め、教員が元気で生き生きと活躍し、子どもたちの憧れの職業となるよう取り組んでまいります。

〔2番 喜田健児議員登壇〕

## ○2番（喜田健児） 御答弁ありがとうございました。

（パネルを示す）このスライドが最後ですけれども、子どもたち、こういうような状況にあるんですけれども、へとへとになっている教員の前には、へとへとになっている子どもたちがいるんです。そのへとへとになった子どもたちに対応するその時間を生み出せないことで、さらに教員はへとへとになる。

私、この一般質問をするに当たって、ある教職員から手紙をいただきました。ちょっとだけ、時間がないんですけれども、早口で読ませていただきます。

最近の学校現場は本当に多忙です。とりわけ、そのことを強く実感するのは放課後の時間です。一昔前であれば、放課後は当たり前のように子どもの様子を話したり、授業実践の交流を行ったりしていました。

しかし、明日の計画、ノートの丸つけ、校務分掌の資料作成に加え、多様化する各家庭への対応や調査等に向けた準備と、やらなければならないことが多過ぎて雑談もできない状態です。

これに加えて、今年度はコロナ対応で忙しく、必要な情報を共有したいのにできない。話しかけることすら申し訳ないと感じるほどです。本来、学校というのは子どもが中心であるにもかかわらず、現在は、今日、明日をどう



過ごすかということではいっぱいはいっぱいですという文章です。

多忙化によって学校に愛情がなくなったら、愛情の連鎖はなくなります。実は、今現在18歳になる里子から手紙をいただいています。そこを、最後4行だけを読んで終わらせていただきます。

私は、将来、児童福祉の現場で働こうと思っています。社会的養護の中で育った私は、そのありがたさを身をもって感じることができました。そして、今度は自分が手を差し伸べる側となり、1人でも多くの子どもたちに幸せを感じてもらうために頑張ろうと思っています。

これで終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

## 休 憩

○副議長（服部富男） 暫時休憩いたします。

午後2時11分休憩

---

午後2時20分開議

## 開 議

○副議長（服部富男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 質 問

○副議長（服部富男） 県政に対する質問を継続いたします。23番 森野真治議員。

〔23番 森野真治議員登壇・拍手〕

○23番（森野真治） 皆さん、こんにちは。新政みえ所属、伊賀市選出の森野真治でございます。

今定例会会議の一般質問、最後でございます。今日4番目ということでお疲れのことと存じますが、もうしばらくよろしくお願い申し上げたいと思います。

おととい3月7日で本県に出されておりました緊急警戒宣言が解除されました。これまでの感染症予防対策に対する御尽力に厚く御礼申し上げたいというふうに思います。

そういうこともありまして、今日から、本会議場のほうの執行部の皆さんが勢ぞろいでお座りになってございます。

また、今定例月会議から、執行部の皆さんもタブレットを持ち込みいただけるということございまして、見ますと、ずらっとタブレットが並んでおります。三重県庁もデジタル化が進んできているのかなというふうに感じさせていただきながら、拝見させていただいておるところでございます。

それでは、通告に従いまして、順次質問させていただきますので、よろしくお願ひ申し上げたいというふうに思います。

まず最初に、新型コロナウイルス接触確認アプリ、COCOAについて御質問をさせていただきます。

資料を御覧ください。（パネルを示す）新型コロナウイルス接触確認アプリ、COCOAは、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、厚生労働省が約4億円をかけて開発・運用しているスマートフォン用のアプリです。

COCOAをインストールしたスマートフォンを持っている人が陽性者となった場合に、保健所が新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム、HER-SYSで発行する処理番号を陽性者が自分のCOCOAに入力すると、陽性者と濃厚接触した人の中にCOCOAをインストールしたスマートフォンを持っていた人がいた場合、その人に、あなたと濃厚接触していた人から陽性者が出ましたと教えてくれるアプリです。

6月19日のCOCOAのリリース後、国からは、以下のような要請が都道府県に向けて出されています。

6月19日付事務連絡で、本アプリは、利用者が増えることで感染防止の効果が高くなることが期待されますので、各都道府県において、本アプリの活用について、住民、施設管理者及び催物等の主催者に対して、様々な広報媒体等を通じ、広く周知していただきますようお願いいたします。また、貴都

道府県管内の市町村にも、本件について周知されるようお願いいたします。あわせて、本アプリは、厚生労働省で導入しているHER－SYSと連携して運用することとなりますので、引き続き、同システムの利活用についてもお願いいたします。

7月2日付事務連絡で、7月3日よりHER－SYSでの処理番号の発行が開始となること、処理番号については、原則として、保健所においてHER－SYSにより発行処理を行っていただく必要がありますので、管下の保健所への周知等を含め、対応に遺漏のないようお願いいたします。

8月21日付事務連絡で、本アプリで通知を受けた者に対してPCR検査を行う場合は、症状の有無や濃厚接触者に該当するか否かにかかわらず、行政検査として取り扱っていただくようお願いいたします。

12月16日付事務連絡で、保健所による積極的疫学調査を補完する手段として本アプリが有効であることから、陽性者が本アプリを使用している場合は、本アプリへの陽性登録は本人の同意に基づくものであることを踏まえつつ、陽性登録を行うよう促していただきますよう改めてお願いいたしますと、これまで何度もCOCOAの普及啓発や活用について、国から要請が出されています。

そこでお伺いいたします。

昨年6月のリリース以降、ホームページをはじめ、様々な県主催のイベントのチラシにCOCOAについての記載がされているのは確認していますが、県としてCOCOAをどのようなものと考え、どのように取り扱ってきたのでしょうか。また、県内のCOCOAインストール台数や陽性登録件数はどのようになっているのでしょうか、お伺いいたします。

〔加太竜一医療保健部長登壇〕

**○医療保健部長（加太竜一）** COCOAの普及に当たっての取組や活用状況について御答弁申し上げます。

先ほど議員からも御紹介がございましたように、COCOAについては、国により開発された接触確認アプリでございまして、新型コロナウイルス感

感染症の感染者と接触した可能性について通知を受けることができるアプリと認識しております。

COCOAの通知によりまして、県民の皆さんが自らの感染を疑って声を上げるきっかけとなり、早期に感染対策につなげることができる有用なツールの一つというふうに考えてございます。

県といたしましても、国の通知に従いまして、県のホームページでありますとか、三重県のLINE公式アカウントであります新型コロナ対策パーソナルサポートなどを活用し、県民の皆さんに積極的な活用について呼びかけを行ってきたところでございます。

なお、都道府県別のCOCOAのダウンロード数については、県のほうではちょっと把握ができないという仕組みになってございまして、県内での陽性登録件数は、保健所で陽性者が判明してCOCOAを使ってみえますかということで、はいと言っていたいで登録をいただいた方は、2月末現在で36件というふうな状況になってございます。

〔23番 森野真治議員登壇〕

**〇23番（森野真治）** 厚生労働省のホームページによりますと、（パネルを示す）3月1日現在のCOCOAのダウンロード件数は2577万件、人口の約20%、陽性登録件数は1万1058件、陽性者数の約2.5%となっています。

都道府県別のダウンロード数は、先ほどの御答弁のとおり、分からないということですので仕方ありませんけれども、本県での陽性登録者件数は先ほど36件とおっしゃっていただきました。これは、本県の陽性者数の約1.4%にとどまっています。

そのような中、先月、昨年9月以降、アンドロイドを搭載したスマートフォンで、感染者と接触しても通知が来ない不具合が4か月間放置されていたことが大きなニュースとなりました。不具合が発生していたのは、全利用者の30%に当たるとのことでした。

そこでお伺いいたします。

保健所で日々接触者調査やHER-SYSへの登録、各種問合せの対応等

をされている中で、通知機能に不具合があることに気づいたり、そういう指摘を受け付けたりしなかったのでしょうか。また、11月に県庁でクラスターが発生しましたが、職員や家族等においても、同じように気づかなかったのでしょうか。お伺いいたします。

〔加太竜一医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（加太竜一）　COCOAを活用する保健所や県庁のクラスターの際に、システムの不具合に気づくことができなかつたのかということについてお答え申し上げます。

保健所におけます積極的疫学調査の際には、COCOAの利用状況についても確認は行ってございますが、濃厚接触者やさらに念のための接触者の範囲及びその対象者につきましては、本人やその周辺の方からの聞き取りに基づいて把握しているというのが現状でございます。

また、COCOAにより接触者として感知され、通知をきっかけに保健所に相談があった方につきましても、COCOAの通知だけではどこで誰と接触したかは分からないということから、PCR等検査を実施するとともに、同様にその方の行動歴等の調査を行っているところでございます。

COCOAにつきましては、感染された方が、例えば多くの人が集まるイベントに参加していた事例などで、参加者が分からない、不特定多数の方への感染の可能性が分からない場合に、感染者と接触した可能性について通知し、検査の受診など保健所のサポートを早く受けていただくこと、要は全然分からない状況から把握するというのが目的でございますので、保健所における調査においては、接触者の把握ができている場合には、アプリをあまり意識することなく、接触者に対する検査等の感染拡大防止対策を行うことができていたというような状況でございます。

また、県庁8階におけるクラスター発生時に不具合に気づけたのではないかという御指摘でございます。確かにそのチャンスはあったというふうには考えてございますが、この接触確認アプリCOCOAは国において開発され、県としても当然その時点では正常に運用されているというふうにご

いましたので、なかなかそこを疑って、そこまでやらなかったというのは事実でございます。

また、一方の保健所における積極的疫学調査において、この接触した可能性のある対象者は職員及びその家族ということで、全員が把握できていたということもございまして、COCOAを意識することなく検査の実施等、感染拡大防止に向けて対応させていただいたところでございます。

〔23番 森野真治議員登壇〕

○23番（森野真治） 残念ながら気づけなかった部分と、あんまり気づく努力が足りなかった部分と両方、御答弁の中にあつたのかなと思いますけれども、アプリというのはどうしてもこういう不具合というのは付き物ですので、今後のことにつなげていただきたいというふうに思います。

次に、総務部長にお伺いいたします。

県の機関である保健所が深く業務に関わるシステムとしてのHER-SYSやCOCOAについて、本県の情報政策を担う部門として、総務部スマート改革推進課はどのように関わってこられたのか、また、DX推進の流れの中で、今後も国が開発したアプリやシステムに県が関わることが十分考えられますが、来月以降、役割を引き継ぐデジタル社会推進局において、どのように対応していかれるのかお伺いいたします。

〔紀平 勉総務部長登壇〕

○総務部長（紀平 勉） デジタルを推進していく部局として、どうやって関わっていくかについてお答えさせていただきたいと思います。

デジタル社会の形成に向けましては、国とか自治体におけるあらゆる行政サービス、これがデジタル化されるに当たっては、まずは、利用者のニーズに応えるものとして提供されている必要があると考えております。

そのために、行政のデジタル化は、利用者がいかに簡単にかつ便利に利用できるかの視点、これを最も重視する必要があると考えております。

具体的には、利用者が見たり触れたりする部分、これ、UI、ユーザーインターフェースといいますけれども、これの向上ですとか、利用者がサービ

スを通じて得られる体験、UX、ユーザーエクスペリエンスが最良となるサービスの提供を目指す必要があります。

その意味では、県がシステム・アプリケーションを導入する際には、改めて利用者目線でのUIとかUX、これを重視した設計、開発、検証を徹底いたしまして、運用後も利用者の方々からの反応とか意見、評価を常に把握しながら、継続的にサービスの改善、これを図っていく必要があると考えております。

また、今御指摘いただきました今回のCOCOの不具合の事象を踏まえて、国が用意した仕組みを利用する場合におきましても、積極的に情報収集に努めるとともに、今、国と自治体の職員がデジタル化について意見交換できる場がありまして、それがデジタル改革共創プラットフォームといえますけれども、その場を通じまして積極的な意見交換、あるいは改善提案を行っていききたいというふうに考えております。

今後、DXを推進していくに当たりましては、国、県などにおいて様々なシステム・アプリケーション、これが導入されることが予想されますので、大事なものは誰一人取り残さない、人に優しい行政サービス、これを提供していくためにも、常に当事者意識と利用者目線を持って、効果的な行政サービスが提供できるように努めてまいりたいというふうに考えております。

〔23番 森野真治議員登壇〕

○23番（森野真治） 今回はたまたま医療現場でしたが、全庁的にどこでもあることですので、今後よろしくお願ひしたいと思います。

次に、救急安心センター事業、#7119の導入について御質問いたします。

資料を御覧ください。（パネルを示す）救急安心センター事業、通称#7119は、救急車の適正利用を主目的として、総務省消防庁が全国展開を進めています。これまでの導入地域での実績から、#7119を導入することで不要な救急車の要請を防ぐだけではなく、これまで救急車を利用しなかったために救急車の利用をちゅうちょしている、真に救急車を必要とする場合に対してその利用を促すなど救急車の適正利用に資するとともに、時間

外受診の適正化や住民の安心にもつながることが期待できます。

なお、この事業は、原則として都道府県単位での実施が基本となっており、#7119の番号は都道府県に対して一つしか付与されないというシステムになっています。

次、こちらを御覧ください。（パネルを示す）ももとは平成19年度に東京都が、都民が急な病気やけがをした場合の相談窓口として、東京消防庁、東京都医師会、救急医学に関する専門医及び東京都福祉保健局により、東京消防庁救急相談センターとして独自で始められた事業ですが、総務省消防庁が平成21年度に救急安心センターモデル事業として開始し、少しずつ全国に広がってきています。

令和2年10月1日現在、17地域で実施されており、県内全域で実施されているところが12都府県、県内の一部で実施しているところが5道県で、人口カバー率は46%、5841万人まで広がってきています。

平成28年3月に、#7119の使用要件や市町村への財政支援等について示され、未導入地域においては、管内の消防本部の意向も踏まえつつ、都道府県衛生主幹部局及び医療関係者等との合意形成を図るなど、導入に向けた積極的な取組の依頼が行われるとともに、事業説明会の開催やアドバイザー制度の創設など、全国展開に向けた動きが始まっています。

令和2年5月には、#7119の全国展開に向けた検討部会を設置し、全国展開に向けた本格的な検討が行われ、令和3年1月に報告書を作成、これまで普通交付税として市町村に財政措置されてきていたものが、令和3年度以降は、都道府県、市町村を問わず、#7119実施に要する経費について、特別交付税措置により財政支援が行われることとなりました。

そこでお伺いいたします。

#7119は、地域住民にとっても、消防行政にとってもメリットがある有用な事業と考えますが、県としての導入に向けた考え方、これまでの取組などについてお伺いいたします。

〔日沖正人防災対策部長登壇〕



○防災対策部長（日沖正人） 救急安心センター事業、#7119の導入について  
答弁をさせていただきます。

#7119の導入は、緊急性や応急手当ての方法など、医師や看護師等に電話で相談できる専用ダイヤルとして、県民の安全・安心の向上、救急車の適正利用推進といった観点からも有効な手段の一つであると認識しております。

一方、全国では、#7119とは別に独自の専用ダイヤルを使用した電話相談事業を展開している自治体も多くあり、本県においても、伊賀市や松阪地区広域消防組合など県内の5団体において、独自の電話相談事業が実施をされております。

#7119の導入に当たりましては、既に独自の専用ダイヤルで同様のダイヤルサービスを実施している市町への導入メリットについての理解や、そうしたサービスを実施していない市町等に対しましては、#7119の必要性のほか、新たな導入・運営に伴う費用負担について理解をしていただく必要があること、また、子ども医療電話相談事業、#8000等の類似の短縮ダイヤルとの役割分担や相互連携などの調整が必要であることなど、課題があるというふうに考えております。

県としては、#7119を効果的に実施するためには、県内全ての市町が一体となって導入することが望ましいというふうに考えておりまして、そのため、これまで県では、平成29年度に消防庁職員を招いて、市町及び消防本部の職員を対象とした説明会を実施しまして、広く事業の有用性の周知を図りました。

また、令和元年11月に開催されました三重県消防長会議におきまして、県も参加して、私自身参加したわけですが、県内全域での#7119の導入について話し合った結果、全市町、全消防本部のほか、医師会や救急医療機関などの関係機関も多く、その調整には多くの課題が伴うものの、検討を進めていく必要があるとの確認がなされたところであります。

今年度も、昨年11月に消防本部や市町衛生担当部局の職員を対象に、#7119に関する勉強会を開催しまして、改めて事業の有用性について周知を

図るとともに、導入に当たっての課題を共有したところであります。

国においても、消防庁が設置しました#7119の全国展開に向けた検討部会の報告書が本年1月に取りまとめられたところであり、今後、国の動きも注視をしつつ、引き続き勉強会などを通じまして、市町及び関係機関とともに検討を進めてまいりたいというふうと考えております。

〔23番 森野真治議員登壇〕

○23番（森野真治） 検討をいただいているということでございます。#7119を早期に導入していただいて、県内の安心・安全の地域間格差を解消していただきたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。

次に、ヘリコプターの安全運航についてお伺いいたします。

平成21年に岐阜県、平成22年に埼玉県、平成29年に長野県、平成30年に群馬県でいずれも防災ヘリコプターの墜落事故が発生いたしました。

これを受け、総務省消防庁では安全性向上策として、令和元年10月に、消防防災ヘリコプターの運航に関する基準を制定し、機長に生じる不測の事態への備えは何よりも優先されるものであり、計器類の操作補助によって機長の負担を軽減することが可能となることから、二人操縦士体制の導入により運航の安全を確保していくこととしました。

ただし、資格取得や人員配置、予算を伴う項目については、それぞれを実施するために必要な相応の経過措置を考慮し、二人操縦士体制については、令和元年4月1日を施行日としました。

しかし、施行日以降に、型式限定資格取得者2名を乗り込ませることができない団体は運航を認めないとすると、消防防災ヘリによる救助という消防責任を果たすことができなくなるため、型式限定資格取得訓練中の操縦士が、副操縦士の代わりに乗務することは、やむを得ず経過措置として認めることとし、経過措置の終期は令和7年3月末としています。

こちらを御覧ください。（パネルを示す）総務省消防庁が令和2年11月1日現在で取りまとめた資料によりますと、既に二人操縦士体制で運航している団体は28団体46機、一人操縦士体制の運航団体は、本県を含む28団体28機

となっています。

一人操縦士体制の28団体のうち16団体は、令和4年4月に二人操縦士体制とすることが可能となっていますが、本県を含む12団体は、令和7年4月に向けて協議中などとなっています。

仮に、穏やかな日にヘリポートからヘリポートを移動するだけでしたら、1人で操縦しても問題ないかもしれませんが、消防防災ヘリは、その性格上、出動時には高い操縦能力を求められる場合があり、ちょっとしたアクシデントや判断ミスが重大事故につながりかねず、そのために副操縦士席が設けられているのだらうと思います。

国から言われるまでもなく、任務を安全に遂行するため、多くの団体で二人操縦士体制を導入しているのは当然のことだらうと思います。

そこでお伺いいたします。

令和元年10月に国から二人操縦士体制の早期の導入を求められていますが、本県の防災ヘリは、現在も一人操縦士体制となっているのはなぜでしょうか。また、国の資料では、本県は令和4年4月の施行日に導入が間に合わないとなっていますが、間に合わせることができないのでしょうか。さらに、県有ヘリは防災ヘリ以外にもあると思いますが、それらの操縦士体制についてはどのようになっているのでしょうか。お伺いいたします。

〔日沖正人防災対策部長登壇〕

**○防災対策部長（日沖正人）** 防災ヘリコプターの二人操縦士体制の導入について答弁させていただきます。

近年の全国での消防防災ヘリコプターの痛ましい事故の発生を受けまして、航空消防活動の安全かつ円滑な遂行に資するため、運航団体が取り組むべき消防防災ヘリコプターの運航に関する基準として、令和元年10月1日に消防庁において制定されました。

この基準では、様々な安全対策の一つとして、消防防災ヘリコプターの機長及び副操縦士の2名の操縦士を乗り込ませることが求められることになりました。ただし、人材確保などに配慮しまして、施行が令和4年4月1日と

されたところであります。

本県では、平成5年4月の防災航空隊発足当時から防災ヘリコプターの運航管理業務を民間事業者に委託し、一人操縦士体制により運航をしております。

二人操縦士体制に移行するには、事業者において新たに操縦士を確保・養成する必要がありますが、養成には一定の期間を要することなどから、現時点では、現行法令を踏まえての一人操縦士体制での運航となっております。

二人操縦士体制の導入に向けましては、操縦士は機種ごとのライセンスが必要となることから、本県と同型の機種により運航管理業務を行っている事業者の操縦士の確保状況について、これまで情報収集等を行ってきております。

あわせて、国に対しましては、操縦士を確実に確保できるよう、航空業界に対して増員を働きかける要望などを県独自に、また全国知事会を通じても行ってきております。

現在のところ、本県の委託事業者を含め、同型の機種の運航が可能な事業者においても、操縦士の確保及び養成が進んできているという状況であることを確認しております。

また、操縦士の増員に係る経費への財政措置についても国に対して継続して要望を行うとともに、二人操縦士体制への移行に伴い、改定が必要となる運航管理に係る規定の整備や予算の確保に向けて調整を進めているところであります。

今後とも、消防防災ヘリコプターのさらなる安全性の向上を図るため、施行日である令和4年4月1日からの二人操縦士体制での運航開始に向けて、引き続きしっかりと準備を進めてまいります。

〔加太竜一医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（加太竜一） 私のほうからは、ドクターヘリについて御答弁申し上げます。

ドクターヘリにつきましては、国から消防防災ヘリコプターのように、操

縦士を2名体制とするような通知は、現在のところ、発出されてございません。

また、ドクターヘリは、現在、操縦士1名、機体と装備品の維持、整備や飛行中の操縦士を補佐する役割も担う整備士1名のほか、医療スタッフ、医師、看護師でございますが、がヘリに搭乗し、患者を医療機関に搬送してございます。

なお、現在運航している機体は、操縦桿が一つしかないことや搭乗できる人数が最大6名ということで、これ以上乗員を増やすことができないという現状がございますことから、現在運航している機体では、操縦士の複数体制は不可能ということがございます。

ただし、ドクターヘリ事業に従事する操縦士や整備士には、国の基準などにより乗務要件が定められています。操縦士については一定の飛行時間が、また整備士については5年以上の実務経験などが必要とされており、資格を満たした方に従事していただくことで、ドクターヘリの安全運航を担保してございます。

今後も運航会社、基地病院と連携し、安全運航の確保に努めてまいります。

〔岡 素彦警察本部長登壇〕

#### ○警察本部長（岡 素彦） 警察ヘリについて御説明いたします。

警察ヘリの運用方針につきましては、国家公安委員会が定める規則と、それから当該規則に基づいて警察庁が毎年定める指針がございまして、その指針の中におきまして、操縦士2名による運航とすることや、保有機数に2を乗じた数を超える操縦士及び整備士を確保すべきことが規定されております。

当県警察では2機を保有していることから、警察官の操縦士4人を配置して、運航時は、1機につき必ず2人の操縦士を乗機させています。

遭難者の救助や被疑者の追跡の際に、機体の性能限界に近い状態で運航する 경우가多く、また、大規模災害時の衝突事故の防止や機体の故障、操縦士の体調不良等に備える必要があることを踏まえて、このような運航体制としているものでございます。

[23番 森野真治議員登壇]

○23番（森野真治） ドクターヘリについては、そもそも1人乗りということ  
で無理ということですね。警察ヘリのほうは、もう以前から2人乗りでき  
ちっとやっていたので、よく分かりました。ですので、消防防災  
ヘリだけということになりますけれども、常日頃から、防災・減災のため  
にはやれることは何でもやるとおっしゃっているわけでございます。伊賀地  
域の広域防災拠点については、去年の質問以降、直していただいています、  
早速ありがとうございます。

間もなく出水期や台風シーズンがやってきますので、ぜひ、令和4年4月  
導入に取り組むとおっしゃいましたが、一日も早い導入に向けて取り組ん  
でいただきますようお願い申し上げます。

次に、消防団の充実・強化について伺います。

まず、消防団員の処遇改善について伺います。

近年、ますます増え続けている風水害などにおいて、消防団員の方々の献  
身的な御尽力をいただいております。先日も栃木県足利市で大規模な山火事  
が発生したニュースが流れていました。テレビでは、見栄えのよいヘリから  
の散水の場面ばかりが映し出されますが、地上では、多くの消防団員が散水  
を避けながら、懸命に消火活動に当たっておられます。

また、先週3月1日から7日までは、春の全国火災予防週間となっており、  
全国で火災予防を呼びかけるための活動が展開されたところです。

地域の実情に精通した消防団は、地域密着力、要員動員力及び即時対応力  
の面でも優れた組織であり、大規模災害時の対応や身近な災害への取組等、  
地域の安心・安全の確保の上で不可欠な組織であります。

午前中も取り上げておられましたが、全国的に消防団員は減少傾向にあり  
まして、かつては200万人いた消防団員が今では80万人となっており、本県  
も例外ではございません。

全国的に消防団員が減少し続けている状況に鑑み、平成23年度以降、国で  
は、加入促進を図る方策の一つとして、消防団員の処遇改善を、毎年、消防

庁長官通知などを通じて求めています。

通知では、団員報酬及び出動手当の普通交付税算入の単価を踏まえ、一般団員の報酬年額3万6500円、出動手当1回当たり7000円の支給を求めています。基準を満たしているところは少数で、自治体間の差もあります。

先日も新聞記事で取り上げられており、年額報酬の全国自治体間の差は、最高が20万7000円、最低が4000円と51倍の格差があると報じられていました。

こちらの資料を御覧ください。（パネルを示す）県内の状況についても、前回質問時の平成24年4月現在から8年たちましたが、出動手当を中心に多少の改善は見られるものの、交付税単価に届いていない自治体がまだまだ多いのが現状です。また、自治体間格差も最高7万円から最低1万1000円と、全国ほどではありませんが開いています。

消防団は、消防組織法により市町村の組織として設置されており、団員の定数や報酬等については市町村の条例で定められていますので、国の通知においても、都道府県に対しては、周知と適切な助言を依頼するという形を取らざるを得ないことは承知しておりますが、広域自治体として、県内の自治体間格差の是正に向けた取組を知恵を絞って行っていただきたいと思えますし、処遇改善というのは報酬の引上げに限ったことではありませんので、それ以外の方法で県として取り組んでいただくことも可能だと思います。

そこでお伺いいたします。

県として、これまで消防団員の加入促進に向けた取組、特に処遇改善に向けてどのように取り組んでこられたのか、また、今後さらなる処遇改善に向けてどのように取り組んでいかれるのかお伺いいたします。

〔日沖正人防災対策部長登壇〕

**○防災対策部長（日沖正人）** 消防団員の処遇改善の取組について答弁させていただきます。

消防団の団員数の減少という全国的な課題を踏まえまして、消防庁では毎年、全国の市町村に対して通知文書を発出し、消防団員の確保等に向けた取組を推進する中で、消防団員の処遇改善についても、地方交付税算入額を踏

まえた報酬や出動手当の引上げを求めています。

また、消防庁では、昨年12月に消防団員の処遇等に関する検討会を設置しまして、消防団の報酬・出動手当をはじめとした処遇の在り方、社会全体で応援する雰囲気づくりをするための広報の充実、社会状況の変化に合わせた消防団改革などを検討し、本年夏に取りまとめる予定と聞いております。

消防団は市町の設置する組織であります、県としまして、三重県防災対策推進条例においても消防団の充実・強化のための支援については県の役割としているところであります、県内の消防団員数が減少している状況も踏まえて、消防庁からの通知文書の周知とともに、毎年、市町や県内全ての消防団長が参加する会議に県の幹部職員が出席しまして、消防団員の報酬の引上げなどの処遇改善をはじめ、消防団員の加入促進に向けた取組を進めていただくよう働きかけを行っております。

また、日頃の活動をたたえるため、三重県消防協会等の表彰に加え、県においても、消防団員や協力企業等に対して知事表彰等を行っておるところであります。

さらに、今年度からは、各市町が実施する消防団員の活動環境面での処遇改善を支援できるように、資機材や活動服などの購入に加え、更衣室の設置や改修に係る整備費用などを補助する消防団充実強化促進事業を創設したところであります。

市町においては、この事業を有効に活用していただくことで、消防団員の活動環境面での処遇改善につなげていきたいというふうにも考えております。

消防団員の処遇改善につきましては、消防団員の処遇等に関する検討会の検討状況など国の動きも注視しつつ、引き続き、市町の処遇改善に向けた取組を支援してまいります。

〔23番 森野真治議員登壇〕

○23番（森野真治） 県として様々取り組んでいただいていますし、今年度からの事業もあるということでございます。引き続きましての粘り強い取組をよろしくお願い申し上げたいと思います。



次に、女性消防団員の加入促進についてお伺いいたします。

国では、消防団員確保のための方策として、機能別団員制度の創設、女性や学生など、多様な人材の活用を促しています。

特に女性団員については、政府として、令和8年度末までに女性団員の占める割合を10%にするという目標を掲げ、さらに、令和4年3月末までに全ての消防団に女性団員の所属を目指して、それ用のポスターも国で用意し、取組を推進するよう求めています。

資料を御覧ください。（パネルを示す）現在、女性団員のいる消防団は、全国で75.1%、本県では75.9%とほぼ同水準ですが、女性団員数の割合は、全国3.3%、本県3.7%と少し取組が進んでいます。

しかし、過去10年間の女性団員数の伸び率を見ますと、全国42.8%増、本県37.2%増と低い伸び率となっており、特に近年において伸び悩んでいる傾向が見られます。

実は、ポスターに載っている女性団員の肩書を見ていただくと、女性分団分団長となっています。私も消防団所属時には分団長をさせていただいたこともありますが、上野東分団分団長であって、男性分団分団長ではありません。各地区の分団とは別に、女性だけで構成された別の分団をつくっていることを意味しています。

女性に消防団に入ってもらおうといっても、いきなり男性ばかりの団員に交じって、一緒に活動してくださいではとても入ってもらえないこともあり、女性分団という形で立ち上げて、一定数の女性団員確保に取り組んでいる消防団が多いからだと思われ、本県においてもほとんどが同じ形で取り組んできています。

そのような中、近年、本県の女性団員数が伸び悩んできている原因として、女性分団が定員に達してきているなど、分団等の設置に頼った増員が限界を迎えつつあることが考えられます。

一方で、消防団員数全体としては減少傾向にあり、地域の分団では欠員が出ている状況です。既に多くの職種で男女の差なく職務を行っている現在に

において、男女の差なく消防団活動に参加していただくのがあるべき姿であり、一定の女性団員が確保できている団においては、地域の分団に分かれて活動していただく段階に来ていると言えますし、また、それなしに目標の10%に達することはできないと思います。

消防団内部のことですので、基本的には市町で取り組んでいただくべきことではありますが、次の段階へ移行しやすいように、県としても何らかの形で支援していただければと思います。

そこでお伺いいたします。

県としての女性団員の加入促進についての考え方やこれまでの取組について、また、今後さらなる入団促進に向けてどのように取り組んでいかれるのか、お伺いいたします。

〔日沖正人防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（日沖正人） 女性消防団員の加入促進について答弁させていただきます。

女性消防団員につきましては、全体の消防団員数が減少する中で、全国的にも増加の傾向にあります。

近年、消防団活動が多様化する中で、災害での消火活動や後方支援活動、避難所の運営支援をはじめ、火災予防の普及啓発、住民に対する防災教育・応急手当指導など、広範囲にわたり女性消防団員の活躍が期待されています。

県としましては、女性消防団員の活躍推進は、消防団全体の充実強化を図る上で重要であると考えております。

このような中で、県では、消防団の充実・強化を図るため、三重県消防協会と連携しまして、全国の女性消防団員の活躍事例の紹介でありますとか、県内の女性消防団員の活動状況の報告を行う研修会や交流会を毎年実施しております。

この研修会では、県内の各消防団の取組として、女性消防団員の加入促進及び活動PRを目的とした広報誌を発行している事例でありますとか、女性

分団を複数設置して活動している事例、また、消防本部職員の協力を得て活発な実技訓練を行っている事例などが報告されておりまして、女性消防団員の方々からは、貴重な情報交換の場になっているという声もいただいております。

また、昨年度の研修会では、現場での活動状況や困っていることなどの意見を直接お聞きして、今年度から新設しました、先ほど申し上げましたけれども、消防団充実強化促進事業の制度設計に生かしております。

具体的には、制服や活動服などの被服類、ポンプやホースといった資機材に加えまして、シャワー室や更衣室、トイレの設置・改修に係る経費も補助の対象とするなど、女性消防団員の入団促進、充実強化に資する内容となっております。

県としましては、今後も市町や三重県消防協会と連携しまして、女性消防団員を対象とした研修会や交流会を引き続き実施するとともに、女性消防団員が入団しやすい、働きやすい環境づくりを進めるために、消防団充実強化促進事業などを通して、女性消防団員の加入促進につなげてまいりたいというふうに考えております。

[23番 森野真治議員登壇]

○23番（森野真治） 先ほども出てきましたが、消防団充実強化促進事業ですね。これで女性団員の方も入っていただいて活動しやすいような環境整備、側面的にさせていただけるということでございます。そういうことも含めて、しっかりと県としても取り組んでいただければというふうに思いますので、引き続きよろしくお願ひ申し上げます。

次に、災害からライフライン事業を守る事前伐採事業についてお伺ひいたします。

資料を御覧ください。（パネルを示す）この事業は、近年頻発している台風による倒木等に起因する大規模かつ長期的な停電による住民生活や行政機能の停止を未然防止するため、昨年度から準備作業が始まり、本年度、事業実施が開始されています。

大変有意義な事業であると期待しているところですが、地域により進捗に差があるようです。これまでの取組状況や本年の事業実施状況、今後の見通しなどについて、まずお伺いいたします。

〔前田茂樹農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（前田茂樹） 御紹介いただきました災害からライフラインを守る事前伐採事業につきましては、みえ森と緑の県民税を活用して今年度から本格実施をしております。

その取組状況でございますけれども、県では、事業の実施に先立ち、ライフライン事業者である電力会社が作成した、過去の倒木で配電線が寸断された被災状況等を基に作成しましたハザードマップを、県内の24市町に提供いたしました。

このハザードマップも参考に、市町においては停電の発生による影響の大きさを考慮するとともに、実際の現場調査や県の助言などを踏まえ、実施箇所を選定しておるところでございます。

初年度となる令和2年度は、松阪市や大台町など6市町において約2600本の危険木の伐採が行われるとともに、次年度以降の実施箇所の選定を進めているところです。

令和3年度につきましては、いなべ市、鈴鹿市など新たに5市町が加わり、計11市町で事業の実施が予定されており、当初の想定を上回る事業費ベースで1億800万円となる予算を計上したところです。

また、今後、段階的に事業規模を拡大し、令和5年度までの4年間で、全体事業費として約4億円を見込んでおります。

引き続き、台風等による倒木被害に起因する停電を未然に防止していくため、事業の進捗管理を適正に行うとともに、事業の要望が増加した場合には、予算執行の前倒しも含めて柔軟に対応してまいります。

〔23番 森野真治議員登壇〕

○23番（森野真治） 事業費ベースでは順調に進んでいっているということですが、参加市町で見ると、今年は4分の1、来年でもまだ半分を満た

ないということで、やはり市町間での差が大きいのかなというふうに感じます。

先ほどの資料によりますと、まず、ライフライン事業者から市町に事業候補地のリストが提出されて、市町が事業化して初めて事業が始まるということになっておりまして、そのことがこの差が出る原因になっているのかなというふうに思います。

3者協定の一角をなす県としても、ライフライン事業者からの候補地を把握し、緊急性が高いと考えられる場合には、市町に早期の事業化を働きかけていくべきと考えますが、いかがでしょうか。

また、事業効果を上げるためには、同一市町内であちこち点的に進めるよりも、線的に進めていくほうがよいと思いますが、今後の取組についてお伺いいたします。

〔前田茂樹農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（前田茂樹） それでは、事業を効果的に進めていくための市町への県の働きかけということで御答弁させていただきます。

当事業の活用によりまして、台風等による停電を未然に防いでいくためには、市町、それからライフライン事業者である電力会社、そして県がそれぞれの役割を果たしつつ、3者の緊密な連携の下で、早期に県内全域での取組を促進していくことが重要であると考えております。

事業の実施に当たっては、市町、ライフライン事業者、県の3者で円滑な事業の実施に向けた協定を締結するとともに、県の地域機関及び市町の防災や道路管理担当も含めた協議会を設置することとしています。

この協議会において、事業の実施箇所や優先順位等の合意形成を図ることとしており、県としましては、協議会事務局として市町や電力会社の間に立って、総合的な調整を担っているところでございます。

また、県では、県内全域での事業実施に向け、事業化を検討している市町に対して、現場調査への同行や先行市町での事例の紹介などを通じて、本事業の目的や効果について浸透を図っています。

さらに、既に取り組を開始している市町も含めて、事務の進め方などの情報を共有する意見交換会を開催するなど、事業が円滑に進むよう取り組んでいるところです。

県としましては、今後も順次事業に着手いただく市町を増やし、なるべく早期に県内全域での事業実施を実現したいと考えています。

このため、市町やライフライン事業者の御意見もお聞きしながら、必要に応じて事業スキームの見直しを行うとともに、未着手の市町に対して、引き続き、事業の目的や効果について丁寧な説明を行ってまいります。

また、緊急性が高い現場について県もしっかりと情報を把握し、そのような箇所が優先して着手されるとともに、限られた予算の中でより効果が発揮される事業の進め方も含め、市町に対して積極的に働きかけてまいります。

〔23番 森野真治議員登壇〕

○23番（森野真治） 事業についても効果がよく発揮されるように、しっかりと見直していただきながら進めていただけるということでございますので、引き続きどうぞよろしくお願い申し上げたいというふうに思います。

最後に、地域おこし協力隊について御質問いたします。

資料を御覧ください。（パネルを示す）総務省が昨年、令和元年度地域おこし協力隊の定住状況等に係る調査結果を公表いたしました。平成31年3月31日までに任期終了した地域おこし協力隊員の定住状況について調査を実施し、おおむね1年以上活動し、特別交付税の算定対象となった873団体における4848人の隊員を対象に調査したものとなっています。

その中に、都道府県別任期終了者数と定住率という集計表があり、本県の定住率は全国ワースト2位となっていました。インターネット上には、地域おこし協力隊について、ミスマッチあるいはブラック自治体など様々な記事が取り上げられています。

そこでお伺いいたします。

県として、この調査結果についてどのように考えておられるのでしょうか。また、定住率アップに向けた取組など、どのようにされていくのかお伺い

たします。

〔横田浩一地域連携部南部地域活性化局長登壇〕

○**地域連携部南部地域活性化局長（横田浩一）** それでは、地域おこし協力隊の定住率が低いことについてどう考えるのか、また、定住率向上に向けた取組についてお答えさせていただきます。

地域おこし協力隊は、過疎地等の条件不利地に生活の拠点を移して、一定期間地域に居住して、地場産品の開発や観光の振興など、地域協力活動を行いながら、その地域への定住、定着を図る取組でございます。

その定住率は、先ほど議員から示されましたように、本県では47.1%と非常に低い状況となっております。

本県に隊員として着任していただきながら、なかなか定住に至っていないことは非常に残念なことであり、1人でも多くの隊員が定住して、引き続き地域で活躍していただける環境の整備を、県と市町とともになって進めていくべきだと考えております。

このため県では、隊員の状況や定住に向けて求められる支援等について、隊員及び制度を活用する市町に現在アンケート調査を行っているところでありまして、また、一般社団法人移住・交流推進機構、これ、JOINと呼ばれておりますけれども、全国組織でございますが、そのJOINによる全国単位の調査によりますと、課題として、地域住民や行政職員とのコミュニケーション、相互理解、それから活動目的・内容の具体化、明確化が挙げられておりまして、また、隊員同士のネットワークづくりが有意義という答えがなされております。

このような中で、市町と県の役割を考えると、隊員は地域の課題に応じて市町により任用されているところでございますが、まず、その市町におきましては、個々の隊員の相談に応じながら、地域課題の洗い出しや地域住民との連携の促進、それから活動へのアプローチ方法を見いだすことが必要であると考えます。

また、県にありましては、隊員に共通するベーシックな知識やノウハウ等

を身につけていただくことや県の広域性を生かした隊員同士の情報共有、隊員とOB、OGを含めた横の連携・ネットワークづくりなどに活動のサポートをしていくことが必要と考えております。

現在、県内では、15の市町で73名の隊員が活動してみえるところです。県では、まず初任者に対しましては、地域住民や行政との関わり方、活動の進め方につきまして、隊員OB、OGを講師としまして、実際の体験を基にした研修を行うとともに、今年度より、オンライン等により、ほかの隊員やOB、OGに相談を随時行えるフォローアップ体制を整えております。

一つここで、専門的な研修について例を紹介させていただきますと、というのは、私も参加させていただきましたので紹介させていただきますと、先日、2月19日、実際の現場でのワークショップを伊賀市阿波地域で実施させていただきました。

この研修では、いなべ市や尾鷲市など、広く県内各地から隊員やOB、OGが参画していただいて、阿波地域で活動する人々の御協力を得ながら、実際の地域課題である獣害対策について共に学び、また、交流のネットワークを深めていただいたところでございます。

また、今後、先ほど言いましたJOINによる事業の採択を受けまして、隊員同士のネットワークづくりの場としまして、県内5か所に隊員OB、OGの活動・交流拠点を設けたところでございます。

来年度に向けましても、今年度構築しましたネットワークを活用しまして、県内各地の拠点での隊員の力量を磨く研修事業を実施するとともに、隊員同士、OB、OG同士が気軽に相談や情報交換できる顔の見える関係づくり、また、隊員同士が支え合い、地域に定住する際に欠かせない、なりわい獲得のきっかけづくりを行い、隊員の活動の充実と定住を促進してまいります。

〔23番 森野真治議員登壇〕

○23番（森野真治） OB、OGの方との相談とか、そういうのがミスマッチを防ぐとか、いろんなことにつながっていくんだろうと思いますけれども、そういう取組の中で、ここ近年は、定着率というのは上がってきているんで



しょうか。

〔横田浩一地域連携部南部地域活性化局長登壇〕

○**地域連携部南部地域活性化局長（横田浩一）** 最近の定着率についてお答えさせていただきます。

総務省による調査は2年に1回行われておりまして、これまでの平成21年に、三重県では地域おこし協力隊の採用が始まりまして、その期間に着任した方々が一旦退任されて、そこで地域に定着された方の率が、累計で計算されています。

しかしながら、累計で計算されますと、47.1%と非常に低いものなんですけれども、それを一回一回に区切ってみますと、大きく波はあるんですけど、右肩上がりのカーブを描いております。

特に、ここ直近の定住状況等に係る調査も今行われておりまして、どうもその感覚によりまして、ある程度上がったかなという感覚を得ておりますので、今後、先ほど言いましたように、隊員を含めましてOB、OGのネットワーク、それから地域づくりの活動を進めまして、より定着を進めていきたいと考えております。

〔23番 森野真治議員登壇〕

○**23番（森野真治）** 改善してきているということでございますので、引き続き、ぜひ努力をいただきたいというふうに思います。

ちなみに、3月5日に、認定NPO法人ふるさと回帰支援センターから、2020年移住希望地トップ20というのが公表されておりまして、新型コロナウイルス感染症の関係で、いつも一本なんですけど、今年は窓口相談者とセミナー参加者というのに分けて発表されています。

窓口相談者の1位が静岡県、セミナー参加者の1位が和歌山県ということになってございました。東京に近いほうが有利というふうに思われるか知りませんが、近隣県では、岐阜県が窓口相談者の11位、セミナー参加者の15位にランクインしておりまして、三重県は、いずれもランク外、直近でランクに入っていたのは、5年前に20位タイで入っただけということで

ございます。

こういうことも含めて相関関係にあるんだろうと思いますので、三重県が選ばれる県となるために、今後、取組をぜひともよろしく願い申し上げたいというふうに思います。

用意しています質問は以上でございます。これで、今年度の一般質問も最後ということになります。この中にも、今日がこの席最後という方々もいらっしゃるかと存じます。この3月で定年退職される県職員の皆様に、これまでの御尽力に心から敬意と感謝を申し上げたいというふうに思います。これからそれぞれの立場で新しい人生を歩まれることとなると思いますが、引き続きまして、県政に対する御支援をよろしく願い申し上げますとともに、御健勝、御多幸をお祈り申し上げまして、一般質問とさせていただきます。本日はありがとうございました。（拍手）

## 休 憩

○副議長（服部富男） 本日の質問に対し、関連質問の通告が3件ありますが、この関連質問は後刻認めることとし、暫時休憩いたします。

午後3時20分休憩

---

午後3時30分開議

## 開 議

○議長（日沖正信） 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 質 問

○議長（日沖正信） 質問を継続いたします。

最初に、喜田健児議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。40番 三谷哲央議員。

〔40番 三谷哲央議員登壇・拍手〕

○40番（三谷哲央） 新政みえ、桑名郡・桑名市出身の三谷哲央でございます。

喜田健児議員の三重とこわか国体・三重とこわか大会の成功に向けて、これに関連して、二、三、お伺いしたいと思います。

先ほど、喜田議員がおっしゃったとおり、三重とこわか国体まで、あとはいよいよ200日ということで、実質6か月かなという思いでございます。準備のほうはそれなりに進んでおると思いますが、この秋から、また新型コロナウイルス感染症の第4波があるのではないかと、そのような話も出ておりました。安全・安心に対しては、万全の体制を持って臨んでいかなければいけないと思っております。

今回、開会式は、当初予定しておりました陸上競技場、これから総合文化センターのほうに会場を変えます。陸上競技場でも、屋外の施設ですし、換気に関してはあまり心配も要らない。人が多いのが心配だということなら、当然、入場制限をすればいいんだろうと思いますが、今回、屋内に変えて、安全対策、一層充実するんだというところのお考え、もう一度聞かせていただきたいなと思います。

〔辻 日出夫地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長登壇〕

○地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長（辻 日出夫） コロナ禍における開・閉会式の安全対策ということで、陸上競技場から総合文化センターに移したことの考え方ということだと思いますけれども、おっしゃるように陸上競技場は屋外ですし、また規模も大きいということがありますので、密を避けるという点からは、安全という部分は確かにあろうと思います。

ただ、我々いろいろ考えましたのは、開会式会場で、もしもクラスターが発生した場合に、その後の陸上競技場の会場になりますので、大規模な消毒作業とか、予期し得ないいろんな対策を施さねばならないというのが、まず1点あったということ。それから、総合文化センターであれば、選手、式典演者、参加者、役員、それぞれのカテゴリーに従って動線を分離できるということがあります。

また、今回はいろんな主催者と協議した中、やはり規模を大幅に縮小して

ほしいという思いもあって、そういう規模縮小の中で、合理性も含めて考えて、総合文化センターであれば、諸室がたくさんありますし、そういった諸室で密を避けながら、カテゴリーを分け、動線を分けして、密も対策しながらやっていたら、安全対策を取れるのではないかということで考えました。

〔40番 三谷哲央議員登壇〕

○40番（三谷哲央） その開会式に、今のところ伝わってくるのは、両陛下をお迎えしてやるということです。

それだけに、安全・安心に対しては非常に慎重で、丁寧にやっていくべきであろうと思っておりますが、両陛下の御臨席というのは、もう決定事項なんでしょうか。

〔福永和伸戦略企画部長登壇〕

○戦略企画部長（福永和伸） 天皇陛下の御臨席について御答弁申し上げます。

三重とこわか国体・三重とこわか大会に、天皇陛下がお越しいただけるかどうかは、現時点では未定です。

しかし、先催県では、天皇陛下が国体の開会式に御臨席されていますので、当県にもお越しいただけることが決まった際に、対応できるように準備を進めているところでございます。

先催県では、御臨席に向けて準備を進めた上、夏頃に御臨席の依頼の文書、いわゆるおとりなしを提出し、御来県の発表は、国体の約1か月前というスケジュール感でございます。

〔40番 三谷哲央議員登壇〕

○40番（三谷哲央） 陛下の御出席をお願いするに当たって、今、夏頃とおっしゃいましたが、私が聞いておるのは、夏というか、初夏6月の末から7月の初旬だというふうに聞いておりますが、間違いありませんでしょうか。

〔福永和伸戦略企画部長登壇〕

○戦略企画部長（福永和伸） 先催県の状況では、おおむね7月頃というふうに聞いています。ただ、新型コロナウイルス感染症の状況もありますので、流動的かなとは思っています。

〔40番 三谷哲央議員登壇〕

○40番（三谷哲央） それでは、7月頃をお願いして、1か月ぐらい前に御出席の御返事をいただいて、開会式に臨むというそういうスケジュール感ということだろうと思います。

最後に、知事にお伺いしたいんですが、陛下をお迎えして、安心・安全な開会式を絶対に成功させるんだということについての、知事としての決意、思いを最後にお聞かせいただきたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 先ほど福永部長から御説明させていただきましたとおり、現時点においては、天皇・皇后両陛下がお越しいただくことについては未定であるものの、我々としては、ぜひお決めいただいて、このコロナ禍の間、国民との交流というものが天皇・皇后両陛下もなかなか思うようになされることができなかったということもあり、また一方で、我々、令和元年御代替わりのときには、県民の前に天皇陛下がお越しいただいて、県民の皆さんは大変喜んでいただきました。そういうお姿、また新しい形での交流が行われる、そんな国体にもなるように、いずれにしても、そのためには全ての皆さんが、安全・安心というのを確認して、そして安心して大会に向かっていくということが大事ですので、その安心・安全な大会に向けて、万全にしていくべく取り組んでいきたいと思います。

〔40番 三谷哲央議員登壇〕

○40番（三谷哲央） 鈴木英敬知事の下で、両陛下をお迎えして盛大な開会式が成功裏に挙行されることをお祈りいたしまして、関連質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。（拍手）

○議長（日沖正信） 同じく、喜田健児議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。21番 稲森稔尚議員。

〔21番 稲森稔尚議員登壇・拍手〕

○21番（稲森稔尚） 皆さん、お疲れさまです。

伊賀市選出、草の根運動いがの稲森稔尚です。

私からも、喜田健児議員の三重とこわか国体・三重とこわか大会の成功に向けてということで、関連質問させていただきたいと思います。

新型コロナウイルス感染拡大とともに、国体の在り方について、この国体の成功ということをお願いしつつ、そして、国体・全国障害者スポーツ大会局の皆さんのいろんなことを想定しながら取り組んでいただいているというそういう取組にも感謝しつつではあるのですけれども、不安ですとか懸念の声というのをいただくようになっていきますので、そのことについて関連質問していきたいと思います。

まず、高校生の皆さんをはじめ、学習環境への影響について、様々な心配の声をいただけてきました。

そこで、今年9月の国体開催期間中の高校生の皆さん、そして教職員の皆さんの動員体制というのはどういうふうに想定しているのか、具体的に期間中最大でどの程度になり、学校の学習環境への影響や、あるいは受験生の皆さんの心配というのもあろうかと思っておりますので、そのことも含めてどのような見通しなのか、お示しいただきたいと思っております。

次に、開催可否の判断について伺いたいと思っております。

知事からは、国体の成功に向けた力強い意気込みについて、繰り返し語っていただいているところですが、また、新型コロナウイルス感染防止対策のガイドラインというものも示されているところです。しかしながら、知事が、三重県にはオイルショックのときも国体を成功させたDNAがあるというふうに述べられていても、新型コロナウイルス感染症の先行きが見通せない中で、知事の前めのめりな姿勢と医療体制や、あるいは県民の皆さんの暮らしということが大変な中で、県民の皆さんとの思いの中で、溝が生まれているような、そんな感というのが否めないというふうに思います。

全国で緊急事態宣言が発出される中で、冬季国体の開催には、やはり違和感も感じましたし、冬季国体は11県が出場辞退し、スキー競技を開催予定だった秋田県が地域の医療体制の維持に不安があるとして、中止を決断したということは、大変な苦渋の決断ではあったものの、総合的に冷静な判断を

されたということだと思います。

そこで、県の一存ではなかなかどうにもならない問題かもしれませんが、県の立場から、開催すること、あるいは中止を選択せざるを得ないということ、それぞれの判断基準、判断のリミットについて、具体的にどのようにお考えなのかお聞かせいただきたいと思います。

そのことも併せて、県民の皆さんにしっかりとお伝えしていくということが、不安や懸念の払拭につながってくるという意味でも大切だと思いますが、その2点についてお答えいただきたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） まず、私から、開催可否の判断について、答弁させていただきます。

鹿児島国体・大会の延期については、スポーツ庁、日本スポーツ協会、日本障害者スポーツ協会並びに開催県との間で協議が重ねられ、結果、2023年への延期が決定され、三重県の両大会は、予定された会期での開催が確定しました。

これを受け、県では、コロナ禍にあって開催可能な方法について、様々な点から検討を重ねてまいりました。そして、10月の実行委員会常任委員会においては、選手ファースト、安全・安心な大会運営などの視点から、新しい国体・大会の在り方を提案し、御承認いただいたところです。

一方、両大会に関わる全ての方々に御理解、御協力をいただくことが大変重要であると考え、どういう事態になれば、開催の可否そのものを検討し、決定していくのかということについても、その基準づくりに着手しています。

この開催可否判断の基準については、既に日本スポーツ協会において、具体的な条件設定も行い、基本的な項目を整理しているところであり、この基準を踏まえ、冬季国体の開催地でもあった愛知県、岐阜県、秋田県はそれぞれの実情に応じて、適宜、県独自のガイドラインも策定し、総合的に可否を判断してきました。

三重とこわか国体が始まる今年の9月、新型コロナウイルス感染症の状況

がどういったものになっているか予測は困難です。したがって、まずは、開催自体は可能な環境であることを想定し、準備不足で開催できないということがあっては決してなりませんので、着々と関係者の皆様と連携して、開催準備を進めてまいります。その上で、9月までの感染状況等を踏まえて、開催可否自体を議論しなければならない条件を今回明確化し、例えば、都道府県予選の選手選考状況であれば4月や5月など、条件に応じた適切な時期において、開催可否をしっかりと判断するための考え方について、年度内にお示ししたいというふうに考えております。

このことにより、県民や全ての参加者の皆さんに安心していただき、両大会の開催について、さらなる御理解と御協力を得られるよう取り組んでまいります。

繰り返しになりますけれども、開催できるのに準備不足で開催できないということがあってはなりませんから、着々と準備を進めるものの、今申し上げたような、今後、いろんなタイミングで判断する 때가来ると思いますので、それについて、年度内にこういう考え方で開催可否を判断していくよというをお示していきたいというふうに思います。

〔辻 日出夫地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長登壇〕

○地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長（辻 日出夫） 競技補助員、役員のことについての答弁申し上げます。

まず、競技役員、補助員につきましては、先ほどの議員の御質問、1日当たり最大動員がどのぐらいかということですが、まず高校生の補助員につきましては、1日当たり最大2098人、それから役員のほうの最大動員につきましては、1日当たり480人となっています。

この補助員、役員につきましてはの取組ですが、競技補助員は例年、高校生の方々にお手伝いいただいて、大体延べ2万6000人動員があります。通常、先催県では、開催市町と学校のほうで直接調整していただいていますけれども、市町のほうからは、県が間に入って調整してほしいという要望もいただきましたので、例えば教育委員会、県立校長会、私学理事会、地区校長会、



それから学校一校一校、それぞれ回りまして、どうしてこれだけの規模の要員が要るのかというような説明を丁寧に行ってまいりました。

一方、学校からは、やはりコロナ禍ということもありますので、できるだけ生徒の負担を軽減したいので補助員を減らしてくれというような要望もいただけてきました。なので、私たちは、感染症対策に対するガイドラインに補助員削減の規定を設けて、市町や競技団体に理解と協力を求めてまいりましたし、また、日本スポーツ協会から、NFと言いまして、中央競技団体に削減を働きかけてもらうよう要望活動を行ってまいりました。

その結果、令和元年時点で市町の要望約2万5600人を1万6700人ということで、8900人分の負担軽減を図ることに努めてまいりました。

今後、さらなる調整もありますけれども、市町から要請があれば、間に入って調整に努めていきたいと思えます。

また、役員については、学校からできるだけ早めにどのぐらいの規模の教員が出ていくのかということをお教えしてほしいということがありましたので、1月にそのスケジュールをお示ししました。

今後も学校運営に支障が生じることのないよう努めてまいります。

〔21番 稲森稔尚議員登壇〕

○21番（稲森稔尚） 時間が来ましたので、そういうなかなか体験できないようなダイナミックな体験をしてもらうということ、あるいは受験などのそういう学習に影響が出ないこと、あるいは感染対策といったそういう健康面での影響が出ないこと、いろんなことを考えていかなければいけませんので、現場の皆さんや学校の皆さんや生徒一人ひとりの気持ちに寄り添って、これからも対応していただきたいと思います。

多くの皆さんに納得していただけるような大会を目指してほしいということをお申し上げて、関連質問を終わりたいと思えます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（日沖正信） 次に、森野真治議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。33番 東 豊議員。

[33番 東 豊議員登壇・拍手]

○33番（東 豊） お疲れのところ申し訳ございません。

会派草莽、東です。森野真治議員の質問に対して関連質問をさせていただきま

きます。

ヘリコプターの安全運航についてということであります。

基準が、操縦士2人体制でということ、なかなか時間的な猶予が必要だ

ということもあります。

そして、医療保健部長にお尋ねするんです。

防災ヘリのいわゆるドクターヘリの運用について、実態をお聞かせいただきたいと思

います。

これは、特に、志摩広域消防組合、そして三重紀北消防組合、熊野市消防本部の要請に

応え切れていないというドクターヘリの状況がありまして、令和元年ぐらいのデータとか

かぐらいじゃないと分からないですが、年間300件、400件ぐらいのオーダーがあつて、

実際、天候が悪かったりとかドクターヘリが飛べなかったというのが2割、3割発生

を設置しまして、ドクターヘリと防災ヘリの連携した運航に向けて、検討を重ねてまいりました。

その中で、昨年3月に、救急救助活動における防災ヘリとドクターヘリの運航の考え方というものを整理させていただきまして、関係機関に周知させていただいたところでございます。具体的には、他県のドクターヘリ、奈良県、和歌山県との連携協定がございますので、そういった奈良県、和歌山県のドクターヘリ及び防災ヘリを含むヘリコプターを要請する際の順位づけ、それから、防災ヘリ運航時における無線の取扱いについて、整理させていただいたところでございます。

また、昨年10月には、防災ヘリ要請時における一連の手順等を確認するために、防災ヘリ基地病院及び消防機関による訓練を実施いたしまして、また、来月にも、同様の訓練を計画しているところでございます。

今後とも、防災対策部と連携しまして、ドクターヘリと防災ヘリの活用が安全かつ円滑に連携できるよう、引き続き取り組んでまいりたいと考えてございます。

〔33番 東 豊議員登壇〕

○33番（東 豊） 御答弁いただきましてありがとうございます。

引き続き検討中だというふうなことなのですが、実はその中で、防災ヘリに機材が積み込めるかどうか、その予算的な配慮とか、例えばドクターとかナースが乗るとなると、AEDまでしかないので、それ以外の機器を装備できる可能性があるかどうか、お尋ねしたいと思います。

〔加太竜一医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（加太竜一） すみません。先ほどの答弁で、ちょっと誤解があると、あれなんですけど、一応、もう運航は可能となっておりますので、要請があれば、ドクターヘリが無理なときは、防災ヘリにお願いするというのは、もう現状できるというような状況でございます。

ただ、その機材等につきましては、ちょっと私、今、そこまで承知をしておりますので、またちょっと確認させていただきたいと思いますが、そう

いった状況で、飛ぶようはなっておりますので、一定可能だとは考えておりますが、詳細はまた確認させていただきたいと思っております。

〔33番 東 豊議員登壇〕

○33番（東 豊） ありがとうございます。

現実的には可能だということなんです、実績があまりないようなので、機材が多分大事だと思います。そして、先進的な事例は、実は高知県が持っていらっしゃるしまして、他県の様子をぜひ参考にして、2機体制になると、本当に、特に東紀州地域は救命救急の貴重な医療資源が少ないので、ぜひ体制を整えていただきたいというふうに思います。要望して終わります。ありがとうございます。（拍手）

○議長（日沖正信） 以上で、県政に対する質問を終了いたします。

## 質 疑

○議長（日沖正信） 日程第2、議案第57号から議案第78号まで及び議案第80号並びに議提議案第1号を一括議題とし、これに関する質疑を行います。

通告がありますので発言を許します。20番 山本里香議員。

〔20番 山本里香議員登壇・拍手〕

○20番（山本里香） 日本共産党の山本里香です。

今日の本会議での議員席からの一番最後の本当の本当の一番最後になります。お疲れのところと思いますけれども、どうかよろしく願いいたします。

議案第57号令和2年度一般会計補正予算における高等教育機関連携推進事業費のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて困窮する県内高等教育機関の学生を支援するため、奨学金受給者を対象に食事券を配付した事業の大幅な減額補正について、お伺いいたします。

コロナ禍で、保護者の収入減による仕送り減や学生アルバイトのシフト減、あるいは解雇で生活困窮する学生に、食べて元気に学んでほしいという思いで、1万円分の食事券を配付する事業でした。

学生を支援することに加えて、その当時、緊急事態宣言、そして今、この

間まで緊急警戒宣言があったわけですが、こういった宣言による外出自粛などで、経営に打撃を受けている飲食店も支援するという目的もあって、6月に緊急コロナ対策として8000人分を見込んで、8870万円の予算としていました。

事業終了後の補正で5654万円減額して、3216万円となっています。この中では大幅な減額となっています。

どのようなことだったのか、戦略企画部にお伺いしたいと思います。

〔福永和伸戦略企画部長登壇〕

**○戦略企画部長（福永和伸）** それでは、高等教育機関連携推進事業費の大幅な減額について、御答弁申し上げます。

御質問の学生の支援につきましては、国や多くの高等教育機関が、現金給付という形での支援に動く中、本県は、今おっしゃられたように、県内の飲食店で令和2年12月末まで利用できる1万円の食事券を交付する事業を実施しました。

支援の対象者を県内高等教育機関に在学する奨学金の受給者というふうに国より幅広く設定しまして、対象者を約8000名と見込んで、1日でも早く支援を届けられるよう6月補正予算に計上したものです。

学生からの支援を募るに当たって、県内高等教育機関を通じて個人宛てメールでの周知を4回にわたり行うなど、丁寧な広報、周知を図りましたが、最終的に食事券をお届けしたのは、想定約半数に当たる4029名にとどまりまして、1人当たりの平均使用額は6500円という結果となっています。

今回の予算の減額は、このように支援を受けた方が約4000名にとどまったことが最大の要因ですが、その4000名の9割以上が、県内在住の方でございまして、県外から県内高等教育機関に進学している学生からの申請が非常に少なかったことが分かっています。

すなわち、前期はほぼ全て、後期も相当の割合でオンラインでの授業となったことによりまして、県外からの進学者が、入学、進級後も県外の自宅にとどまって、県内の飲食店を利用する機会がないと判断したことが、全体

として申請数が伸びなかった一因ではないかなと推測しているところです。

また、新型コロナウイルス感染症の第2波、第3波が襲来する中で、外食が大きな要因とされましたので、食事券の申請を控える傾向が強まった可能性もあるというふうに判断しております。

〔20番 山本里香議員登壇〕

○20番（山本里香） 説明いただきました。

予定していたというか、この8000人という初めの予定は、奨学金を受給している方、もう最大限に見積もって、この数字を出して、制度設計といえますか、この事業を予定されたということですが、様々、自宅生じゃない方の動きであるとか、飲食店への敬遠とかがあって、残念な、それこそ幅広く何度も募集もかけてもらったり、広報もしてもらったけれども、せつかくこの支援の思いが、残念な結果になったということだというふうに確認しました。確認したいということの一つは、この中に、登録していただいた飲食店に実費のほかに500円のクオカードを配付したということもあると思いますが、それが、多分この4029名プラスの、その事業費の中に含まれているんだと思います。そういうようなこともしながら、事業もされたわけですが、この募集も1か月延長されたりして、努力されていたのはよく分かります。この支援、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を使ってのものだというふうに認識しておりますけれども、この予算が出たときに、食事券ということで本当に支援が行き渡るのかなとか、いろんな方法がほかにもあるんじゃないかという思いはいろんな方が持たれたと思うんですけども、とにかくできることでと、この食事券という形は取られたんだと思いますけれども、この食事券という形の問題も、これから今後のことも考えたときには、あったんじゃないかなというふうには思っています。

これ、交付金の事業ですが、これは不十分であったという認識があるのであれば、繰越明許で来年度へつなげることはできなかったのかなということも思っています。それで、長引く新型コロナウイルス感染症の影響が、今もさらに困難を大きくさせていると思っています。

折しも、今日の新聞には、一般紙に、下宿生のバイト、収入2割減という  
ようなことで、全国大学生協連のデータを基に、学生の大変な状況の報道も  
されておりますし、私たち日本共産党も、全国の大学生の方に調査をいたし  
ましたところでも、やはり大変な状況が出ているということで、例えば、女  
子学生なんかは、生理用品が買えないような状況も、大変切実な声も届いて  
おります。そんな中で、私ども新年始まって以来、休校やオンライン授業で  
の学生生活のストレスとともに、生活自体が危ぶまれる、食べて元気に学ぶ  
ということが本当に難しい状況が、一部かもしれないけれども、広がってい  
るということです。

私も応援しているフードパントリーで、学生の声を知っていると、こんな  
声が出ています。当てにしていた飲食のバイトを切られた、2か月バイトが  
ない、バイト代が3分の1になった。医療関係のバイトでは、一層行動制限  
が厳しく、自主的に休むように仕向けられる。食事券の条件が当てはまらず、  
申請できなかったので、ゆるくしてほしい。食事券はありがたかったが、  
チェーン店などで使えるようにしてほしい。お金の危機です、給付金、  
再度下さい。学校が出してくれた給付金はありがたかったが、もう既に使っ  
てしまった。家にいることが多く、光熱費や水道代が増えた。奨学金が返済  
できるか今から心配。親の家計が心配。学業、就職活動が心配。ひとり暮ら  
しで精神的につらい。家にいることが多くなり、親とよくけんかになる。な  
どの声が実際寄せられています。

そういうような中で、やはり、目的だったというか食べて元気に学んでと  
いうことの中での支援を、年度替わりの今まさに学業が続けられるかどうか  
まで切迫した状況にある人もいます。伺ったところによると、あん  
まり切迫感がこれまでなかったんです、担当に伺ったら。そこのところ、予  
備軍がいっぱいいるということで、繰越明許のこともありますけれども、来  
年度始まってすぐにも支援を必要としている学生たちがいると思うんです  
けれども、来年度予算の中には、どのようにこういった学生支援が反映さ  
れるのかということをお伺いしたいのと、戦略企画部というところでの扱い

ということの中で、もちろん学生の若い力やその能力を地域で発揮していただくということはとても大切なことで、そこで扱っていらっしゃるんだろうと思いますけれども、福祉的な面で、こういうことを扱うような目を持っていただきたいなと思いつつながら、来年度についてお伺いしたいと思います。

〔福永和伸戦略企画部長登壇〕

○戦略企画部長（福永和伸） まず、今の御質問にお答えする前に、先ほどの答弁の中で、事業の成果について聞かれませんでしたので、言わなかったのですが、この事業、必ずしも失敗だとは思っておりません。

まず一つは、迅速にその支援を届けることができたというのがありまして、募集後1か月で、4000人の約半数を超える2600人から申請を受けて交付できていますので、そういう意味では迅速に届けられています。

さらに、この事業は、学生の皆さんが夢を諦めることのないよう応援することを目的に取り組んだものですが、県内の主要大学から聞き取ったところ、今年度の中途退学者や休学者は、前年度並み、あるいは前年度より若干減少しているということを確認しています。

国などの支援が充実したこともあると思いますけれども、食事券を利用した学生から、アルバイト収入がなくなる中とても助かったという声も届いておりますので、この食事券による支援も寄与したのではないかというふうに考えています。

今後に向けてですけれども、まず国ですけど、アルバイト収入が減少した学生等を対象とする学生支援緊急給付金ですとか、緊急特別無利子貸与型奨学金を12月に追加募集するなど、学生へのきめ細かな支援を継続して実施していくことを明らかにしています。

さらに、県内の高等教育機関においても、三重大学ではアルバイト収入が減少した学生を対象に、5月に実施した臨時給付型奨学金を9月にも追加で実施したほか、四日市大学や皇學館大学でも、家計急変の影響を受けた学生を対象に、生活資金の無利子貸付けを行うなど、学生の学業継続のための独自支援策を実施しています。



私ども、予算策定期間に、県内高等教育機関を回らせていただいて、いろいろ話も聞いているんですけども、そのときも休学や中途退学の数が大きく増加したという話は届いていませんし、食事券の配付事業について、大変感謝されているという声は聞きましたけれども、事業の継続を求める声はこの時点ではありませんでした。

こういうことも踏まえて、今回、当初予算には、学生への支援の予算を計上していないんですけども、やっぱり今後も引き続き、新型コロナウイルス感染症の学生への影響を注視しながら、国の動きですとか県内高等教育機関の支援状況も踏まえまして、県として対応を検討していきたいというふうに考えております。

〔20番 山本里香議員登壇〕

○20番（山本里香） ありがとうございます。

いろいろと調査もしていただいているということのお話でしたし、私も学生さんの声の中に食事券、ありがたかったという声や、学校が独自にやっている、そういった給付金についても、ありがたかったという声も聞いておりますので、完全に否定しているわけではないんですが、今、状況としては、退学、休学者も例年に変わりなく、それより少ないぐらいのようなことも伺いましたが、予備軍はあると思います。というのは、私たちが実際に会った学生たちの中には、食べるものを本当に節約してとか、それから例えば、トイレトペーパーやシャンプーが欲しいとか、そんな方もあったりして、いろいろな困難がある実態はあります。

国の施策も必要です。そして、学校独自の施策も、学校も一生懸命頑張ってみえると思いますけれども、家庭、地域や自治体や国に大切に育てられた人たちは、きっと地域を大切にする大人になっていくというふうには私がかねがね思っておりますけれども、そんな中で三重県の役目も、今回やった、食事券の事業が、一定の意味はあったというふうには思っていますが、今度、またコロナ禍が、大変なのが続いたときには、何らかの施策を打っていただくこともお願いもしながら、質疑を終わりたいと思います。

学生のことを考えていただくということはとても大切なことだと思い、よろしく願いいたします。（拍手）

○議長（日沖正信） 以上で議案第57号から議案第78号まで及び議案第80号並びに議提議案第1号に関する質疑を終了いたします。

## 議 案 付 託

○議長（日沖正信） お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第57号から議案第78号まで及び議案第80号並びに議提議案第1号は、お手元に配付の議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日沖正信） 御異議なしと認めます。よって本件は、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

### 議 案 付 託 表

環境生活農林水産常任委員会

| 議案番号 | 件 名        |
|------|------------|
| 議提1  | 三重の木づかい条例案 |

医療保健子ども福祉病院常任委員会

| 議案番号 | 件 名   |
|------|---|
| 73   | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案 |
| 74   | 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案                                   |

教育警察常任委員会

| 議案番号 | 件名                      |
|------|-------------------------|
| 80   | 盗難自動車の解体及び輸出の防止等に関する条例案 |

予算決算常任委員会

| 議案番号 | 件名   |
|------|--|
| 57   | 令和2年度三重県一般会計補正予算（第14号）                     |
| 58   | 令和2年度三重県県債管理特別会計補正予算（第2号）                  |
| 59   | 令和2年度地方独立行政法人三重県立総合医療センター資金貸付特別会計補正予算（第1号） |
| 60   | 令和2年度三重県国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）              |
| 61   | 令和2年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第2号）   |
| 62   | 令和2年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計補正予算（第4号）      |
| 63   | 令和2年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計補正予算（第2号）          |
| 64   | 令和2年度三重県地方卸売市場事業特別会計補正予算（第3号）              |
| 65   | 令和2年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計補正予算（第2号）            |
| 66   | 令和2年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計補正予算（第2号）          |
| 67   | 令和2年度三重県港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）                |
| 68   | 令和2年度三重県水道事業会計補正予算（第3号）                    |

|    |                            |
|----|----------------------------|
| 69 | 令和2年度三重県工業用水道事業会計補正予算（第3号） |
| 70 | 令和2年度三重県電気事業会計補正予算（第3号）    |
| 71 | 令和2年度三重県病院事業会計補正予算（第4号）    |
| 72 | 令和2年度三重県流域下水道事業会計補正予算（第4号） |
| 75 | 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案 |
| 76 | 防災関係建設事業に対する市町等の負担について     |
| 77 | 農林水産関係建設事業に対する市町の負担について    |
| 78 | 土木関係建設事業に対する市町の負担について      |

## 委 員 長 報 告

○議長（日沖正信） 日程第3、議案第79号を議題といたします。

本件に関し、教育警察常任委員長から委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。濱井初男教育警察常任委員長。

〔濱井初男教育警察常任委員長登壇〕

○教育警察常任委員長（濱井初男） 御報告申し上げます。

教育警察常任委員会に審査を付託されました議案第79号訴えの提起（和解を含む。）につきましては、去る3月5日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め慎重に審査いたしました結果、全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（日沖正信） 以上で委員長報告を終わります。

委員長報告に対する質疑並びに討論の通告は受けておりません。

## 採 決

○議長（日沖正信） これより採決に入ります。

議案第79号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告どおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（日沖正信） 全員起立であります。よって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

## 休 会

○議長（日沖正信） お諮りいたします。明10日から22日までは委員会の付託議案審査等のため休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日沖正信） 御異議なしと認め、明10日から22日までは、委員会の付託議案審査等のため休会とすることに決定いたしました。

3月23日は定刻より本会議を開きます。

## 散 会

○議長（日沖正信） 本日はこれをもって散会いたします。

午後4時13分散会